

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 7 日 開 会

平成 2 9 年 3 月 2 2 日 閉 会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

平成29年3月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第14号）
- 6 議案第 2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 6号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第 7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について
- 12 平成29年度町政執行方針
- 13 平成29年度教育行政執行方針
- 14 議案第 8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 9号 平成29年度浦臼町一般会計予算
- 16 議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例について

○出席議員（8名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		7番	牧島良和君

○欠席議員（1名）

6番 静川広巳君

○出席説明員

町	長	齊	藤	純	雄	君
副町	長	川	畑	智	昭	君
教	長	浅	岡	哲	男	君
総務課	長	河	本	浩	昭	君
総務課	主幹	石	原	正	伸	君
くらし応援課	長	加賀	谷	隆	彦	君
長寿福祉課	長	大	平	雅	仁	君
長寿福祉課	主幹	齊	藤	淑	恵	君
産業建設課	長	大	平	英	祐	君
産業建設課	技術長	馬	狩	範	一	君
教育委員会	会長	武	田	郁	子	君
事務局	次長					
農業委員会	会長	宮	本	英	史	君
事務局	局長					
農業委員会	会長	佐	藤	浩	司	君
代表監査委員		星		和	行	君

○出席事務局職員

局	長	遠	山	敏	温	君
書	記	西	川	茉	里	君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は 8 名でございます。定足数に達しております。

静川議員につきましては、都合により欠席をしております。

ただいまから、平成 29 年第 1 回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を会議規則第 118 条の規定により、議長において、3 番柴田議員、4 番東藤議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 16 日間にしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 22 日までの 16 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長

日程第 3、諸般の報告をします。

初めに、平成 28 年第 4 回定例会以降本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

議会においては、毎年町民との意見交換の場として、議会懇話会を開催しております。今回においても 2 月 16 日、晩生内老人クラブ、2 月 20 日、JA の青年部、そして 3 月 2 日、社会福祉協議会、3 組織団体との懇話会を

開催しております。

それぞれの懇話会において多くの意見が出されておりました、予定時間をオーバーするというので、三つの会を終了させていただきましたけれども、この取りまとめについて議会でまとめをし、昨年度と同じようにその内容について精査をし、町長部局にその内容を報告すると同時に、重要な部分については提案、提言という形でお話を町長部局としたいと考えております。

次に、監査委員より、平成28年12月分から平成29年2月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

初めに、2月23日、早朝の住宅火災により3名の方がお亡くなりになりました。亡くなられた方々には心からご冥福を申し上げますとともに、今後このようなことがないように関係機関と協議検討してまいりたいと思っております。

さて、本日をもって招集いたしました第1回定例会においては、同意2本、議案13本を提出いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の行政報告についてお手元の配付資料をごらんになり、何点か口頭でご報告をさせていただきたいと思っております。

2月15日、町内業者との間で、浦臼町ひとり暮らし・高齢者等見守りネットワーク協定の調印を締結しております。

これは1月に町内で孤独死が発見されたのを機に、第1発見者である北海道新聞浦臼販売所砂場さんと協定を交し、町内における高齢者やひとり暮らし世帯を見守りながら、地域での安全な暮らしに結びつける取り組みで、今

後郵便局やトドックをやっております生協さんとも同様の協定を予定をしているところでもあります。

2月21日、月形町にて、JR北海道の廃線問題について、北海道ネットワークワーキングチームの報告書の説明が北海道よりあり、沿線4町の首長が集まりました。

今後については、これまでの経緯から、まずは3町で協議を進めていくということで合意をしているところでもあります。

以上です。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、平成28年第4回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

なお、あらかじめお配りしておりますので、主なものについてご報告させていただきます。

1月8日、浦臼町新成人のつどいには20名の参加を得て、門出を祝福しております。

1月24日、第9回B&G全国サミットにおいて、優良センター表彰として浦臼海洋センターが特A表彰を受け、平成27年度まで6年連続最高位の評価となりました。

このことにより、B&G体育施設の修繕に係る助成率が最もよい条件での支援を受けられるものであります。

2月15日、平成28年度林野火災予防に関する作品表彰があり、毎年知事表彰として、標語部門で最優秀賞1点、優秀賞2点が表彰されます。本年1,115点の中から見事に浦臼小学校6年生庄野優月さんが最優秀賞に、5年生澤田楓菜さんが優秀賞の荣誉に輝き、このたび北海道知事表彰の伝達を受けております。今回の受賞は平成24年度の高田輝君に続く快挙でございます。

最優秀賞標語は、「木々たちの聞こえぬ声が燃えて散る」でございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第1号

○議 長

日程第5、議案第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第14号）。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ856万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,514万4,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債の補正」による。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表繰越明許費の補正についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正。

1、追加、表に記載のとおりでございますが、上段からご説明申し上げます。事業名、農地整備事業、浦臼鶴沼地区事業。金額は810万9,000円。

続きまして、事業名、同じく農地整備事業、晩生内地区事業で、金額は710万円でございます。こちらは各地区の農地基盤整備事業の一部を繰越事業として設定をするものでございます。

続きまして、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額が1,210万7,000円でございます。こちらは来年度予定してございました公営住宅の外壁改修工事を前倒しし、繰越事業として設定するものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。9ページをごらんください。

第3表、債務負担行為補正。

1、追加でございます。すべて期間は28年度から29年度としてございます。

事項、町営バス運營業務委託料、限度額は439万6,000円でございます。

次に、事項、ホームページ保守業務委託、限度額は26万円でございます。

次に、ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額は173万9,000円でございます。

次に、事項、L G W A Nルータ保守業務委託料、限度額は2万円でございます。

ます。

続きまして、セキュリティクラウド保守業務委託料、限度額は31万6,000円でございます。

続きまして、事項、ごみ収集運搬業務委託料、限度額は1,091万9,000円でございます。

続きまして、事項、水処理施設維持管理業務委託料、限度額は324万7,000円でございます。

続きまして、事項、町立診療所レセプトコンピュータ保守点検業務委託料、限度額は39万5,000円でございます。

事項、X線コンピューター断層撮影装置保守点検業務委託料、限度額は81万円でございます。

続きまして、事項、予防接種業務委託料、限度額は451万5,000円でございます。

事項、鶴沼公園等管理業務委託料、限度額は1,069万2,000円でございます。

続きまして、事項、町道等維持補修業務委託料、限度額は1,460万1,000円となっております。

各事業とも各年度当初より実施する必要があることから、追加するものがございます。

次に、地方債の補正でございます。10ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正です。

1、追加、起債の目的は、現年発生単独災害復旧事業、限度額は970万円でございます。こちらは昨年8月の台風被害に係る復旧事業費の財源として借り入れをするものでございます。

2、変更でございます。起債の目的、歯科医療機器購入事業、限度額2,400万円から2,430万円に変更するものでございます。こちらは医療機器購入に係る事業費の確定によるものでございます。起債の方法につきましては証書借入でございます。利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金につきましては、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議をするものでございます。ただし財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明申し上げますので、23ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算の内容につきましては、各事業の決算見込みによります事業の精査でございます。主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額870万9,000円の減額でございます。主なものは7節賃金につきましては、嘱託職員や臨時職員の雇用

者数の減少によるものでございます。

1項2目財政管理費、補正額1億5,462万6,000円の追加でございます。25節積立金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金、いわゆる過疎ソフト基金に3,800万円、公共施設建設基金に6,000万円、財政調整基金に5,732万6,000円を積み立てするものでございます。

3目企画費、補正額1,239万8,000円の減額でございます。主なものは地域おこし協力隊事業におきまして2名分の予算を計上していましたが、1名の採用となっておりますので、賃金や活動に係る経費を減額してございます。

また、13節委託料につきまして、PR事業実施業務委託料として、当初道内31回の活動費を見込んでございましたが、職員が対応できた行事があり稼働実績が11回となりましたので170万5,000円を減額するものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものは定住促進住宅取得応援助成金におきまして、中古住宅4軒の取得助成を執行してございます。執行残として584万1,000円を減額するものでございます。

8目諸費、補正額496万6,000円の追加でございます。主なものは8節報償費におきまして、ふるさと納税記念品に係る費用として500万円を追加するものでございます。

13節委託料につきましては、訴訟事務委託料として、2審の報償金と最高裁上告に係る着手金合わせて21万6,000円を追加するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額2,210万7,000円の減額でございます。主なものは2節給与及び3節職員手当につきまして、一般職員の退職等による減額でございます。

29ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額1,294万7,000円の減額でございます。主なものは19節負担金及び交付金につきまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金の執行残として519万円の減額、社会福祉協議会補助金において、専任事務局長の人件費分として286万5,000円の減額、28節繰出金につきましては国保会計の決算見込みにより389万1,000円の減額でございます。

続きまして、5目障害者福祉費、補正額876万7,000円の減額でございます。主なものは20節扶助費につきまして、障害福祉サービス給付費の確定による減額でございます。

31ページをお開き願います。

3項1目老人福祉総務費、補正額508万7,000円の減額でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、空知中部広域連合負担金の減額によるものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項2目予防費、補正額396万円の減額でございます。主なものは13節委託料につきまして、各種予防接種の実績に伴う減でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、通所や訪問介護給付事業の実績に伴う減でございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

2項2目し尿処理費、補正額342万9,000円の減額でございます。19節備品購入費につきまして、し尿収集車の購入に係る執行残でございます。

5款農林水産業費、1項6目農村センター管理運営費、補正額1,998万5,000円の減額でございます。主なものは15節工事請負費につきまして、農村センター耐震補強及び大規模改修工事の執行残でございます。

35ページをお開き願います。1項8目水利施設管理費、補正額1,024万1,000円の減額でございます。主なものは11節需用費につきまして、揚水機場の稼働実績により電気料を減額するものでございます。

11目基盤整備推進費、補正額367万3,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、農地整備におきまして事業費の確定及び国の補正予算により事業費が追加となり、負担金を追加するものでございます。

37ページをお開き願います。

7款土木費、1項3目橋梁維持費、補正額1,145万7,000円の減額でございます。主なものは15節工事請負費におきまして、橋梁長寿命化補修工事及び地覆補修工事におきまして、国の予算が減額となり、補助事業が採択されなかったことから未施工となり減額をするものでございます。

4目除雪対策費、補正額2,974万8,000円の減額でございます。こちらは除雪機械の購入に係る入札執行残でございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額1,047万7,000円の追加でございます。主なものは国の入札執行残により事業を前倒しするものでございまして、補助率が満額交付される有利な条件であることから、29年度に予定しておりました中央団地B棟の外壁改修工事に係る予算を追加し、繰越事業として実施をするものでございます。

4項1目下水道整備費、補正額201万9,000円の減額でございます。28節繰出金におきまして、下水道事業特別会計の決算見込みによる減額でございます。

43ページをお開き願います。

歳出の主な項目について説明させていただきました。歳出の合計額は856万円の追加となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

歳入につきましても、ほとんどの額が確定による補正でございますので、主なものについてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目個人分、補正額 7 1 2 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。
1 節現年度分として農業所得の増加に伴う増額でございます。

2 目法人分、補正額 5 0 3 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。1 節現年度課税分で、法人税割におきましては企業収益の増加により、また均等割におきましては区分の変更による増額等でございます。

2 項 1 目固定資産税、補正額 6 7 1 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。
1 節現年課税分で主な減額の要因としましては、償却資産の減少によるもの
でございます。

続きまして、9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、補正額 2, 0 0 0 万
円の追加でございます。3 月交付予定の特別交付税を見込み追加をするもの
でございます。

次のページ、1 3 ページをお開き願います。

1 1 款分担金及び負担金、1 項 3 目農林水産業費負担金、補正額 2 8 7 万
9, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは基幹水利施設管理事業の事業
確定による受益者分担金の減額でございます。

1 3 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 5 3 6 万 5, 0 0
0 円の減額でございます。主なものは障害者自立支援給付費等の確定による
減額でございます。

1 5 ページをお開き願います。

2 項 1 目民生費国庫補助金、補正額 7 4 9 万 9, 0 0 0 円の減額ござい
ます。主なものは 1 節社会福祉費補助金におきまして、年金生活者等の臨時
福祉給付金事業の実績による減額でございます。

3 目土木費国庫補助金、補正額 5 3 0 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。
1 節住宅費補助金におきまして、中央団地改修に係る交付金を追加するもの
でございます。

6 目総務費国庫補助金、補正額 4 9 5 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。
主なものは 1 節総務費補助金におきまして、農村センターの耐震補強等の工
事の完了に伴い補助金を減額するものでございます。

続きまして、1 4 款道支出金 2 項 4 目農林水産業道補助金、補正額 3 0 3
万 8, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは基幹水利施設管理事業の確
定によるものでございます。

1 7 ページをお開き願います。

農地整備事業費に係る補助金として 2 8 3 万 2, 0 0 0 円を追加するもの
でございます。

続きまして、1 5 款財産収入、2 項 2 目物品売払収入、補正額 2 0 0 万 9,
0 0 0 円の追加でございます。雪寒機械入れかえ時のブルドーザー売払収入
でございます。

1 8 款諸収入、3 項 2 目雑入、補正額 3, 8 6 2 万 7, 0 0 0 円の追加で
ございます。

1 9 ページをお開き願います。

主なものにつきましては、中空知広域市町村圏組合の基金取り崩しによる返還金として3,769万4,000円を追加するものでございます。財政調整基金に1,769万4,000円、公共施設建設基金に2,000万円を積み立てするものでございます。

19款町債、1項2目総務債、補正額9,800万円の追加でございます。晩生内コミュニティセンター改修事業の完了により830万円の追加、過疎ソフト事業の財源として8,970万円を追加するものでございます。

以下、3目土木債から7目消防債につきましても、各事業の完了により補正するものでございます。

21ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額8,910万8,000円の減額でございます。主なものは1節財政調整基金繰入金につきまして1億562万2,000円を減額してございます。4節ふるさと浦臼応援基金繰入金におきましては1,651万4,000円を追加するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ856万円の追加となっております。

以上、議案第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第14号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の23ページをお開きください。1款議会費から34ページ、5款1項6目農村センター管理運営費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

23ページ、総務費の中の企画費、13節になると思うのですが、PR事業実施業務委託料170万5,000円の減額となっておりますが、このPR事業実施業務というのは、臼子ねえさんのPR事業と考えてよろしいでしょうか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり臼子ねえさんに係るPR事業でございます。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでしたら、新十津川町の企業に臼子ねえさんのPR事業はやってもらうと理解していたのですけれども、これを職員がやったということの理由で

すね、積極的に職員がやると手を挙げたのか、その新十津川町の業者に断られたから仕方なくやったのか、それと31回の予定が11回と、20回分も減っておりますけれども、こんなになぜ減ったのだろうというところですね。説明をお願いします。

○議長

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

委託事業としましては、新十津川町の業者に委託契約をしてございまして、すべて単価契約になってございます。それぞれ派遣する場所によって単価がそれぞれ違ってございまして、当初31回見込んでいた部分には、浦臼町内で実施されますさまざまなイベントにも参加するように提示をさせていただきました。

しかしながら、急なイベントの開催等、いろいろな取材等、急遽対応しなければならぬ部分ですとか、委託をかけますと最低保証といいますか、業者さんに支払う金額が相当ございますので、何とか職員の中で調整がきくものについては極力職員の方で対応しようということで、町内の中で開催されました交通安全の教室ですとか、そういった小規模なものについてはすべて職員が対応してきたという状況でございます。

そういった細かな部分を落としていきますと、結果11回という主に町外の活動となっております。

以上でございます。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、町内のイベントには積極的に職員がかかわったという理解をしたいのですが、あとのイベントというのですか、町外のものは新十津川町の企業に委託をされたのですか。

○議長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

基本的にはそのようになっております。

委託した主な実績なのですが、議員懇談会でもご説明しましたけれども中空知大収穫祭、砂川市で行われたもの、それから北海道うまいものサミット、函館市で実施、それから北竜町で行われましたひまわり祭り、それから札幌市のオータムフェスト、それから同じく札幌市のレバンガ北海道豊平区民応援デーが主なものでございます。

以上です。

○議長

ほかに質問ありますか。

中川議員。

○ 2 番（中川清美君）

34 ページの一番下の下段の欄なのですが、農村センター管理運営費における15節で工事請負費で1,963万のマイナスということなのだけども、これの内訳はあるわけなのですが、なぜこれぐらいまで変化したのか、わかれば教えていただきたい。

○ 議 長

武田次長。

○ 教育委員会事務局次長（武田郁子君）

中川議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、耐震診断業務、27年度に行っているところなのですが、その業務の中で耐震診断判定委員に判定してもらって、その判定によりまして28年度の予算を計上させていただいているところですが、28年度、今年度実施いたしました実施設計業務の委託の段階におきまして、次は評定委員会というところにかけるようになってございます。

その判定委員会と評定委員会の結果に基づいて行っているところなのですが、判定委員会では出された結果よりも評定委員会では出された結果の時点で、体育館の屋根ブレースの改修構面が激減して、そのために仮設足場なども減少したために1,800万円強の工事額の減額となっております。

以上でございます。

○ 議 長

ほかにありますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

今の農村センターの改修工事の中で、光回線工事というのがありますけれども、これは今までなかったものなのか、改修工事に伴って小規模の工事なのか、どうでしょうか。

○ 議 長

武田次長。

○ 教育委員会事務局次長（武田郁子君）

それにつきましては、今までなかったものを新しく光回線にした部分でございます。

以上でございます。

○ 議 長

ほかにありますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

25ページになりまして、2款総務費の中の企画費の中の19節負担金補助及び交付金の中で定住促進住宅取得応援助成金というのが584万円と大きく減になっておりますけれども、もともと幾ら予算されていて、どのぐら

いの利用があったのかというところを知りたいのですけれども。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

もともと新築住宅と中古住宅をそれぞれ4軒ずつを見込んでおりました。さらに若者世代等への加算を見込んでいたわけですが、結果としまして、申し込みにつきましては中古住宅の4軒のみという実績となりまして、これから新築というのはあり得ないだろうということで落とさせていただくものでございます。

当初予算につきましては、それぞれ4軒分でございますして900万円を計上してございました。

以上でございます。

○議 長

ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

それでは、次に35ページ、5款1項7目地力増進施設管理費から最後まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

38ページですが、土木費、橋梁維持費で工事請負費、ご説明では国の予算がつかなかったということで、私の理解も、調査を含めて工事やられたのかなと薄く覚えていたのですけれども、これ全体的にやられなかったことなのか、一部やったけれどこれだけ残ったのか、そこは国の予算がつかないことでのそういう結果との話ですが、今後の計画、ローリングなるのかなと思うのですが、それとの兼ね合いでご説明をいただきたいと思います。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今年度予定していましたが、その事業の若木橋になるのですが、その全体工事を単年度完了で予定していたのですが、国の事業の事業費のつきが悪く、その中の一部を実施をして、来年度以降に繰り越したという形になっておりまして、橋の橋梁長寿命化につきましては、町のホームページで公表しておりまして、これから10年間の計画でホームページ上で公開しております。

以上です。

○議 長

ほかにありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

まだちょっとホームページを見ていないのであれですけど、若木橋については今年度引き続き予算づけがされて、工事完了ないしは継続のこととなると理解してよろしいのでしょうか。

○ 議 長

馬狩技術長。

○ 産業建設課技術長（馬狩範一君）

はい、おっしゃるとおりです。来年度も施工します。

○ 議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

先ほどちょっと聞きそびれたのですけれど、33ページになります。

衛生費の中のし尿処理費の19節負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が94万5,000円減になっていますけれども、これもできましたらどれだけ執行されたか知りたいのと94万5,000円という減額になっておりますけれども、大体これで合併処理浄化槽の設置は完了したのかなという理解になるのでしょうか。

○ 議 長

加賀谷課長。

○ 暮らし応援課長（加賀谷隆彦君）

折坂議員のご質問にお答えします。

し尿処理費におけます合併処理の関係につきましては、予算的には当初7人槽を3件予定しておりました。実際に応募がございましたのは5人槽2件での執行という形になってございまして、その執行残という形になってございます。

予算につきましては、ちょっと大変申しわけございません。当初は211万5,000円の予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○ 議 長

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

もう一点質問したのですけれど、大体完了したという予測はされているのか、まだまだ需要はあるかなという予測があるのか、どちらでしょうか。

○ 議 長

加賀谷課長。

○ 暮らし応援課長（加賀谷隆彦君）

大変申しわけございません。

需要につきましては、29年度予算上にも予算を計上させていただいております。まだまだ需要はあると思ってございます。28年度途中で手をおろされた方もいらっしゃると思いますので、今後とも浄化槽の設置については周知、PRしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、次に歳入に入ります。11ページをお開きください。歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。柴田議員。

○3番（柴田典男君）

2点お伺いします。

20ページ。以前説明あって、もし重複していたら申しわけないのですけれども、確認の意味でもお伺いしたいと思います。

土木債で雪寒機械整備事業債が3,230万円の減額ということなのですが、たしか除雪ダンプを2台5,600万円ほどの総事業費だったと思うのですが、その下が橋梁長寿命化事業債が1,010万円の減額と。

先ほどの橋の国からの補助金がなくなった関連がこれなのかなと思うのですが、雪寒機械については、これは補助率の問題なのか、ちょっと詳しいことを教えていただきたいと思うのですが。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

雪寒機械の方につきましては、国の補助率、本来であれば3分の2の補助率という形になるのですが、今年度の補助率につきましては約40%という形になりまして、その分の補助率が落ちた分を起債で賄うという形になっております。

2点目の橋梁の長寿命化の関係につきましては、橋梁の要望していた事業量が国の事業量の割り当てが少なかったことから、その分の減額という形になっております。

以上です。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

申しわけありません。

最初、雪寒の方、ちょっとよく意味がわからなかった。もう一回。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

申しわけありません。質問にお答えします。

当初、予定していた総額なのですが、2台総額で6,200万円を予定しておりました。それに対しまして実際の価格につきましては5,467万円ということで、その分の差額がここに出てきております。

以上です。

○議長

ここで、暫時休憩とします。11時まで暫時休憩とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長

会議を再開いたします。

改めて答弁願います。

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

説明が不十分で申しわけありませんでした。

先ほどの6,200万円なのですが、起債の対象額が当初予算で6,200万円ということで見込んでおりました、そのうち今回2台分のダンプの購入費が5,046万7,000円ということで、そのうち国庫補助金が2,069万2,000円ということで、残りの金額の2,977万5,000円が起債対象額となるため6,200万円から2,977万5,000円を引いた額が今回の減額の理由になっております。よろしいでしょうか。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ということは、国庫から出た2,069万2,000円がいわゆる6,200万円の40%に当たるのですか。先ほどの説明の中でいうと。何%で当たるものなのですか。

○議長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

車の購入費が2台で5,046万7,000円ですので、国の補助金が2,069万2,000円しか当たっておりませんので、おおよそ39.6%の

補助率という形になってございます。

以上です。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

この補助というのは、当初ある程度大枠の中で申請しているのですけれども、これはもともとは結構出ますよというものが、いや、今回はこれしか出ませんよというものなのか、最初から総額に対してこれぐらいしか出ませんよという補助率なのか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

実際の補助率につきましては、国のそのうたいとしては、事業費の3分の2が補助率ということであっているのですが、実際には国からもらい切りということでこれだけしかないよという形で、その予算の配分があって、それに基づいて率で割り返すと大体40%という形になっております。

○議長

ほかに質疑ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

18ページと34ページにあります青年就農給付金、これの減額なのですが、これは事前にお伺いしたところ、法人になったために減額したということでお聞きしました。

そういう法人になって、補助対象から外れて、その部分が減額になったと思っはいるのですけれども、18ページの77万8,000円と34ページの77万7,000円の1,000円の差は何でしょうかということで、簡単に説明をお願いします。

○議長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

小松議員の質問にお答えします。

1,000円ですけれども、切り捨てるの関係でございます。

青年就農金でございすけれども、先ほど言われました法人の関係、要するに自分の所有している土地が移行していたときに外れていきますし、基本的に150万円に対して若干所得によりまして微妙に減らされてきますので、その積み上げの収支ということで、それぞれの額に決定しているということでもあります。

○議長

ほかにありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

年度は終わっていないのですけれども、ふるさと納税の関係の今までの実績、数字教えていただけますか。

○ 議 長

河本課長。

○ 総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えします。まず実績なんですけれども、4月から12月までの実績でございますけれども、申し込み件数につきましては8,784件、金額にしまして1億4,229万7,000円申し込みベースとなっております。さらに、さらに申し上げますと、2月27日現在でございますけれども、金額が1億4,580万円といった金額になってございます。

以上でございます。

○ 議 長

ほかに質疑ありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

20ページです。

中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金返還金とあります。

さきにニュースとしては入っているところなのですが、結果として今年度に今の時点で中空知広域行政も実質的には動いていますから、その全体が返還になったのかなと思ったのだけれども、広域行政が動いているので、そこら辺との絡みで、まだ運用すべく基金として持続しているのか、まだうちがそこに基金として積んでいるのがあるのかなのか、あるから中空知広域動いているのだよという話になるのか。

それと、その全体の必要性の事業そのものが多くの市町村で、もうこの辺でいいでしょうということの結果とも聞いておるところなのですが、それぞれ市町村の事情もいろいろありますから、あつてのことだろうと思います。その周辺ですね。

それで、したがいまして、今後における共済事業にそれが1本になったのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

係る基金では、かつてあったリーマンショックを含めて、その運用実績に対する疑念も経過としてはあつたわけです。

しかし、こうした金額は本町にあってはあるわけで、基金として動かした量というのは相当な額だと思いますが、トータルとして今後の、結果として課題も含めて、あるいは方向性を若干説明いただければと思います。

○ 議 長

斉藤町長。

○ 町長（斉藤純雄君）

お答えしたいと思います。

広域圏には現在各町が出したお金が9億円、それから道が出したお金が1億円ということで合計10億円がありました。

今回、そのうちの6億円を各町に返還をしたということで、この金額は浦臼町の出資金の一部であります。

そして、今残りの4億円につきましては1%、年間800万円の利息をいただいて、広域圏の事業をやっているような形になっております。

広域圏組合というのが、今定住自立圏という形の方を国の方でも優先をしまして、各地域で広域圏をどうしてもつくらなくてはだめだという法律がなくなりましたので、今全国にはほとんど広域圏組合というものが残っておりません。

今、全国の会長が滝川市が担っておりますけれども、私たちも会議の中でそもそも論、こういった時代にこの広域圏組合というものが必要なのかどうかということで、そういった意見での議論もしておりますので、そう長くないときには発展的な解消ということになるかと思っておりますけれども、29年度については4億円の果実、800万円で各事業をやるとなっているところであります。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

もう一点。

そうしますと、財源的にも半分以下であるわけですがけれども、広域圏組合の中では事務局を滝川市に置いております。これは人事についてはどういう動きになりましょうか。

○議長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

今のところはこれまでの形ということでいっております。

ただ、滝川市の方からはいろんな事務組合を持っている中で、その事務局を持つと非常に負担が大きいということで、何とかそこら辺も皆さんと議論したいという意見は出ております。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長

日程第6、議案第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長(加賀谷隆彦君)

議案第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

平成28年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ785万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億830万7,000円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。資料10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、平成28年度事業の決算見込み及び額の確定に伴うものとなっております。

内容につきましては、1款1項1目一般管理費810万5,000円の追加でございます。4節共済費におきまして職員共済組合等負担金50万円の減額、13節委託料におきまして国保広域化に伴う国保納付金算定システムデータ連携対応業務委託執行残による9,000円の減額、25節積立金におきまして財政調整基金への861万4,000円の追加となっております。

2款1項1目空知中部広域連合納付金につきましては、財源更正でございます

ます。

4款1項1目特定健診事業25万円の減額でございます。4節共済費におきまして職員共済組合等の負担金の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税249万4,000円の増額でございます。各節決算見込みによるものとなっております。

2目退職被保険者国民健康保険税205万6,000円の減額となっております。制度変更により対象者数の減によるもので、1節から6節まで各節決算見込みによるものとなっております。

2款財産収入、1項1目利子及び配当金2万1,000円の追加でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金279万9,000円の追加で、前年度よりの繰り越しとなっております。

4款諸収入、3項4目過年度収入3,997万円の追加でございます。平成27年度国民健康保険税に係る賦課金額の確定に伴う広域連合よりの返還金となっております。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金389万1,000円の減額でございます。平成27年度分の分賦金額の確定に伴い、一般会計から繰り入れを減額するものでございます。

5款繰入金、2項1目繰入金3,147万4,000円の減額でございます。平成26年度分の返還金及び27年度分の分賦金に減額がございましたので、基金からの繰り入れを減額するものとなっております。

7款国庫支出金、1項1目国庫支出金8,000円の減額でございます。

歳入合計、歳出と同じ785万5,000円の追加となっております。

以上が、議案第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7、議案第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長(加賀谷隆彦君)

議案第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成28年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ102万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,292万円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

まず初めに、歳入歳出予算の補正につきましては歳出よりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、平成28年度事業の決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項1目一般管理費15万円の減額でございます。4節共済費におきまして職員共済組合等負担金の減額によるものとなっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金117万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金での連合への保険料等負担金の追加によるものとなっております。理由といたしましては対象者の増という形になってございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目 1 節特別徴収保険料 2 5 4 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。対象者の減によるものとなっております。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分 4 3 3 万 4, 0 0 0 円の追加で、現年度分保険料の追加となっております。これにつきましては所得の増によるものでございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金におきましては 9 9 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2 2 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。前年度よりの繰越金となっております。

以上、歳入合計、歳出と同じ 1 0 2 万 1, 0 0 0 円の追加となっております。

以上、議案第 3 号 平成 2 8 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 3 号 平成 2 8 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 3 号 平成 2 8 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 号

○議 長

日程第 8、議案第 4 号 平成 2 8 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

議案第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度浦臼町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ64万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,261万1,000円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

内容についてご説明を申し上げます。

まず、初めに債務負担行為についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

1、追加事項といたしまして、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額87万5,000円でございます。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプ所の管理業務を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによるものでございます。主なもののみご説明をいたします。

歳出からご説明をいたしますので9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費1万8,000円の減額でございます。各節とも執行残によるものでございます。

3目下水道維持管理費62万4,000円の減額でございます。主なものは4節共済費、職員共済組合費負担金確定、19節分筋補助及び交付金、石狩川流域下水道組合負担金の確定によるものでございます。

2款1項1目元金及び2目利子につきましては、財源更正のみでございます。

歳出合計64万2,000円の減額でございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。

1款1項1目受益者分担金1,000円の減額でございます。受益者分担金及び滞納繰越分がないものでございます。

2款1項1目下水道使用料40万5,000円の追加で、内容といたしま

して使用料増加分40万円、使用料滞納繰越分5,000円の追加でございます。

3款1項1目下水道費国庫補助金2万8,000円の減額でございます。事業の実績によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金201万9,000円の減額でございます。一般会計につきましては歳入歳出決算による減額でございます。

5款1項1目繰越金43万3,000円の追加でございます。繰り越しにつきましては平成27年度の歳入歳出決算によるものでございます。

6款1項1目雑入56万8,000円の追加でございます。平成27年度石狩川流域下水道事業分担金の精算によるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ64万2,000円の減額でございます。

以上、議案第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議 長

日程第9、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月7日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律並びに児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、児童福祉法が改正されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊の参考資料の1ページをお開き願います。

第8条の2の改正につきましては、児童福祉法第6条の4が改正され、養子縁組里親が定義づけされたことに伴い、養育する子の範囲を拡大するために平成28年第4回浦臼町議会臨時会におきまして追加しました規定をさらに改正するものでございます。

次ページをお開き願います。

第8条の3第4項の改正につきましては、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の介護を行う職員への読みかえの規定の改正となり、第2項の深夜勤務の制限についても、介護を行う職員に適用することとしてございます。

本条例につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 6 号

○議 長

日程第 10、議案第 6 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第 6 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報保護条例（平成 12 年浦臼町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 7 日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、平成 27 年 9 月 9 日に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、改正法第 6 条による法番号の改正の施行期日を定める政令が平成 28 年 12 月 28 日に公布され、平成 29 年 5 月 30 日から施行することとなったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の 3 ページをお開き願います。

第 2 条第 3 号の改正につきましては、情報提供等記録には条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報に係るものを含むこととする改正となっております。

第 16 条第 3 項第 4 号及び次ページの第 4 項第 4 号の改正につきましては、番号法第 26 条の追加に伴う条の繰り下げによるものでございます。

第 19 条の改正につきましても、第 2 条の改正同様条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報紹介者及び提供者に係る規定の追加でございます。

本条例につきましては、平成 29 年 5 月 30 日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第 6 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議 長

日程第11、議案第7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年3月7日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、浦臼町税条例の関係条項を改正するもので、消費税率の10%引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されることによる所要の見直しが行われたことに伴い本条例の一部を改正するものとなっております。

次ページをお開きください。

浦臼町税条例等の一部を改正する条例。

(浦臼町税条例の一部改正)

第1条、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料の 5 ページをお開き願います。

第 1 条の改正につきましては、総務省改正令に基づき平成 29 年 1 月 1 日施行と規定されている改正規定を公布の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用するとしたものの改正となっており、主に国の準則に基づく改正に文言等の整理をするものとなっております。

第 19 条の納期限後に納入金に係る延滞金についての条項でございまして、条文中、号の追加及び 2 号、3 号での第 48 条第 1 項の申告書を削除いたしまして、新たに (5)、(6) 号を第 48 条第 1 項を追加いたします。

この条項につきましては、法人の町民税の申告書に関する改正となっております。

次に、第 43 条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収についてで、文言の整理及び削除をいたしたもので、第 3 項の次に新たに第 4 項、申告書修正及び期間等についての項を追加いたしてございます。

第 48 条につきましては、法人の町民税の申告納付につきましては、第 3 項、第 4 項での文言の整理を行うとともに、第 5 項、延滞金の計算に係る期間、控除についての項を追加いたしてございます。

第 50 条、法人の町民税に係る附則税額の納付の手續についての条項におきましても、第 2 項及び第 3 項において文言の整理を行うとともに、3 項の次に新たに 4 項として延滞金の計算基礎等についての項を追加いたしております。

次に、附則におきまして、9 ページの 50 条の 2 によります説明となりますけれども、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例では、1 項中、同法を租税条約等実施特例法に改め、町民税の所得割を課すこととし、その適用について 2 項 1 号では所得控除要件、2 号では各種控除での適用について、第 3 号では控除をするための所得計算方法について、第 4 号では山林所得金額での条項適用利子等の額等について規定しているものでございます。

3 項では、租税条約等実施特例法に規定する条約適用配当での取り扱い及び税率について規定しているもので、規定後の変更及び対象となる法律を明確にしたものとなっております。

5 項につきましては、租税条約等実施特例法での適用時における取り扱い等について、1 号、2 号、3 号、4 号で規定しており、各法律を明確にし、各条項を定めてございます。

第 6 項におきましても、特例法適用時における規定で、条項規定を改めるものとなっております。

次に、同条を附則第 20 条の 3 とし、附則第 20 条の次に 1 条を加えます。これ 6 ページになります。附則第 20 条の 2、特例適用利子及び特例適用配当等に係る町民税の課税の特例について 1 項から 5 項を新たに追加してござ

います。

1項では、外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の課税等に関する法律に基づく外国人居住者への特例適用利子及び特例適用配当についての課税を明記したもので、2項では総所得金額についての考え方、3項では納税義務者の特例適用利子及び配当についての考え方、4項につきましては第3項を適用した場合の申告扱いについて、第5項では3項の規定により適用があった場合についての所得割の考え方について等を明記してご説明いたします。

次に、浦臼町条例第2条の改正につきましてご説明を申し上げます。13ページをお開き願います。

この第2条の一部改正につきましては、第1条で改正したもの以外の平成29年4月1日施行分の改正となっております。

第2条、浦臼町税条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、附則第6条を全文削除し、新たに6条を規定し、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成30年度から平成34年度までの特例に関する改正となっております。

第7条の3の2におきましては、住宅ローン減税措置の適用期限を改める改正となっております。

第16条、軽自動車税の税率の特例条項につきましては、登録から14年を経過した軽自動車の税率についての特例で、第1項では、「左欄に掲げる」の次に「同条」を加えます。

また、1項から4項表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、さらに適用年月日等の改正を行うものとなっております。

以上が、第2条の改正内容となっております。

次に、浦臼町税条例第3条による改正についてのご説明を申し上げます。

第3条の改正につきましては、総務省令改正令で消費税の引き上げ延期に伴い、施行日が延期された平成31年10月1日施行分の改正となっております。

第18条の3、納税証明事項につきましては、軽自動車税を種別割に改めてご説明いたします。

第19条におきましては、延滞金等についての条項で、各号列記以外の部分中「第67条」の次に「第81条の6第1項」を加え、同条第2号第3号中に「第98条第1項」を「第81条の6の1項の申告書、第98条第1項」に改めるものとなっております。

第34条の4は、法人税割の税率についての改正となっております。

第80条、軽自動車税の納税義務者等について、第1項、第2項及び第3項を改め、第1項では種別割の規定を、第2項では非課税の範囲について、第3項では課税の例外について改めて改正を行っております。

次に、第80条の2は削除いたします。

第81条を次のように改めます。

本条項については、軽自動車のみならず課税で、第1項では軽自動車の所有者に対する課税みなしについての条項で、第2項は販売における所有者のみのみなし規定、第3項では環境性能割の課税における所有者のみなしについて、第4項では法の施行地内での所有者のみなし規定について改めております。

第81条の2では、日本赤十字社の所有軽自動車税の非課税について改めております。

第81条の3、環境性能割の課税標準につきましては、算定方法についての改め、第81条の4では税率の規定、第81条の5では徴収方法、第81条の6では申告納付について、第81条の7では不申告による過料規定を、第81条の8では環境性能割の減税について改めているものとなっております。

次に、第82条では軽自動車税の税率についての条項で、見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車税等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車税等に対して課する種別割の税率」に改め、同条第2号、a乗用のもの、b貨物のものと、それぞれ(a)(b)を削除いたします。

次に、第83条、第85条の見出し及び条中の「軽自動車税」を「種別割」に改め、第86条におきましても見出しを含め「軽自動車税」を「種別割」に改めるとともに、文言の整理等により改めてございます。

第87条におきましても、見出しを改め、「軽自動車税」を「種別割」に改めるとともに、1項から3項まで申告書等の様式の変更による規則等を改めるものでございます。

4項では、所有者の保留でのみなし課税での取り扱いについて改めてございます。

第88条及び89条では、前条同様の見出しを含め「軽自動車税」を「種別割」に改めるとともに、改正に伴う条項及び文言を改めるものとなっております。

第89条におきましても、見出しを含め「軽自動車税」を「種別割」に改めてございます。

第90条におきましては、身体障害者等に対する種別割の減免条項で、見出しを含め「軽自動車税」を「種別割」に改めるとともに、減免を明確にし、また文言等を改めてございます。

第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等につきましては、「第443条」を「第445条」に改め、「第80条の2」を「第81条の2」に改め、「軽自動車税」を「種別割」に改めるものとなっております。

次に、附則第15条の次に5条を加えます。第15条の2では環境性能割の賦課徴収の特例、第15条の3では環境性能割の減免の特例、第15条の4では環境性能割の申告納付の特例、第15条の5では環境性能割に係る徴

収取扱費の交付、第15条の6では環境性能割の税率の特例について、同条規定中、同表の中段に掲げる語句はそれぞれ同表の右欄に掲げる文字とするものとなってございます。

また、2項におきまして、表中第3項につきましても税率の改正をしております。

第16条におきましては、見出し中「軽自動車税」の次に「種別割」を加え、同条1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改めてございます。

この表では、14年経過した車両の税率を記したものとなってございます。次に、条例第4条による改正についてご説明申し上げます。

第4条の改正につきましては、浦臼町税条例の一部改正となっております、平成27年条例第13号の一部を改正するもので、平成31年10月1日施行分となっております。

附則第5条におきまして、条中「軽自動車税」の後に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「浦臼町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を改めるものとなっております。

次に、浦臼町税条例第5条による改正についてご説明申し上げます。

第5条の改正につきましては、浦臼町税条例等の一部を改正するとなっております、平成27年条例第28号の一部改正条例の一部を改正するもので、公布の施行で平成29年1月1日から適用される部分と平成29年4月1日施行分がでございます。

附則第1条では、施行日及び適用日を区分しております。

附則第6条第7項では、規定する条例名を明記するとともに、条項表中、規定条項等の改正となっております。

議案書の19ページをお開き願います。

これにつきましては、附則についてのご説明となっております。

附則、施行期日等につきましては、第1条において、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第2条中、浦臼町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び附則第16条の改正規定並びに附則第4条の規定におきまして、平成29年4月1日としております。

第2号の第2条中、浦臼町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定については平成30年1月1日、第3号の第3条及び第4条の規定並びに第5条中（浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）附則第6条第7項の表、第19条第3項の改正規定、これにつきましては「第98条第1項」を「81条の6第1項」等に改める部分でございませけれども、並びに附則第3条及び第5条につきましては平成31年10月1

日、2号、第1条の規定による改正後の浦臼町税条例の規定及び第5条の規定、浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）附則第6条第7号中「新条例」を「浦臼町税条例」に改め、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改めてございます。

同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書」、これにつきましては法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除くを削る部分に限るによる改正後の浦臼町税条例等の一部を改正する条例附則第6条第7項の規定は、平成29年1月1日から施行する。以上、1条の規定となっております。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置による適用等について各項で規定しております。

第1項では、町税、第43条第4項での修正申告等による延滞金の控除適用についてを規定しております。

2項では、新条例附則第6条での医療費控除の特例適用について、平成30年度以後の年度分の個人町民税についての適用としてございます。

第3項では、新条例第48条第5項及び第50条第4項及び法人の申告納付及び滞納金適用についての規定となっております。

第4項では、新条例附則第20条の2、外国居住者等特例適用利子及び配当に係る町民税についての適用とする条項となっております。

次に、第3条におきましては、改正後の町税条例第34条第4では法人税割の税率の取り扱いについての適用について規定してございます。

第4条におきましては、新条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例で、平成29年度分の軽自動車税について適用する規定となっております。

第5条につきましては、平成31年新条例における軽自動車税の環境性能割の適用及び2号では31年新条例での種別割に関する部分については、平成32年度以降の年度の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によると規定しているものでございます。

以上、議案第7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 平成29年度町政執行方針

○議 長

日程第12、平成29年度町政執行方針を行います。

説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

平成29年第1回町議会定例会に当たり、新年度の町政に臨む基本的な考え方と重点的な施策について申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、昨年4月の町長選挙において、2期目の町政を担うこととなってから早くも1年になろうとしています。

この間、私は1期目に引き続き、町の活性化とだれもがいつまでも住みやすい安心のまちづくりに向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

人口が2,000人を切り、過疎化が一段と進んでいますが、山積する課題一つ一つをしっかりと考え、町民の声を聞き、議会との議論を踏まえながら、将来につなげる、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりに挑んでいきます。

まちづくりの基本である浦臼町総合振興計画、浦臼町総合戦略が平成27年度より同時スタートしていますが、この二つの計画の整合性を保ちつつ、計画を推進する中で、ときには柔軟な発想で、タイムリーな事業にもスピード感を持ち挑戦していく考えであります。

北海道における都市への人口流出が日本じゅうで一番多くなり、人口の一極集中がますます進む中、地方自治体の政策にも先行き不透明感が漂い始め

ています。

この厳しい状況を乗り越えるには、開拓に汗した先人たちのご労苦に感謝しつつ、全町民の英知を結集して、町民みんなで気持ちを前面に出して、ふるさと再生に向かって進むしかありません。

平成29年度は、将来に生かすまちづくりの土台となる三つの大きな事業に取り組みます。

一つは、子育て支援の中核施設、認定こども園の建設です。

二つ目は、町民の安全・安心を高める防災倉庫の建設です。

三つ目は、住宅不足解消のため、民間賃貸住宅建設補助事業です。

これら三つの事業をしっかりと着実に進めていくことで、町民一人一人が誇りの持てる夢のある町になると確信をしています。

これこそが今の私に課せられた使命だと思い、取り組んでまいります。

以下、主要施策について申し上げます。

1点目は、子供子育て支援についてであります。

少子化の進行によって、ここ数年、生まれてくる子供の数は一けたとなる中、子供たちを地域全体で優しく支え合うという基本理念として、浦臼町子ども子育て支援計画に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的環境を提供し、子育て支援の充実と子育てしやすいまちづくりを目指してまいります。

社会全体で育てる環境が求められている今、その中核的施設として、今年度認定こども園建設に着手してまいります。

働きながら子育てできる環境をより充実し、施設整備後の運営については豊富なノウハウを持つ社会福祉法人揺籃会にお願いをし、平成30年4月の開園を目指してまいります。

この施設完成によって、現在広域保育を利用されている皆様の負担軽減が図られるなど、浦臼町の子育て環境を整備してまいります。

また、他の軽減策については、未就学児童への助成事業を初め、育児用品への助成、出産祝い金事業も継続してまいります。

さらには、学校給食費の全額助成、高校生の就学支援事業、18歳までの医療費無償化なども継続し、保護者の負担を少しでも軽減しながら、子育てに優しいまちづくりに努めてまいります。

2点目は、安全・安心のまちづくりについてであります。

一つは、防災減災対策であります。

昨年8月には、三つの台風が北海道を襲い、これまでにない甚大な被害が発生をしております。

本町においても、内水による田畑の冠水や用水路があふれるなど被害が発生をいたしました。

このことを踏まえ、より町民の安全・安心を高めていくために、今年度、防災倉庫を除雪センター敷地に建設し、あわせて備品として排水ポンプや発電機を購入し、さらには中州堤防に夏期だけの常設管を設置し、豪雨被害へ

の迅速な対応と少しでも被害を減らす取り組みを進めてまいります。

また、火災時の消火活動に必要な水の確保について、今年度は晩生内地域に三つの消火栓を整備し、安全策を強化してまいります。

二つ目は、住宅環境整備であります。

だれもがいつまでもこの町で暮らしていくには、何よりも住む環境の充実が必要であります。

このため、慢性的な中・高所得者の住宅不足の解消に向けて、今年度は新たに民間活力を利用した民間賃貸住宅建設補助事業を実施し、さまざまな希望者に住んでもらえる住環境を整備し、定住、移住を促進してまいります。

建設後40年を経過し、老朽化が著しい公営住宅ひばり団地については、今後10年間の建てかえ計画を策定し、現居住者を優先に住環境の向上を目指してまいります。

また、現在実施している新築住宅建設や中古住宅取得助成、住宅リフォーム、浄化槽設置助成事業などは継続して取り組んでまいります。

また、高齢者による交通事故が全国的に大きな問題になっている中、65歳以上を対象にした自動車免許証自主返納支援制度を実施し、高齢者を交通事故の加害者にさせない取り組みを推進してまいります。

3点目は、生きがいある高齢者福祉と住民の健康づくり推進についてであります。

著しく高齢社会が進展する中、高齢者の方々がいつまでも住みなれた地域で自立した生活ができるよう、浦臼町高齢者保健福祉計画に基づいて、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、町社会福祉協議会や他の社会福祉法人などの関係機関と連携し、相談や見守り体制などの生活支援サービス体制整備強化に努めます。

さらに、今年度は認知症の方やその家族に対し、認知症初期集中支援チームを設置し、ゆうゆう健診の実施とともに早期診断・早期対応に向けた支援対策に取り組んでまいります。

また、人口減少が進む中、各種介護サービス、特にデイサービスを受ける方々が減ってきており、運営を難しくしていることがありますので、この事業への支援を強化し、対象者が安心して利用できる体制維持に努めてまいります。

また、高齢者の皆さんがその能力や経験を生かし、積極的に町内活動や社会参加できるように高齢者大学みどり学園や町内会などへの支援を拡充してまいります。

その他、各種健診費用の自己負担の軽減を継続実施し、疾病の早期発見、早期治療に努め、若いときからの健康づくりを推進するとともに、高齢者の健康長寿を後押ししていきます。

不妊治療の助成や妊婦から高齢者までの予防接種への助成、育児不安の軽減や虐待予防、健やかな子供の成長、発達を促すための乳幼児健診、相談の充実など、出産から子育てにわたる切れ目のない支援を進めてまいります。

4点目は、産業振興についてであります。

町の基幹産業であります農業については、農家の高齢化や後継者不足、担い手不足など依然として厳しい環境にあります。その解決が難しい状況にもあります。

昨年、天候不順などにより、水稲は契約出荷数量の98.3%となり、その他多くの作物が平年収量に届かず、生産者の皆さんには余りよい年ではなかったかと思えます。

一方、近年の課題でありましたTPP問題においては、アメリカ大統領の交代によって、思いもかけず空中分解の様相ですが、今後2国間協議において厳しい要求が懸念され、注視が必要であります。

国の矢継ぎ早な農業改革に対しては、農協など関係団体と連携しながら、将来に希望の持てる営農ができるよう必要な策を講じてまいります。

農業基盤整備の柱である道営土地改良事業については、今年度も予算額が満額とならず、当初計画の80%程度にとどまり、事業計画のおくれが懸念されるところでございますが、引き続き支援してまいります。

ICTを活用したスマート農業につきましては、超省力化、高品質生産を実現する新たな農業の研究などが行われておりますが、この地域の現状をよく見きわめながら、農協や近隣町とも連携して、おくれることなく取り組みを進めてまいります。

新規就農者担い手対策については、農地中間管理機構の指導による農地活用や新規就農者などへの育成に対するサポート体制を推進してまいります。

また、昨年設立された浦臼町クリーン米生産組合とJAピンネ水稲直播研究会の取り組みに対し、温湯消毒器導入助成、直播機械購入費助成事業を実施してまいります。

商工業の振興では、昨年からはじめた新たな中小企業支援事業を継続しながら、あわせて今年度は企業誘致促進のための具体的な支援策も打ち出し、積極的な企業誘致を進めてまいります。

人口流出が激しく進み、町内購買力が著しく低下しています。

このため、地域外への消費流出を少しでも抑えるために、プレミアム付商品券の発行を継続支援することにより、地域経済波及につなげてまいります。

また、観光の拠点である鶴沼エリアについては、町全体の年次整備計画の必要もあることから、今年度は町の産業・観光振興のグランドデザイン全体構想のあり方を年次に沿って再整備を見据えながら、産業観光による交流人口をふやし、町の振興活性化に結びつけていきたいとするものであります。今年度はこの計画づくりに着手してまいります。

昨年好評だった、うらうすともだちマラニック事業についても、町外からの多くの参加が見込めるなど、今年度も町のPR事業として支援をしてまいります。

また、町の広報は、町を知ってもらうための最大の手段であることから、町のホームページをリニューアルし、観光や町の魅力情報発信の充実に努め

ます。

さらに、地域おこし協力隊の活用や東京都内でのふるさとPRなど、広報事業も積極的に参加をしております。

以上、平成29年度の町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

人口減少、少子高齢化が加速的に進展する中、浦臼町の進む道も決して平坦ではありません。

人口減少への対応、産業の振興、防災対策・住宅環境整備など課題は山積しております。

しかしながら、行政、企業、町民等のさまざまな枠を超えて、それぞれが知恵を出し合い、創意工夫を持って、難題解決に取り組むことが、我が町浦臼町の地方創生の出発点であり、活力あるふるさと再生へとつながっていくものと考えております。

私は、いま一度初心に立ち返り、先人から受け継いだ緑豊かな自然の大地をしっかりと次の世代に引き継いでいくため、職員一丸となって、まちづくりの先頭に立って最大の努力を傾注してまいりますので、議員の皆様、町民の皆様により一層のご理解・ご支援をお願い申し上げます。

◎日程第13 平成29年度教育行政執行方針

○議長

日程第13、平成29年度教育行政執行方針を行います。

教育執行方針について、説明をお願いします。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

初めに、平成29年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

昨年、教育長の任命同意をいただき、浦臼町においても10月から新教育委員会制度に基づき、教育委員長と教育長が一本化された新しい教育制度となりました。

今後におきましても、教育の中立性、継続性、安定性を確保し、町長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、教育行政を進めてまいります。

さらには、グローバル化による急速な情報化社会の到来により、将来変化を予測することが非常に難しい時代を迎え、子供たち一人一人がみずから可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸せな人生をみずから切り開いていくことが必要となってきます。

一層の教育振興を図り、浦臼町の将来に確かなる力となる心優しい人づくりに努めていくことが重要となります。

本年度は、これまで取り組んできた学力、体力の向上に向けた取り組みの継続強化を図り、町との連携を密にし、子供たちの居場所の確保と充実に努

め、これまで実施した保護者への経済負担の軽減に加え、小学児童には教材費の一部を助成し、教育と子育てを応援し、わかりやすい教育行政に努めます。

2、基本方針。

浦臼町教育理念並びに浦臼町教育大綱を掲げ、教育基本法の理念を踏まえ、一人一人がそれぞれの個性を生かし、輝いて生きていく力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進をいたします。

3、重点施策。

学校教育の充実。

1、社会に立ち向かっていける力の育成。確かなる力の定着。

地域に開かれた学校づくりとして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）に取り組み、社会でたくましく生き抜く確かなる力と心優しい人づくりの育成環境を整えます。

また、就学助成制度、高校生通学等支援助成、給食費の無料化等子育て支援を継続し、子供の朝活、学習サポートの充実を図ります。

中学校修学旅行に合わせたふるさと教育試行研修の結果、両町の世代間交流を通し、歴史、文化、習慣を知ることによって浦臼町を理解し、ふるさと意識をはぐくむことができ、一定の成果が得られたことから、新たな取り組みを図り継続してまいります。

教育課程について、教育の理念を踏まえ、生きる力を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとのよさを大切にする心を持てるよう幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領の忠実な実施に努めてまいります。

言語活動を重視した教育、地域と学校との連携を深め、直接文化芸術に触れ学べる機会を設け、子供たちの興味と感性を養う教育を進めます。

国旗・国家の適切な指導を通し、国や郷土を愛する心、国際社会を理解する人間としての姿勢を育成するよう意を配します。

学習指導について、平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果、小学校では教科別の差は出ましたが、全体として北海道同程度下位、昨年度比で全国との差を3.5ポイント縮める結果となり、中学校でも教科別の差は出ましたが、全国同程度の結果となりました。

この結果を真摯に受けとめ、学力・学習回答結果を分析・検証し、基礎知識・技能の定着に向け、小中連携し統一した授業のスタイルや学習規律、主体的・対話的、深い学びの指導方法の確立を目指します。

小学校においては、特に基礎基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習環境を整え、チーム・ティーチングなどを通したわかりやすく楽しい学びに取り組みます。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質能力を備える人材育成に向けたICT機器の有効活用、情報技術を生かした授業を推進すべく、各学校では教育支援端末機器や先進事例視察研究を今年度も継

続し、質の高いICT教育の指導準備の充実を図ります。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、障害のある子供、障害のない子供がともに学ぶインクルーシブ教育理念を踏まえた適切な指導・支援に努めてまいります。

連携教育については、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、幼小中間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深めます。

地域では、家庭サポート企業との連携を図り、キャリア教育と社会的マナーを身につけることの促進に努めてまいります。

外国語教育について、学習指導要領の改訂により小学校高学年は英語の教科化、中学年は外国度活動として標準授業時数がふえることから、ALT配置の教科を見直しを早急に実施し、全面実施までには通年配置に向けた整備を図り、中学校における英語教育の充実やグローバル化する社会に向けた人材育成、小学校においては教科化を見据えたALTの支援体制の構築に取り組みます。

ふるさと教育については、浦臼町の魅力の多くを知ることで町への郷土愛と地域発展意識をはぐくみます。

中学校では、ふるさと教育支援事業の検証をし、ねらいである本山町との交流を通し、ふるさとの歴史や風土、生活習慣を見聞したことで浦臼町をより理解し、浦臼町を愛する心をはぐくむことができました。

次世代を担う生徒たちには、ふるさとへの思いを抱き、国際社会での大いなる活躍の糧になるものと期待します。

また、意欲的取り組みでは、浦臼町の産業歴史を学び、新たな観光資源を研究することで郷土愛をはぐくみます。

小学校では、町の移り変わりに応じた社会科副読本の第7次改訂がなされ、内容がさらに充実したことから積極的な活用を図り、時代に即した郷土の学びの育成に役立ててまいります。

2、健やかで人の優しさ痛みのわかる心の育成。豊かな心と健やかな体。道徳教育について、教科化に伴い教科書選定がなされます。

新たな教科書と副読本を活用し、自立した人間として他者とともによりよく生きる基盤となる道徳性を養う教育の準備を進め、心に響く道徳指導の推進に努めてまいります。

いじめについて、日ごろから望ましい人間関係を醸成するため、学級集団に関する情報を分析し、楽しい学級生活を送るため、児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継続的に実施し、未然防止に向けた学校・学級経営の充実を図ります。

不登校について、慢性化した児童にならぬよう、家庭・地域・関係機関団体と連携を図り健全化に向けた取り組みをしてまいります。

有害情報から子供を守るために、学校と保護者の連携はもとより、空知親学セミナーなどを活用し、有害情報に対する知識の啓蒙を図り、携帯電話、インターネットトラブル根絶に向け、一定のルール化に向けた取り組みを進

めます。

健やかな体力の向上について、体力度テストを全学年で取り入れ、個々の数値目標を設定し、意欲的に芽生えを促し、体育授業の工夫や部活動と地域活動の連携を深め、楽しく成長できるよう努めてまいります。

学校保健について、児童を対象に虫歯予防のため、幼稚園・小学校におけるフッ化物洗口の有効性をよりPRし、普及に取り組んでまいります。

さらには、違法薬物乱用防止の啓蒙に取り組んでまいります。

食育について、栄養教諭による巡回指導を活用し、地元食材の活用及び食育の推進に努め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため日々の生活習慣づくりに努めます。

浦臼町学校給食における食物アレルギーにおいても、対応指針に基づき安全・安心対策を講じてまいります。

3、安全・安心な学校。信頼される学校づくり。

学校運営について、いい学校はいい地域から育ち、いい学校はいい地域をつくるために、地域に開かれた学校づくりとして、学校と地域住民や保護者などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みづくりとして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を平成30年度導入推進に向け、学校関係者や地域への説明を通し、精力的に準備を進めてまいります。

教職員には、学習指導要領の改訂に則した研究等への参加支援を図り、資質能力向上と指導内容の改善取り組みに努めてまいります。

また、職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

体罰防止に向けては、体罰に関する認識を深め、体罰によらない指導や感情を適切にコントロールするなどして、体罰を未然に防止する組織的な取り組みの徹底を図ります。

子供たちの安全確保について、火災や地震などの発生時に適切な行動がとれるよう、日々校内対策マニュアルの確認、避難訓練などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進め、登下校等の校外における対策として、通学路の安全確認や不審者対応など、関連機関との連携を密にし、安全確保に努めてまいります。

学習環境の整備。

みどり幼稚園は、今年度をもって閉園となりますが、施設環境に気を配り、園児の安全と成長に万全を期し、園児には小1プロブレムやこども園移行への環境変化に配慮した指導に心がけます。

また、認定こども園移行に向けた連携・協力体制を整え、速やかな引き継ぎに努めます。

小中学校においては、耐震改修、大規模改修、改築が終わっていることから、施設維持管理に専念してまいります。

社会教育の推進。

4、地域社会における連携と見守り。家庭・地域における教育力の向上。

地域の教育力について、小学生の居場所、学びの場の提供に努め、情操や人間性を高めてまいります。

安全・安心な触れ合い、学びの居場所として、浦臼町子ども広場は通年開設し、内容充実を図り継続してまいります。

乳幼児にはブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動への支援の充実に努めてまいります。

5、笑顔で生き生き学べる社会の実現。生涯学習の振興。

芸術、文化について、昨年、日本のハーモニカ演奏の第一人者として全国各地で活動されている八木のぶお氏が浦臼ライブ公演7回目を期に、浦臼町への感謝の思いを込めて作曲された「ありがたきこと」が披露され、その場で町へ寄贈されたことから、町民に披露し、我が町の心の歌としてだれもが口ずさめるよう、文化活動や学校でのふるさと教育を通し、我が町のふるさとソングとしてなれ親しまれるよう取り組みを進めてまいります。

毎年開催している町民芸術鑑賞会の実施のほか、今年度は町民だれもが本格的な施設環境で行われているミュージカルを鑑賞できるツアーを企画いたします。

さらには、学校と地域連携の中で、北海道巡回公演などを活用し、真の伝統芸術を知り、将来を担う子供たちの感性を高め、町民の心豊かで潤いの持てる薫り高い文化芸術の町の実現を目指してまいります。

関係施設の利用管理については、広域連携による1市3町の公共施設の相互利用をし、施設の有効利用を図っております。

施設の老朽化に伴い、本来の機能を果たしていないものについては、改廃等の検証を図り、施設の適正な管理に努めてまいります。

スポーツ・文化の振興。

スポーツについて、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しい軽スポーツと場所を提供し、笑顔で汗を流せる環境を整えてまいります。

スポーツ推進委員と指導者の連携を深め、ニュースポーツの活性化・普及に努めてまいります。

社会教育関係団体について、高齢化に伴い活動維持が難しくなっておりますが、自主的・自発的な活動の支援に努め、文化活動など地域活動の取り組みを推進してまいります。

文化財について、郷土史料館を中心とした保護・保存、並びに郷土の歴史を学び、自然・文化遺跡資源の発見と発信に努めてまいります。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地、開拓者への頌徳碑など劣化が進んでいることから、保全対策を継続いたします。

歴史・文化として、高知県坂本龍馬記念館と連携を密にし、龍馬コーナーの充実と浦臼開拓に貢献していただいたゆかりの人々を広く紹介してまいります。

町の歴史文化を知ることで、町の新たな活性資源となるよう積極的な活動

を続けてまいります。

結び。

国内外を問わず急激な変化に伴い、先行きの不透明な時代の到来を感じる中、この時代を生き抜く力として心優しい人づくりを掲げ、両輪である浦臼町の教育目標と教育大綱の実現に向けた施策を継続的かつ効果的、積極的に取り組み、町民皆が楽しく笑顔で学び暮らす、心豊かで薫り高い文化の町を築いてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げ、平成29年度の浦臼町教育行政執行方針といたします。

○議 長

以上で、執行方針を終わります。

◎日程第14 議案第8号～日程第19 議案第13号(一括議題)

○議 長

お諮りします。

次に提案されます日程第14、議案第8号から日程第19、議案第13号までの案件につきましては、関連がございますので一括提案としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算、日程第16、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算、日程第19、議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例についてにつきましては一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第14より提案内容の説明を求めます。

日程第14、議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について提案及び説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例(平成12年浦臼町条例第27号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月7日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、行財政改革の一環として平成12年度を初年度として開始しました町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制措置を継続するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の34ページをお開き願います。

第2条に定める町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ平成29年4月から平成30年3月までに改めるものでございます。

給料月額につきましては、現行と同額となっております。

また、附則第2項に定める条例の有効期限を平成30年3月31日としてございます。

本条例につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

町長から平成29年度一般会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

平成29年第1回浦臼町議会定例会の開会に当たり、平成29年度一般会計予算案の大綱についてご説明を申し上げます。

我が国の現下の経済状況については、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、今後も累積が見込まれ、また国債等が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあるが、これまでのアベノミクスによる施策の実施により、雇用、所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれ始めている。

このような中で、平成29年度の地方財政対策について、地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成28年度地方財政計画と同水準とされています。

また、だれもが生きがいを持って充実した生活を送ることができる1億総活躍社会への実現を目指し、戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの新3本の矢に沿った施策を一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものとされています。

こうした状況を踏まえ、平成29年度の予算編成につきましては、実質公債費比率のさらなる改善を目指す財政健全化を基本としながらも、経常経費に地方創生等の振興支援策を継続して盛り込み、まちづくり基盤の維持形成に資するものとしています。

予算全体としては、認定こども園建設事業及び防災倉庫の建設、国営造成施設整備事業負担金償還金など大型の投資的経費がございますが、各種目的基金の繰り入れや地方債の発行による財源確保を行った予算編成となっております。

さて、予算内容の主なものを費目別に申し上げます。

歳入では、町税が前年度費9.1%減の2億755万7,000円となっております。償還資産課税の増加が見込めないことによる減額となっております。

各種交付金については、減額となっているものもありますが、総額としては増となっております。

本町で最も大きな割合を占める地方交付税については、地方財政対策上では総額2.2%の減額となっておりますが、前年と同額の13億3,000万円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、農業廃棄物等処理負担金、基幹水利施設受益者負担金が主なものであり、前年比0.1%減の2,818万8,000円の計上となっております。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅や鶴沼公園施設使用料、幼稚園保育料が主なものですが、今年度より直営で実施いたしますし尿処理手数料の皆増等により前年比9.0%増の7,023万4,000円を計上しております。

国庫支出金ですが、前年比1.7%減の1億2,506万4,000円を計上しており、道路維持に係る社会資本整備事業及び参議院議員通常選挙に係る国庫支出金の減が主な要因となっております。

道支出金は2億2,891万4,000円で、前年比4.8%の増となっておりますが、これは土地改良事業及びレーザーレベラー購入に係る補助金の増額が主な要因であります。

財産収入は1,227万1,000円で、前年比96.5%と大幅な増となっておりますが、レーザーレベラーの貸し付けによる増となっているところであります。

寄付金は1億1,000円で、前年比33.3%の減となっておりますが、ふるさと応援寄付金による減となっております。

町債は、前年比290.4%と大幅に増加しております。認定こども園建設事業及び国営造成施設整備事業負担金償還金、防災倉庫の建設事業が主な要因であります。

また、財源補てん分の臨時財政対策債を8,000万円を計上しており、町債合計で7億4,950万円となっております。

繰入金につきましては、前年比3.1%減の3億8,481万8,000円を計上しております。内容といたしましてはふるさと応援基金からはふるさと納税記念品等に9,076万5,000円、街路灯維持基金に103万4,000円、繰上償還の財源補てんのための減債基金9,930万円に加

え、一般財源の不足分として財政調整基金1億9,371万9,000円をそれぞれ繰り入れるとされているところであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

大型公共事業の実施及び前年度が骨格での予算編成であったことから、総額で前年比18.0%の増額となる予算編成を行ったところであります。

性質別経費で主な事業及び増減要因を申し上げますと、人件費で前年比0.7%増の4億9,159万1,000円となっております。

物件費は、し尿収集運搬業務委託における増や地域おこし協力隊に係る経費の増により3.5%増の4億1,493万7,000円となっております。

維持補修費は、前年比45.2%増の5,807万8,000円、扶助費は前年比5.7%増の1億1,923万2,000円となっております。

補助費については、民間賃貸住宅建設費補助や臨時福祉給付金、一部事務組合負担金等の増により前年比16.4%増7億457万7,000円となっております。

また、公債費は前年比25.7%減の4億4,100万4,000円を計上しております。公債費につきましては年々減少してきており、平成27年度決算では平成26年度に続き実質公債費比率が18%を下回りました。

しかし、さらなる健全化を目指し、平成22年度から平成28年度まで継続的に実施している縁故債等の任意繰上償還を平成29年度においても実施するため9,930万円の費用を計上しております。

投資的経費については、認定こども園建設事業、国営造成施設整備事業負担金償還金、防災倉庫建設事業等の実施により、前年比180.8%増の9億407万3,000円となっております。

繰出金は三つの各特別会計においては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、微増となりましたが下水道事業特別会計については減額となっております。

各特別会計における増減の主な要因としては、それぞれの予算大綱においてご説明したいと存じます。

また、性質別予算における構成比については、建設事業費が26.8%となり、認定こども園建設事業費、国営造成施設整備事業費負担金償還金が多くを占めております。

また、補助費が20.9%となり、民間賃貸住宅等建設補助金やふるさと浦臼応援寄付金返礼品に係る費用が多くを占めている状況です。

以上、平成29年度一般会計予算規模は33億7,400万円で、前年比18.0%の増額計上となっており、詳細につきましては配付いたしております別冊の歳入歳出予算書案及び予算案説明資料をご高覧賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時28分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開をいたします。

次に、副町長から、平成29年度特別会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まず平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

本町の国民健康保険特別会計の運営状況は、依然として続く厳しい雇用環境や国民健康保険制度の構造的な問題である低所得者層の増加に伴う税負担の増、さらには医療費の増加による税額の上昇など厳しい現状にあり、国保加入者の負担軽減のため基金による賦課金への補てんや医療費の増加を抑制するための保険事業など健全で合理的な国保運営を続けていくため、平成29年度における国民健康保険事業予算を計上したところです。

予算案では、例年同様空知中部広域連合から求められる分賦金が歳出の中心となっております。

平成28年度当初予算においては、医療費の見込みを若干増加するとしたことなどにより1.8%増となっております。

本年度は、平成28年度の医療費が見込みより増加しなかったなどにより予算総額1億9,640万円で前年度比1.5%減となっております。

歳入につきましては、空知中部広域連合からの分賦金として求められる国民健康保険税、保健医療事業特定健診事業等に充当するための基金繰入金、また基盤安定負担金や財政安定化支援負担金など一般会計繰入金が主なものとなっております。

歳出につきましては、空知中部広域連合への分賦金を中心に国民健康保険事業に必要な経費を計上した次第でございます。

以下、主な歳入につきましては、国民健康保険税として1億1,887万7,000円の計上となり、前年度費10.7%の減額となっております。

歳出につきましては、総務費として3,335万7,000円、前年度費80.2%の増額となっております。これは平成30年度からの都道府県単位の広域化に必要なシステムの導入にかかわる委託料の増によるものです。

空知中部広域連合への分賦金として1億5,307万5,000円、前年度費10.6%の減額となっております。これは医療費の見込みが少なくなったことによるものです。

保険医療費として956万8,000円を計上いたしました。内容といたしましては国保被保険者40歳以上75歳未満を対象とした特定健診、特定

指導事業費が主なものとなっております。

繰入金は、国民健康保険税の急激な上昇を抑制するために基金から補てんを行うため、基金繰入金 987 万円を計上し、一般会計からの繰入金は 5,623 万 2,000 円となっております。

以上が、平成 29 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の大綱であります。詳細につきましては予算書案をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成 29 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

高齢者の医療保険事業の円滑な推進を図るため、例年同様に医療給付に要する費用、事業に要する事務経費等必要な予算の計上をいたしました。

本年度につきましては、被保険者数の増により保険料賦課額に増加が見込まれること、また人件費の増額があったため、総額として前年度を少し上回った予算となっております。

予算総額は 4,390 万円で、前年度費 5.0% 増額となりました。

歳入につきましては、保険料が 2,009 万 4,000 円で、前年度費 10.8% の増額、一般会計繰入金として保険基盤安定負担金 1,149 万 9,000 円及び事務費繰入金 1,220 万 5,000 円で、前年度費 0.6% 増額であります。

一方、歳出につきましては、主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金が 3,325 万 5,000 円で、前年度費 5.3% の増額、一般管理費は人件費を初めとし 1,049 万 5,000 円で、前年度費 4.3% の増額であります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算案の大綱であります。詳細につきましては予算書案をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、平成 29 年度浦臼町下水道事業特別会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

下水道は、生活環境の改善を図り、水循環の中で重要な役割を担っており、公共用水域の水質を保全する上で欠くことのできない根幹的施設であります。

本町の下水道事業は、流域関連特定環境保全公共下水道事業として汚水管渠延長 1 万 8,674 メートル、整備面積 100.9 ヘクタールの整備を完了しており、水洗化率は約 83% まで推移しております。

本年度におきましては、下水道施設の適切な維持管理に努め、経営安定化に向けて財源確保のため水洗化率及び収納率の向上を目指し、本年度予算案の総額は歳入歳出それぞれ 7,420 万円を予算計上いたしました。

以下、歳出について申し上げますと、総務管理費 55 万 3,000 円、下水道建設費 148 万円、下水道維持管理費 1,293 万 9,000 円、公債費 5,917 万 8,000 円、予備費 5 万円であります。

一方、歳出に見合う歳入といたしましては、下水道使用料 1,946 万 1,

000円、繰入金等5,343万9,000円、町債130万円であります。

以上が、浦臼町下水道事業特別会計案の大綱であります。詳細につきましては予算書案をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長

次に、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まずお手元に配付しております平成29年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算。

平成29年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億7,400万円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5億円と定める。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、ここからはお手元に配付しております各会計予算の説明資料により説明させていただきます。横版の資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、平成29年度各会計予算案の説明資料の1ページをお開き願います。

ここには平成29年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。一般会計と特別会計4会計のものを29年度、28年度を比較いたしまして掲載しております。

4会計合わせますと、29年度で36億8,850万円ということで、前年度費5億5,010万1,000円の増額でございます。率にいたしまして15.9%の増となっております。

各会計ごとでは、一般会計におきまして前年度比18%の増、国保会計では1.5%の減、後期高齢者医療が5%の増、下水道会計が10.8%の減となっております。

詳細については後ほどご説明いたしますが、一般会計につきましては認定こども園の建設、国営樺戸2期地区の完了に伴う一括償還による増が、予算額の主な増額要因となっております。

それでは、2ページをお開き願います。

平成29年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の方の括弧書きは平成28年度の当初予算を計上しております。下段の部分につきましては今回予算提案しているところでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

1款の議会費です。3,657万6,000円の計上でございます。対前年比1.1%の減でございます。金額で41万8,000円の減となっております。

2款の総務費につきましては8億3,609万3,000円、対前年比3%の減でございます。金額にいたしましては2,617万4,000円の減となっております。主な減額要因はふるさと納税に関わる基金積立金の減と晩生内地区コミュニティセンターの改修工事の完了となりますが、一方で民間賃貸住宅等建設補助金で4,000万円の増額となっており、減額分を相殺する形となっております。

3款の民生費につきましては7億6,340万円でございます。対前年比122.0%、金額で4億1,952万4,000円の増でございます。主な増額要因といたしましては、認定こども園建設関連で3億8,870万円、介護予防地域生活支援総合事業費負担金555万1,000円、その他昨年当初予算で計上していなかった臨時福祉給付金975万円となっております。

4款の衛生費につきましては1億6,740万6,000円、対前年比12.6%の減でございます。金額で2,404万4,000円の減額となっております。主な原因といたしましては、し尿処理収集車及び診療所、歯科診療所の医療機器の購入完了によるものとなっております。

5款の農林水産業費につきましては5億6,382万2,000円の計上でございます。対前年比108.6%の増、金額で2億9,347万4,000円の増でございます。要因といたしましては国営造成施設整備事業負担金2億6,555万8,000円の一括償還が大半を占め、その他農地整備事業の負担増、レーザーレベラーの購入によるものでございます。

6款の商工費につきましては7,812万円の計上でございます。対前年比61.9%、金額にいたしまして2,985万5,000円の増額でございます。増額の要因といたしましては新規事業として産業観光推進ブランドデザイン策定業務、エゾシカ処理加工施設企業誘致促進支援業務の実施、また昨年度当初予算として計上していなかったプレミアム付商品券発行事業、中小企業振興助成金等を計上したことによるものでございます。

続きまして、7款土木費で2億1,829万8,000円の計上でございます。

ます。対前年比28.1%の減でございます。金額で8,512万9,000円の減となります。これにつきましては除雪タンク2台8,198万円の購入完了が大半を占めるものとなっております。

次に、8款の消防費でございます。1億6,966万3,000円の計上でございます。率にして45.2%、金額で5,280万4,000円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、防災備蓄倉庫の新設及び排水対策備品の購入によるものでございます。

9款の教育費につきましては9,411万8,000円、率にいたしまして6.4%の増でございます。金額では562万1,000円の増額になりますが、昨年当初予算にはなかった学校給食費助成金490万8,000円、B&G海洋センター改修工事392万円、中学校教職員住宅解体工事192万3,000円の増額要因に対し、社会科副読本作成、スクールバス車庫証明器具工事等の事業完了により相殺された予算額となっております。

10款の災害復旧費につきましては50万円を計上しています。前年と同額となります。

11款の公債費につきましては4億4,100万4,000円、対前年比25.7%の減でございます。金額では1億5,251万3,000円の減額でございます。内訳といたしましては通常の長期債償還元金が3億783万円で昨年比6,297万2,000円の減、繰上償還元金が9,930万円で昨年比8,040万円の減となっております。大幅な減額の要因といたしましては長期債で最終処分場の償還が昨年度で完了したこと、また繰上償還では役場庁舎の耐震化にかかわる緊急防災減債事業債の償還が単年で完了したことによるものでございます。

12款の予備費につきましては500万円の計上でございます。対前年比66.7%、金額にいたしまして200万円の増額でございます。今回の増額理由につきましては車両や設備機器類の突発的な故障や災害発生時の初動に対する即応性を高めるため増額計上をするものでございます。

以上、歳出全款合計で33億7,400万円でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

このページは平成29年度一般会計の歳出予算の性質別一覧表となっております。ここでは増減幅の大きな部分のみご説明申し上げたいと思います。

まず、表の3段目、維持補修費につきましては5,807万8,000円の計上です。対前年比45.2%、1,808万1,000円の増額となっております。

次に、5段目、補助費になりますが7億455万7,000円の計上、対前年比9,915万8,000円、16.4%の増額です。

表の6段目、建設事業費につきましては9億407万3,000円の計上でございます。対前年比180.8%の増、5億8,213万8,000円の大幅な増額となっております。これにつきましては認定こども園及び防災備蓄倉庫の新設、国営造成施設整備事業負担金の一括償還によるものとな

っております。

9 段目、公債費につきましては4億4,100万4,000円の計上、対前年比25.7%、1億5,251万3,000円の減額となります。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり長期債償還、繰上償還それぞれの減額によるものとなっております。

次に、表の10段目、積立金につきましては1億165万6,000円の計上です。対前年比32.9%、4,976万7,000円の減となっております。これにつきましてはふるさと納税による寄付金見込み額を減額したことに伴う減となっております。

最後、予備費につきましては先ほどの説明のとおりでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。2ページにお戻りください。

まず、1款町税でございますが2億755万7,000円、対前年比9.1%の減、金額で2,069万4,000円の減額となっております。内訳といたしまして個人住民税で143万1,000円の減、法人住民税で433万3,000円の増、固定資産税で2,358万8,000円の減、軽自動車税で21万6,000円の増となっております。

2款の地方譲与税につきましては4,100万円の計上でございます。10.2%の増、380万円の増額でございます。

3款の利子割交付金につきましては10万円の計上です。

4款の配当割交付金50万円の計上でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金30万円の計上でございます。

6款の地方消費税交付金につきましては3,210万円の計上、対前年比7%の増、210万円の増額でございます。

7款の自動車取得税交付金につきましては350万円の計上、対前年比30.0%の減、150万円の減額でございます。

8款の地方特例交付金につきましては10万円の計上となっております。

9款の地方交付税につきましては13億3,000万円、前年同額の計上でございます。普通交付税といたしまして12億4,000万円、特別交付税といたしまして9,000万円を計上したところでございます。

10款の交通安全対策特別交付金につきましては1,000円の科目設定となっております。ほぼ皆減となりますが平成28年度に交付基準を下回ったため、本町が不交付団体となったことによるものでございます。

11款の分担金及び負担金につきましては2,818万8,000円の計上でございます。対前年比0.1%の減、ほぼ前年と同額の計上となっております。

12款の使用料及び手数料につきましては7,023万4,000円の計上でございます。対前年比9%、577万6,000円の増となっており、主な要因といたしましては公営住宅、特公賃住宅の使用料の増加を見込んだこと及びし尿処理手数料を新規に計上したことによるものとなっております。

す。

13 款の国庫支出金につきましては1億2,506万4,000円の計上でございます。1.7%の減、金額で216万6,000円の減額でございます。

14 款の道支出金につきましては2億2,891万4,000円の計上です。前年比4.8%の増、金額で1,039万円の増でございます。道営土地改良事業促進費補助金、耕地利用高度化推進事業補助金の増加が主な要因となっております。

15 款の財産収入につきましては1,227万1,000円の計上でございます。対前年比96.5%の増額となりますが、レーザーレベラーの貸付料収入の増加によるものとなっております。

16 款の寄付金につきましては1億1,000円の計上、対前年比33.3%、5,000万円の減となっております。ふるさと納税による寄付金の減額を見込んだことによるものとなっております。

17 款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

18 款の諸収入につきましては5,985万1,000円の計上でございます。37.8%の増、金額で1,642万4,000円の増額となっております。介護予防事業費委託金、包括的支援事業費委託金の増が主な要因となっております。

19 款の町債につきましては7億4,950万円の計上でございます。対前年比290.4%の増、金額で5億5,750万円の大幅な増額計上となっております。これにつきましては認定こども園建設事業、国営造成施設整備事業負担金償還金及び防災倉庫新築工事に対する起債の充当が大部分となっております。

最後に、20 款繰入金につきましては3億8,481万8,000円の計上でございます。対前年比3.1%の減、金額にいたしまして1,237万9,000円の減額計上でございます。内訳といたしまして繰上償還の原資として減災基金から9,930万円、認定こども園建設関連及びふるさと納税への返礼品にふるさと応援基金から9,076万5,000円、財政調整基金から1億9,371万9,000円を取り崩し計上しているところでございます。

以上が、歳入33億7,400万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてのご説明を申し上げます。予算書にお戻りいただき9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、起債の目的でございます。臨時財政対策債といたしまして限度額8,000万円。起債の方法については証書借入。利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率見直しを行った後において当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者と協定するものでござい

す。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、税収等の歳入財源を補う措置といたしまして、道から示された発行可能額の範囲で設定するものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございますので、省略させていただきたいと思っております。

まず、認定こども園建設事業につきましては、建設費及び管理業務委託料合計3億5,350万円を限度額として充當を予定するものでございます。

3点目の国営造成施設整備事業につきましては、償還額の一部2億5,670万円を限度額として充當を予定しております。

橋梁長寿命化事業につきましては、若木橋、青木橋の改修工事及び鶴沼橋の設計委託に対し930万円を限度額として充當を予定するものです。

最後になりますが、防災倉庫建設事業につきましては建設費として5,000万円を限度として借り入れを予定するものでございます。

ただいまご説明いたしました5件の限度額合計で7億4,950万円となっております。

以上が、平成29年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

次に、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第10号 平成29年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,640万円と定める。

2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は4,000万円とする。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

国民健康保険につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

総務費、1款1項1目一般管理費、本年度3,311万5,000円の計上でございます。前年比1,483万3,000円の増額となっております。内容といたしましては2節給料におきまして815万9,000円の計上、3節職員手当等510万6,000円の計上、4節共済費511万6,

000円、旅費1万3,000円、10節公債費におきましては10万円、11節におきまして需用費におきましては消耗品といたしまして5万円の計上、13節委託料につきましては1,453万9,000円の計上となっております。市町村事務処理標準システムの導入による委託料となっております。25節積立金といたしましては財政調整基金積立金といたしまして4万2,000円の計上という形になってございます。

次に、賦課徴収費につきましては、報酬といたしまして国税審議会委員報酬といたしまして4万1,000円の計上、委託料といたしまして帳票等の作成業務委託料につきまして21万円の計上等を行ってございます。

次に、2款1項1目空知中部広域連合納付金につきましてですけれども、今年度1億5,377万5,000円の計上で、前年比1,809万2,000円の減額となっております。19節におきまして国民健康保険税の分賦金といたしまして1億5,307万5,000円の計上をさせていただいております。

次に、諸支出金、3款1項償還金及び還付金加算金につきましては本年度と同様30万円の計上となっております。

次に、4款1項特定健診事業費といたしまして956万8,000円の計上で、前年比25万円の追加となっております。これにつきましては特定健診における職員手当等の経費の追加となっております。

5款1項予備費、これにつきましては前年度同様10万円の計上となっております。

次に、歳入の方をご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税1億1,887万7,000円の計上でございます。前年比1,301万5,000円の減額予算となっております。

1款2項退職被保険者国民健康保険税、本年度174万2,000円の計上で、前年比115万5,000円の計上となっております。

2款1項財産収入、財産運用収入といたしましては、本年度4万2,000円、前年比1万4,000円の計上となっております。これにつきましては財政調整基金預金金利の増という形で計上させていただいております。

3款1項繰越金、これは科目設定、1,000円でございます。前年と同様となっております。

諸収入、1款加算金、延滞金につきましては、加算金では本年度2,000円、前年度と同様の金額となっております。延滞金につきましても同様となっております。

2項町預金利子につきましても、前年度同様となっております。

雑収入につきましては、前年度1,137万3,000円の計上で、前年比1,136万9,000円の増額となっております。これにつきましては雑入での追加ということになってございます。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、本年度5,623万2,000円の計上で、前年比29万円の増額となっております。こ

れにつきましては一般会計繰入金となっております。

2項基金繰入金につきましては987万円、前年比50万3,000円の減額となっております。

以上が、歳入合計1億9,640万円、歳入歳出同額となっております。

○議 長

次に、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第11号 平成29年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,390万円と定める。

2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

まず、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費、本年度予算1,049万5,000円で、前年比43万1,000円の増額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算3,325万5,000円、前年比166万9,000円の増額となっております。

諸支出金、本年度10万円の計上で、前年と同様となっております。

予備費につきましては、本年度5万円、前年度と同額となっております。

歳出合計4,390万円。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、本年度2,009万4,000円、前年比195万8,000円の増額となっております。

2款使用料及び手数料は、前年度と同様1,000円の計上でございます。

3款繰入金2,370万4,000円で、前年度14万2,000円の計上となっております。

諸収入、本年度10万円の計上で、前年度同様の額となっております。

5款繰越金、本年度予算1,000円で、前年度と同様となっております。

歳入歳出4,390万円の予算計上とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

次に、議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

予算書の189ページをお開きください。

議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算。

平成29年度浦臼町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,420万円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は6,000万円とする。

平成29年3月7日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

地方債についてご説明いたします。194ページをお開きください。

第2表、地方債。

起債の目的、石狩川流域下水道事業における石狩川流域下水道建設負担金に対する起債でございます。限度額は130万円。起債の方法、証書借入。利率6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直しの後の利率。償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものであります。

続きまして、歳入歳出予算につきましてご説明申し上げます。209ページをお開きください。歳出よりご説明申し上げます。

1款1項1目総務管理費55万3,000円の計上で、昨年と同額でございます。

2目下水道建設費148万円の計上で、前年比38万3,000円の増額でございます。19節石狩川流域下水道事業負担金の増額によるものであります。

3目下水道維持管理費1,293万9,000円の計上で、前年比222万7,000円の増額でございます。13節委託料において前年実施いたしました水道事業の業務がないためでございます。

給与等につきましては、給与明細書によりご説明いたします。215ページをお開きください。

平成29年度下水道維持管理費の維持管理事業の従業者に係る1名分の給与費の明細でございます。一般会計から下水道会計の会計間移動によるものでございます。

215ページの中段でございますけれども、2、一般職、1、総括の表をごらんください。本年度欄でございますけれども、給与等以下記載されておりますのでごらんをいただきたいと思っております。

209ページにお戻りいただきまして、13節委託料130万5,000円の計上で、主なものはマンホール所管業務委託でございます。

211ページをお開きください。

2款1項1目元金5,105万8,000円の計上で、前年比644万6,000円の減額でございます。

2目利子812万円の計上で、昨年比71万円の減額でございます。

213ページをお開きください。

3款1項1目予備費5万円の計上で、前年と同額でございます。

以上が、歳出でございます。

195ページをお開きください。続いて歳入をご説明いたします。

1款1項1目受益者分担金1,000円の計上で、科目設定のみでございます。

197ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料1,946万1,000円の計上で、前年比13万円の増額でございます。

199ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金5,343万6,000円の計上で、前年比853万円の減額でございます。

201ページをお開きください。

4款1項1目繰越金1,000円の計上で、科目設定のみでございます。

203ページをお開きください。

5款1項1目雑入1,000円の計上で、科目設定のみでございます。

205ページをお開きください。

6款1項1目土木債130万円の計上で、前年比40万円の増額でございます。

以上が、歳入でございます。

○議長

次に、議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例についての提案及び概要説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町課設置条例（昭和54年浦臼町条例第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、町組織の機構再編に伴い現行課の分割を行うため所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の35ページをお開き願います。

第1条第4号に定める現行課、産業建設課を産業振興課と建設課に分割し、事務の効率化を図ろうとするものでございます。

なお、改正後の産業振興課には農政係と商工観光係に加えまして、仮称ではございますが地域振興係を新たに設置し、所管する地方創生に係る事業を効果的に推進してまいりたいと考えるものでございます。

また、課の分割及び名称の変更により、浦臼町議会委員会条例が影響を受けることとなるため、本条例附則第2項の規定によりあわせて改正を行おうとするものであり、内容につきましては参考資料の36ページをお開き願います。

第2条第2号に定める農林建設常任委員会の所管である産業建設課の所管に関する事務を産業振興課及び建設課の所管に関する事務に改めるものでございます。

本条例につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第14、議案第8号から日程第19、議案第13号までの6件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第8号から日程第19、議案第13号までの6件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中にただいま設置されました予算審

査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時28分

○議長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に、予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

委員長に柴田典男議員、副委員長に野崎敬恭議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議長

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれにて散会といたします。

なお、14日は10時から予算審査特別委員会を開催します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

平成29年3月22日（水曜日）

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第 8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を
改正する条例について
- 3 議案第 9号 平成29年度浦臼町一般会計予算
- 4 議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例について
- 8 同意第 1号 監査委員の選任の同意を求めることについて
- 9 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める
ことについて
- 10 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会、議会運営委員
会）
- 11 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	斉藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	浅岡哲男君
総務課長	河本浩昭君
総務課主幹	石原正伸君
くらし応援課長	加賀谷隆彦君
長寿福祉課長	大平雅仁君
長寿福祉課主幹	杉山優子君
長寿福祉課主幹	齊藤淑恵君

産業建設課長	大	平	英	祐	君
産業建設課主幹	横	井	正	樹	君
産業建設課技術長	馬	狩	範	一	君
教育委員会 事務局次長	武	田	郁	子	君
教育委員会 事務局主幹	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 事務局次長	宮	本	英	史	君
代表監査委員	星		和	行	君

○出席事務局職員

局長	遠	山	敏	温	君
書記	西	川	茉	里	君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、日程表の2日目に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長

日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、中川清美議員。

中川議員。

○2番（中川清美君）

29年第1回の定例会におきまして、発言の許可をいただき、町長と教育長に質問をさせていただきます。

去る2月22日に発生した町内の住宅火災において、3名の方々のとうとい命がなくなり、心よりお悔やみを申し上げるところでございます。

第1点目といたしまして、町内における火災警報器の設置状況であります。本町においては昨年にも1名の方が火災で亡くなり、もう二度とこのような災難は繰り返してはならぬことと強く思っているところであります。

火災事故の防止策としては、国は平成18年6月1日から消防法により火災警報器が設置義務となり、新築工事、または改築工事にはすべて対象となりました。

また、既存の住宅への設置に関しては平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で設置することが義務づけとなっています。

さて、それより6年を経過しようとしておりますが、今現在の本町の取り付け状況はどうなっているのか、確認をいたしたいと思っております。

また、町内の公営住宅や各団地などの設置状況のほか、唯一の宿泊施設でもある自然休養村の設置状況についても重ねて確認をしたいと思っております。

第2点目といたしまして、小学校における色覚検診状況について質問させていただきます。

文科省は、平成15年3月、学校保健法施行規則の定期健診診断の必須項目から色覚検診を削除しました。

その理由としまして、色覚異常についての知見の集積により色覚異常の児童の大半が学校生活を送ることが可能であることが明らかになっていることと、またこれまでも色覚異常を有する児童への配慮をしていることを考慮し、色覚の検診を必須項目から削除されてきました。

これらの結果、本人が色覚異常とわからないまま高校へと進み、いざ就職、進学となったときに自分の色覚異常を知り、進学、就職においてさまざまなトラブルが起きてきました。

これらの状況の発生に伴い、平成26年4月30日、学校保健法施行規則の一部改正に伴う局長通知が出されまして、色覚検診に関する指導強化の内容が示されました。

その内容は、保護者に対し、先天色覚異常の検査の周知を図り、希望者に検査を行うこと、さらに教職員は色覚に関する正確な知識を持って、色覚異常に配慮し、適切に指導を行うことということでもあります。

これらの問題をいち早く見つけ、自覚を促し、対処することが今後必要であると考えておるところであります。今後小学校や中学校での検診の対応について伺いたいと思います。

第3点目といたしまして、各種子育て支援策を全道へ周知する活動を展開して、子供の人口減少対策のため不登校に対し町の支援施策をPRし、移住推進に向けた展開を望むものであります。

本年、2月末における浦臼町の人口は2,000人をとうとう割り込み、1,946人となりまして、減少に歯どめがきかない状況にあります。

浦臼町も例外ではなく、道内ほとんどの町村で起きている状況でありまして、このまま進んでいきますと、小学校においては複式教育の開始までそんなに年数のかからないうちに始まるおそれがあり、これは複式がよいのか悪いのかの判断はどちらとも言えませんが、お互いの競争力を高めるなど多方面において、ある程度の数が必要と考えるところであります。

北海道教育委員会が公表した数値では、全道において不登校児童数は、ここで通告文とちょっと年度数、数字が変わりますけれども、平成26年度においては小学校で812名、中学校では3,447名おりまして、前年度より増加をしております。

この理由としましては、いろいろありまして、友達関係だとか本人の都合や家庭の都合といろいろありまして、解決のために道内の相談機関として教育支援センターの適応指導教室、教育センター等教育委員会所管の機関、また児童相談所や福祉事務所、保健所や精神保健センターと、多数相談機能の場所はあると考えられるところでもあります。

ここに相談された児童や保護者の方に、浦臼町の子育て支援政策を周知しておいて、必要に応じては浦臼町の支援策を出していただいて、浦臼町で豊かな教育の場のできる場所として、浦臼町もこういう施策をしていますよという移住とか定住に向けて、浦臼町のトップリーダーとしてそこに通っていただいて、浦臼町の施策を推進してみてもどうかということで、3点質問をさせていただきます。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

平成16年の消防法の改正により、新築住宅については平成18年6月から、既存住宅については平成23年6月から火災警報器の設置が義務化されました。

この点を踏まえ、町民にはチラシにより設置義務化を周知しております。

設置状況については、昨年11月に浦臼消防団が防火訪問と同時に行った調査結果によりますと、調査件数663件のうち在宅であったのが490件、うち一般住宅324件のうち209件が設置済みで率にして約65%、共同住宅を含めると約77%と聞いております。

また、防火訪問のほか町内の各種イベントにおいて、支署、消防団、婦人防火クラブが啓発活動を行っているとのことでもあります。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、7団地211戸のすべてに設置済みとなっており、休養村センターについても消防法の規定により自動火災報知設備が設置をされております。

次に、3点目の質問でございます。

想定を超える人口減少、少子化の進行につきましては、危機感を抱いていただれもが心配をされていることは認識しており、根本的な対策が見出せない現状にあります。

本町における不登校児童への対応につきましては、現在、美唄地区適応指導教室の共同運営により行っている状況であります。

定住・移住促進のため、不登校児童を対象とすることのご質問ですが、そのための人材確保や体制、住環境の整備等の解決すべき問題が多々あります。

また、個人情報の観点から、関係機関からの情報入手は不可能であり、ダイレクトメール等の送付についてはできないのではないかと考えております。

現在、本町が実施する各種子育て支援策につきましては、町や保育園のホームページ、これらを活用してまいりたいと思っております。

今後についても、これらを最大限に活用し、定住・移住の促進につなげていきたいと思うところであります。

以上でございます。

○議 長

2点目について、答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

2番、中川議員の「小学校における色覚検診状況は」についてのご質問にお答えいたします。

経過につきましては、議員の質問のとおりでございます。

本町におきましては、平成5年度以降学校での健康診断時には実施してお

らず、またこの間個別の希望実績はありませんでした。

平成26年以降の改正につきましては、学校に対しては保護者から相談などあった場合については、養護教員による色覚検査の実施などについて適切な対応を行うよう指導を行っております。

このことについては、子供たちの進学や就学時におけるトラブル発生の問題なども報告されているため、子供たちに適切な指導ができるよう、教職員も色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導・進路指導においては配慮を図り、間違っても差別を助長するようなことがないように十分注意して対応するよう指導徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

中川議員、1点目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

1点目の消防警報器についての再質問であります。周知をされているということでありましたが、しかしながら現在においても、おおむね2割の住宅については設置がされていないのかなど。

また、消防団で防火査察のときに調査したうち在宅であったのが490件ということで、不在のうちも入れるとちょっとまだこの数字よりふえるのではないかなという理解をしているところであります。

また、休養村センターについては、今回の予算について、今度避難の誘導路もちゃんと整備されるということも聞いておりまして、ここについては警報機の設置は既に完了されているものと理解をしているところであります。しかしながらここでやはり2割を超える住宅について、まだ未設置のような状況であります。

本当に浦臼町2,000人を切っているような人口密度の町が、昨年とことしに続いて計4名の方が焼死をするということは、恐らく日本で見てもこのような悲惨な数字が出たのは浦臼町ではないかなと私は理解しているところであります。非常に悲しい出来事であって、今回の事例について、町として決して目を背けてはならない、何が何でもやはり町の力をもって確実に推進していただきたいものと考えているところであります。

以前、このチラシとかを配りまして、設置義務を周知しておりますが、もうそれから6年も経過しているわけなので、しっかり再度ここで新たないろいろ取り付け箇所だとかは条件があるのですけれど、壁から60センチを離しなさいとか、下がり壁からも60センチを外すとか、エアコンの吹き出し口からは1メートル離すとか、いろいろそういう詳しい設置条件もありまして、そういうような再度チラシ、設置箇所、また設置の部屋の数だとか、そういう周知方法を新たにやっていただきたいと。

また、さらには本当にこれは設置して6年もたって、まだこのような状況です。

ここでしっかり町として設置についての義務を条例化できないものかと、私は提案したいと思っております。

ただ、義務づけになりましたよ、設置のチラシを配りました、でもこれに対しての罰則というのはないわけでありまして、非常にまだ軽いものと町民も考えるところもあるのかなと。

そこで、しっかり浦臼町の条例で設置の義務の推進を図るぐらい、やはり強く今回の事故に関して、町としてしっかりとした形で示していかなければならないと思っておりますが、再度その周知方法と条例化に向けて町の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

2年続けて本当に焼死者を出したということで、責任を痛感しております。

どのような対応がこういった悲劇を生まないのか、消防等とも十分協議をしながら、効果の出る方策を講じていきたいと思っております。

条例化については、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○2番（中川清美君）

ありません。

○議 長

2点目について、再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

色覚検診について、再質問をさせていただきたいと思っておりますが、日本の眼科医会の調べによりますと、先天性色覚異常は男性の5%、要するに20人に1人、女性の0.2%で500人に1人の割合で見られるということでありまして、単純に考えますと40人のクラスでは大体1クラスに1名がいるぐらいの非常にこれは高い確率であるのかなと私は理解しているところでありまして、色覚異常の程度についても、軽いものから重いものまでいろいろあるわけで、軽いものであれば日常生活ではほとんど不自由なく、保護者も気づかないで過ごしてしまうということがあると言われております。

小学校の高学年になりますと、色覚異常の子供は自分の色の感じ方に対して、少し違うようなことに気づき始めるようでありまして、中高生になっても、まだ約半数の者が自分の異常に気がつかないで過ごしてしまうという、そういうデータも眼科医会の方で出されているところで、非常にわからないうちに過ぎてしまうということによって、最後就職試験だとか自分の進路を決めるときに大きな支障を来して、希望の職につけないとか、そういう非常に悲しい結果を迎えてしまうわけでありまして、本当にこういうことは早い

うちに対処しておけば、その子供の将来は違う方向に、色覚異常の子供は理学系だとかそういう方向の職であれば差し支えないものと、自分の進路についてしっかり決めていけるということが思われるところでもあります。

恐らく、今後検査することになれば、眼科医会の資料によりますと、小学生では1学年の2学期にやるのが望ましいと。

また、そこでその色覚異常が発見されないときもありまして、再度今度中学1年生でしっかりとしたもう一度検査をするのが望ましいと書かれておるわけでありまして、ここで今後の検査において、小学生のときに検査をし、また中学生でもやるのか、その点、一つお聞きしたいと思っております。

また、その検査においてはいろいろ個人情報取り扱いだとか、非常に心配されることもありまして、子供に紙を渡して、親からまた返事をもって、その結果色覚異常だよということで、結果報告にも子供を使って渡すような、そういうことになれば、どこで情報も漏れるかわからないので、直接保護者に手渡しできるような方法で進めていただきたいなと思っております。

色覚検診がされなくなって、もう13年ぐらいたっているわけなのですが、当時の学校にある色覚検査表については、旧型の石原色覚検査表というものではないかと思われるのですが、現在においては新型の石原色覚検査表ということになっておりますので、その検査様式の確認もお願いしたいなと思っております。

その点、小学校と中学校で2回検査をされるのか、またしっかりと保護者に手渡しをするということと、色覚検査表の新旧の取り扱いについての考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

検査の時期につきましては、特に指定はしておりませんし、うちの方で設定する予定はございません。

あくまでも、保護者申請による検査という形をとっております。

2点目の方法なのですけれども、あくまでもこれはプライバシーに関する問題ですので、保護者の申請により養護教諭との経過の検査をしていくよう、そして簡易検査をしなければいけないのですけれども、原則専門医の受診を促すような指導になろうかと思っております。

3番目に、検査機器なのですけれども、従前の機器は学校備品として置いております。

今回の改定に伴いまして、機器についても5年ごとに更新した方がいいのではないですかという指導も来ておりますので、そのあたりは考慮して今後、考えていきたいと思っております。

あくまでも、一応、そういう色弱というか、色覚というか、ほとんどの場

合においては実生活で問題が起きていないものですから、保護者の不安、相談があれば、インターネットとかでも簡易検査のキットはあるのでできる、最終的には専門医に行っていただきたいということ。

あと、学校としては、検査時期というよりは、保健だより等を通じて、そういう色覚に対する保護者の認識について周知をしていかなければいけないという、今行動をとっているところでございます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの中で、保護者の申請によって行うということでありましたが、なかなか今の保護者も色覚検査の状況については、余りまだ周知がちょっと浅いのではないかなという感じもしているところであります。

やはり、しっかりと学校側から児童の色覚検診についての情報の提供、知識の提供、これはしっかりと行っていただきたい。

保護者の申請でやりますよということになれば、まだちょっと力が足りないのかなと思うわけなので、しっかりやはりこれは教育委員会としても学校と協議をし、全児童に検診を促すような案内文書を配送し、それから保護者が、では、やりますという申請になるのが、そういう形でいく方が確実ではないかなと思われましても、そういうような働きかけというのは、そういう順番ではできないのでしょうか。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

言われるとおりでと思います。

保護者の認識を高めるために、保健だより等を通じてお知らせする、意識を高めさせるというのは、すごく有意義だと思っておりますので、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

3点目について、再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

3点目、子育て支援に関してなのですが、町政執行方針でも町長に上げられておりましたが、子ども・子育て支援について、ここ数年生まれてくる子供の数の減少に触れまして、子ども・子育て支援計画に基づき、各種子育て支援策を出されておりますが、町内での周知にとどまり、町外における、つまり即効性のある効果がまだ期待できないのかと思われまします。

また、ホームに掲載して周知を行っておりますと言うけれども、なかなか

そのホームページを見るまでの過程に乏しいなど。

しっかりと、ここは浦臼町の施策をもっと全道的にPRするのが肝心かなと思われるところであります。

これらのいろいろ子育て政策はありますけれども、私も少し調べてみますと、恐らく全道各市町村、同じような子育て支援をしているところでありまして、当然給食費も支援しているところもありますが、全額というところは恐らく今ないと思うので、浦臼町の手当ては非常に高いものと見ているところでありまして、実際、町長、1人当たり高校3年生までで、浦臼町がその1人に対して総額何ぼぐらいの金額になっているか計算したことがありますか。

これはやっぱり肝心なところで、ただ事業をやりましたよだけでは、やっぱりそれは全然話にならないですよ。

しっかりと、そこまで検証して、実際どこまで浦臼町はやっているのかというのを調べるべきだと思っております。

自分、少し見たわけなのですが、出産記念第1子について10万円が出されて、おむつ手当が1人当たり1年当たり11万5,000円の3年間で34万5,000円の支給があります。

ベビー用品のレンタル品として、1人当たり4万7,362円、これが2年で9万4,724円。

医療費は無料化ですので、これは高校まで18年間、1人当たり2万1,476円の18年で38万6,568円。

保育料は半額助成ということでありまして、年間8万3,572円の6年間で50万1,432円。

給食費は中学生まで無償でありまして、年間3万7,692円の9年分で33万9,228円。

高校の通学費補助、一月1万円として12万円の3年間で36万円。

合計しますと、1人当たり212万6,952円と、非常に高い数字が出ております。

まだこのほかにも軽微ないろいろな補助事業もあります。

移住して新築するなら200万円の補助だとか、そういうのもあるわけなのですが、それは抜きとしましても、しっかりとここで子育て支援についてはこのぐらいのやはり額が出ているわけで、恐らく1人当たりこれぐらい出せるのは全道的に見てもこういう少ない町村に特化するものではないかなと思われるところであります。

しっかりと、これらのようなすばらしいこれは支援策でありますので、もっと特徴である浦臼町でしかできない施策をもっと町外に訴えてアピールすることが、より大きな結果をもたらすものと考えるところであります。

これも不登校児童だけにこだわることもなく、一般の子育て、では浦臼町でしてみたいと、そういう考えを持たれる親御さんもいるかと思われま。

幸いにして、浦臼町は札幌市と旭川市の中間にちょうど位置をしております。

して、車で1時間30分ぐらいの範囲であるわけでありまして。

また、車で二、三十分には滝川市、砂川市、さらには美唄市というような十分な距離もあり、職場としても利便性がありまして、新たに移住者においても相当期待の持てるような地の利ではないかなと思っております。

できるならば、もし移住者に対してさらに住宅の半額助成ぐらい、団地のものができれば、今のあいている団地も埋まることもありますので、今後もそういう方向でも考えていただいたらどうかなと思っております。

そこで、その団地のあっせんなのですけれども、いろいろ北海道でも幌加内町や遠別町で職場もセットした生活困窮者に定住に向けてやっている町村もありますが、なかなか生活困窮者という弱い立場の者に対しての施策ということで、いい反面、悪い反動の意見も強く出てきているところで、それはどうかなとも考えるわけで、浦臼町においてははっきりと子育て支援策を前面に出しておられてやれば問題はないと考えているところなのですが、その団地のあっせんについて、今後できるのか、検討の余地があるのか、その辺少しお聞きしたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員と同じように、本当に子供が少ない中で、どういった施策をすればいいのかと、本当に悩むところであります。

いろいろな場を通じて、うちの魅力を町外に発信をするという、その必要性は痛感しておりますので、担当とも話をしながら、何かやっていきたいと思っております。

今のその団地のあっせんということなのですけれども、若干ちょっと私の理解があれなのですけれども、公営住宅という意味であれば、やはり何度か皆さんとお話していますけれども、公営住宅法の中で、入る人の収入等々によって、なかなか入れないという、入り口のところでもう既に対象にならないということが多々ありまして、なかなかそこは難しいのかなと思っておりますけれども、ことし29年やる予定の民間アパート、そういったものを広く活用しながら進めていけるのではないかという思いもありますので、公営住宅についてももう一度ちょっと調べはしてみたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

団地の問題なのですが、幸いにして先ほど言ったように、浦臼町は札幌市、旭川市のちょうど中間でもあり、また近隣市町村とは二、三十分の車の移動で可能ということで、よく現在単身赴任の家庭がいろいろあるわけでありま

して、自然豊かな、また情操教育が豊かな浦臼町で子育てをしたいというような親御さんがおられれば、単身赴任で浦臼町に籍を移して、浦臼町で子育てしようということであれば、所得制限にはそんなに引っかからないのではないかなと、それぐらい思っているわけであります。

子供の数なのですが、本年29年の1月における入学前の子供でありまして、0歳児が8名、1歳児が7名、2歳児が12名、3歳児が9名、4歳児が8名、5歳児21名、6歳児13名と、しっかり確実にこれは減少方向に向かっておられまして、非常に大変危惧されているところでもあります。

今年度より町は新たに産業観光事業に際しまして、グランドデザインを立ち上げ、町の活性化に向けて新たな機構改革を断行し、進めることとなっておりますが、町の発展にはグランドデザインも必要ですが、よく子供はその地域の宝と言われるように、子供の減少にまず目を当てずして、町の活性化もあり得ないものと考えているところでもあります。

子供と産業、観光の活性化については、もろ刃の剣になってはいけないものでありまして、車輪のごとく同時に進まなければならないものでもあります。

さらに、前輪と後輪になぞえるならば、行き先を決める前輪が子供で後押しする後輪がグランドデザインであると考えているところでもあります。

ここはしっかり町の土台でもある子供の増加対策に軸足をしっかり置き、町長みずから道の子育て相談機能の窓へ出向きまして、しっかり浦臼町のトップリーダーとしての受け入れ体制の説明をしていただくと。

そして、常にまたそういう子育て相談機能のところにコンタクトをとりながら、浦臼町の位置づけを、これは繰り返し、札幌出張へ行ったときには、ちょっとそこに寄ってくるとか、1回だけ浦臼町の施策を示すだけではなく、札幌出張した折にはいろんなところを回ってくると。

話し合いをしていけば、そこまで熱意がある町だったら、そういう問題の行先の考えている相談があれば、浦臼町はここまで支援あるのですけれど、どうですかと、そういうような流れにもなってくるのではないかなと、ここはしっかりトップリーダーとして足を何回も運ぶ必要があると私は考えているところでもあります。

さらにまた、浦臼町は地の利としては西にきれいな山並みの樺戸連山がありまして、東には北海道の母なる川、石狩川があり、その間、温暖な気候のもと水稻を初め幾種もの施設園芸も盛んに行われまして、澄み切った空気の里であります。

そんな自然豊かな浦臼町でのびのびと子育てをし、また余裕のある教室で充実した教育が実践できるまちづくりの特徴をしっかりと、これは全道へ発信する手だてをしてはどうかと思っております、そこで私も少し考えたのですが、浦臼町の以前、大分昔ですけれども、自然休養村の町宣言をしましたが、しっかりとこれだけの施策を持っている町として、子育て支援一番の町を宣言いたしまして、子育て支援のメニューを掲載したポスターなど作成

をいたしまして、札幌市の地下鉄の車内に中張りポスターとして、全車両に設置をしていくとか、また札幌、旭川圏といろんな公共の場もありますので、そこにポスターの周知をして、しっかりと浦臼町の子供移住に向けての活動を期待するところでもあります。

恐らく、こういう施策というのは1%のひらめきと99%の行動力が必要だと私は思っているところでもあります。

再々質問といたしまして、町長がトップリーダーとしてそういう札幌市に行った折にはしっかりとそういうところで活動はできないか。

また、第2点として、子育て支援一番の町宣言はできないのか。

3点目として、地下鉄車両内だとかそういうところに積極的な誘致活動のポスターの掲示はどうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

私に叱咤激励ということでもあります。

動くということについては、私は拒否するものではありませんので、今議員も言われた内容を十分肝に銘じて、いろんなことで行動はしていきたいと、そう思っています。

宣言をするという部分については、今ここで初めて聞いたわけでありまして、これをすぐどうのこうのということではありません。

いろんな方と議論しながら、そういうことがうちの町にとって最高の子供がふえるという効果になるのであれば、それはそれですることにも問題はないと思いますけれども、いろんな方との意見を聞きながら進めていきたいと思えます。

それから、提案のいろんなところへのポスター等々については、できるものはあるかと思えますので、検討しながらできるものから進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議 長

再々質問。

○2番（中川清美君）

今の答弁いただきまして、前向きな答弁と理解しますけれども、しっかりと、時間をかけずに早急に進めていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、発言順位2番、東藤晃義議員。

4番、東藤君。

○4番（東藤晃義君）

それでは、議長の発言許しが出ましたので、第1回の定例会に質問をさせていただきます。

町長に、町道の整備、今後どのような考えがあるか、お聞きしたいと思います。

町の舗装道路も他の町から見て整備が進んでおります。

今回聞きたいのは、樺戸線の最終処分場手前の坂道が未舗装になっております。

そこもそんなに通る場所ではないのですけれども、廃プラに行くとき、年に2回、それとあとは一般客が山菜とりに行くときに、結構そこを利用して、脱輪された方もおります。

雨が降ると砂利が流れて、その下には於札川線の川があるのですけれども、土砂がひとりで入っていくようなことも聞いております。

もう一つは、北1線道路というのだろうか、藤沢さん宅から第1機場の間、未舗装で、両件とも公共とは言わないでしょうけれども、通勤なされる方が多くおられます。

今のところ改善されておられませんけれども、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

東藤議員のご質問にお答えをいたします。

山5号線につきましては、平成14年度の最終処分場建設時に収集運搬路に決定し、以後未舗装のまま経過し、現在に至っております。

今後、通行量や土砂流失による通行の安全性に配慮しながら、適切な路線管理を行ってまいりたいと思っております。

川1線道路につきましては、平成28年度以降の普通建設事業計画にものせておりますが、路線の性格上、道路拡幅改良工事までには至っておりません。

今後、他路線との優先度を比較しつつ、施工年度を判断してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今、答弁いただきました。

斉藤町長は、行政を預かって箱物といいますか、学校の耐震、また団地などの建てかえ、また幼稚園の建てかえとか防災施設の格納庫など、数多く計画進んでおります。

最近、道路の修理というか拡張工事というのは、平成21年、22年だと思ったのですけれども、神内ファームに行く道路が最後だと思っております。

また、補助金、交付金などが多くありますけれど、道路に関しては社会資本整備総合交付金事業と、ちょっと長い言葉なのですけれども、最近ではその交付金が出ないということで、ちなみに町道を舗装するには1メートル15万円かかるそうです。

簡易道路の修繕も行われておりますけれども、ぜひ個人の道路ではないので、2カ所とも距離的には200メートルあるかないかで、そんな長い距離ではないのですけれども、ぜひそういう夏場はみんなが通る道路なので、ぜひともそこだけやめたのではなくて、多分つくるのを休んでいるのだという解釈をしておりますけれども、今後町の発展と言ったらおかしいのですけれども、ぜひともその改修工事をやってほしいなど。

やってほしいなどといったら、要望になるのですけれども、町民からの声もあります。たまたま代弁したのですけれども、私が生きている間にはやってほしいなどと思って、質問終わります。

○議 長

答弁はいいですか。

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

○議 長

11時前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位3番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

議長より、29年第1回一般質問のお許しをいただきましたので、3点ほど町長にお尋ねいたします。

まず、質問に先立ちまして、1カ所訂正がございます。申しわけございませんけれど、よろしく願いいたします。

1番の「晩生内には小公園」というところがございます。私のちょっと認識が不足しておりまして、今は小公園としては存在していないということでございました。削除と訂正よろしく願いいたします。

それでは、各地区バランスのとれた公園整備という題目で質問させていただきます。

町には、各地区に公園がありますが、鶴沼公園は使用頻度も高く浦臼町のランドデザインでも整備計画も示されております。

各地区にも目的を持った公園がありますが、中央には戦死者を祭った忠霊塔、開町記念碑などがある桜ヶ丘公園がありますが、あまり整備がされてい

なく、町民があまり利用できない状況になっております。

それでも、みどり幼稚園の園児などが季節ごとに遠足で利用しているようですが、雑木、それから雑草等があり、それを整備して花木、それから町花、町木などを植樹し、きれいにすることで町民皆が集う公園になり、戦没者に対する追悼にもなると思いますので、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

引き続き、2番に入ります。

市街地再整備の基本構想はあるのかということでございまして、浦臼町の市街地は町民の自然減・社会減のため、店舗・住宅を取り壊し、地主に返還し、空き地がかなり目立ち始めました。

市街地は地主が少数のために土地の流動が少なく、再整備・再開発等がかなりおくられている感があります。

そこで、再整備等基本構想は必要ございませんでしょうか。

また、ひばり団地建てかえ計画も出ましたが、市街地の便利なところに国の助成金がつくような高齢者向け公営住宅、例えばシルバーハウジングなど、市街地再整備にも絡めて数棟、新規建築の検討はできないか、町長にお聞きいたします。

第3番に入ります。

セコマ過疎地用小型店舗の誘致についてでございますが、今月7日、道新に出ておりましたセイコーマートの新業態の過疎地用小型店舗が発表されました。

浦臼町の対応はいかがか。JAピンネの新店舗構想があるやに聞いております。

ピンネ農協とセコマの兼ね合い、誘致をするのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議 長

斉藤町長、答弁願います。

○町長（斉藤純雄君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

住民の憩いの場、集いの場としての役割を持つ公園については、利用される皆さんが快適に、そして安全に利用できる環境整備に努めることは、議員ご指摘のとおりであります。

鶴沼公園については、町外から訪れる方で毎年1万人以上が来場されており、交流人口の増加という視点から、本年度はランドデザイン策定に取り組み、今後の整備のありようについて議論をしております。

桜ヶ丘公園につきましては、新年度予算で伐採処理を実施してまいります。

そのほか、町の花、町の木などの植樹などについて今後検討し、住民に愛され活用される公園としてまいりたいと思っております。

2点目のご質問であります。

市街地の再整備の構想とのご指摘ですが、商工業については、既に商店等が数軒しかなく、またそのほとんどに後継者がいない状況下に加え、何とか生鮮食料品を扱う店舗を維持しようという現状に至っては、非常に厳しい状況と考えております。

高齢者住宅につきましては、平成28年第4回の定例会において、ひばり団地の再整備の中で検討するとのお答えをいたしました。検討の結果、現入居者を優先して考えなければならないこと、また各年次の建てかえ工事の支障にもなることから、ひばり団地の整備とは切り離して考えることとしております。

今後、高齢者へのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて、シルバー住宅の必要性について考えてまいります。

また、これらを含めた市街地の基本構想についても、総合振興計画に記載の市街地への人口集約の推進、生活利便性の向上の観点からも必要と認識しておりますので、今後、協議、検討はしてまいりたいと思っております。

3点目のセイコーマート過疎地用小型店舗についてであります。これは初期投資と運営コストを抑えた営業型と新聞に載っておりました。

昨年6月にセイコーマートの社長とお会いをし、本町への出店についてお話をさせていただいた経緯がございます。

会社として、全道179市町村に開店し、地域に根ざしたコンビニづくりとの経営理念を持っておられました。

人口2,000人を切る地域で、現在農協ストアがある地域に出店することによって、客の奪い合いなど地域に波風が立ってしまうことはしたくないとのことで、現在の出店は難しいとの考えでありました。

J Aピンネがストアを含めた中で、浦臼支所を新しくするお話は伺っております。

現状では、誘致に動ける状況にはないと認識をしておりますが、ミニセイコーマートについては、今後も状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

1点目について、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

現在、桜ヶ丘公園には植樹等を行っていない。それからアカシア等の雑木、雑草があり、あまり利用のない公園になっている。

鶴沼公園のランドデザインで集約化していくというのはわかることではございますが、桜ヶ丘公園は記念碑もあり、それから忠霊塔もあり、戦没者が祭られているところでもあります。

そこにはやっぱり町民が明るく立ち入って、にぎやかにすることで、戦没者も浮かばれてくるのかなど。

それから、しばらく町では植樹等を行っていないと、そういう状況であり

ます。

これはまだ今はどちらのものになっているかわかりませんが、花木センターなどの建物がまだ残っているので、そちらの方で桜の木ですとか、もみじの木ですとか、つつじの苗を育苗することによって、また一つの産業もできるのではないかな、そのように思っております。

さらに、免許証返上問題も絡んできまして、だんだん免許証も返上されてくると、町の人が公園に行くといっても、鶴沼まで行かなければならない、そういう町のつくり方ではなく、自分のちょっと足を向けると、小さいきれいな公園があるというようなまちづくりをしていただきたいと思います。

特に、私も最近よく感じるようになってきたのですが、物をつくった後の整備が、どうも浦臼町は得意でないような気がいたしております。

物をつくったり、買えば、必ずメンテナンスやら何やらかかってきますので、それはやっぱり必要経費とし、きちっとつくった以上は整備をし、そして住民の福祉に役立てていただきたい、そのように思っております。

また、みどり幼稚園の子供たちが利用するときだけ、ちょっと公園の方を整備しているようではすけれど、そうではなく、やっぱり今鶴沼にも常駐している職員がおられるということですので、そういう方を上手に活用しながら、桜ヶ丘公園の整備もお願いしてはどうでしょうかということでございます。

以上でございます。

○議 長

答弁願います。

町長。

○町長（齊藤純雄君）

最初にお答えしたとおり、町民にとって身近な公園、それを整備するというのは当然のことです。

ここ何十年と桜ヶ丘公園については手を入れてきていない。

ちょうど、私、教育委員会にいた関係で、20年になりますかね、子供たちを連れて、あそこにあった遊具に新しくペンキを塗ったりとか、そんなことをやった記憶がちょっと今よみがえっておりますけれども、何とか計画的に住民が散歩の途中にちょっと寄りたいたいと思えるような、そういう公園にしていきたいと、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○1番（野崎敬恭君）

いえ、ございません。

○議 長

2点目について、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

2点目は、市街地の再整備の基本構想、これから練っていかないと将来に向けて市街地がかなり衰退した状況になると思うわけでございます。

市街地はどこの町にとっても、その町の顔となるわけですので、ぜひ基本構想を検討していただき、中長期、短期で市街地の整備をしていただきたい、そのように思うわけでございます。

そのことにより、また市街地に整備されたところに若い商店主が何か新しいものを見つけ、持ってくることも考えられますので、何もないという自体が、本当に何も起きないと。衰退だけが待っているというような状況も考えられますので、町としてはぜひ行政がイニシアチブをとって、民間の力をかりたり、商工会の力をかりたりしながらやっていっていただきたい。

それから、職員さんもかなり皆、仕事を持ちながら、さらにあらゆるプランを練り、大変な状況だと思います。

そこで、やっぱり通産省ですとか総務省ですとか、今、道の職員ですとか、交流を図りながら、そういう職員さんたちの力もかりて、新しい再生する浦臼町にぜひやっていただきたいと思っております。

それからまた、高齢者の流出防止のためにも市街地の土地活用は必要でないかと思っております。

さらに、シルバーハウジング事業、私もこれまだ詳しくはちょっと時間がなくて研究はしておりません。

ですが、この事業は公営住宅並みのかなり人気のある事業だと聞いております。

これは入居費もかなり安価で、公営住宅と変わらないようなものだと伺いました。

それをぜひ町の方でも研究していただきたいなど、そのように思っておる次第でございます。

そうすることで、他町村に流出した元気な高齢者が、ああ、浦臼町にシルバーハウジングという、サ高住などよりも安くていい住宅ができたということで、Uターンして帰ってくる高齢者もいるかもしれません。

そのことを願いながら、そういう提案をさせていただきます。

以上です。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

市街地の再整備ということなのですが、なかなか難しいなというのは、今回も商工会の会員さんが1軒廃業するという情報も入っておりますし、なかなかこれからのための市街地づくりが非常に難しいのかなという気はしておりますけれども、ただ必要がないという認識を持っているわけではありませぬので、今後商工会等々といろんな議論をしていきたいと思っております。

その中で、シルバーハウジングということなのですが、これについてはことし早々に住民の意識調査をしますので、そういったものを踏まえながら、次の議論をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○1番（野崎敬恭君）

いえ。

○議 長

3点目について、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

次は、セコマ誘致についてでございますけれども、住民が安心して暮らせるようにはどのようなスーパーの形態がよいのかと思うわけですが、今Aコープさんが自前で作っていただけたということですので、セイコーマートという選択肢もあればいいわけなのですが、そう二兎を追って一兎をも得ずという状況になっては、もとの木阿弥ということになりますので、ぜひ農協さんとは誠意のある話し合いもしながら、住民が安心して暮らせるような町にさせていただいて、どのようなスーパーの形態がよいのか、町が調整役を買って行って、うまく調整しながらやっていただきたいと思いますと思っております。

それには農協と商工会の協議が必要ないのかという質問でございます。

以上です。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

農協さんがストアを含めた中で、旧店舗というか庁舎を解体して、新しく庁舎を建てるということは伺っております。

今回は事前に、1年ぐらいになりますか、商工会と農協と町で経産省の補助金を活用した中で、いいものがないかというようなお話もありましたけれど、結局いろんな部分でハードルが高いということもありましたので、その話はなくなったということでもあります。

特に、スーパーについては、今のところ、僕も詳しくわからないですけど、夜6時には終わるとか、そういった、これから買い物をしたい農家の方とか、役場職員等々が行ける時間に閉まってしまうということもありますので、そういったソフトの部分については、もう少し町としても意見を言わせていただきたいなと思っております。

必要であれば、商工会の方等も入って、スムーズな、それから町民のためになるスーパーとなるように話をしていきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

町民にとって選択肢がふえるということはよいことです。

その中でもやっぱり順位を決めて、農協さんがあれだけの金をかけて、さらに雇用状況も生み出してくれてという話で全部あればいいわけですけど、最高の選択をとっていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議 長

答弁はよろしいですか。

○1番（野崎敬恭君）

はい。

○議 長

それでは、発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

第1回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、私は今回教育長に2点の質問をさせていただきます。

1点目の関係でございますけれども、文部科学省は10年ぶりに次期の学習指導要領を公表しました。

平成32年より小学校課程、平成33年から中学校課程で実施されることと伺っております。

年間カリキュラムがふえ、時間数にしても小学校中学年及び高学年で35単位時限ふえる予定と見られます。

加えて、現在の学習内容の削減は行わない内容となっております。

本町でも年々児童数が減少する傾向であり、外で遊び回る子供たちの姿が少なくなっていくことに不安と寂しさを感じざるを得ません。

将来を担う子供たちが充実した学校教育と学校生活を送るとともに、仲間たちと子供会やスポーツ活動を通じて、心と体を鍛え、健やかに育っていただきたい、そんな願いを持って今回の質問に至りました。

今回の要領等の改訂のポイントと本町におけるその対応の内容を基本に、次の点について伺います。

なお、今回の指導要領に含まれない部分も質問項目にありますが、本町における教育行政に係る部分も含めていきますので、町の教育全般という理解に当たって答弁いただきたいと思えます。

次期学習指導要領に向けて、1点目は小学校、中学校の主な改善点はどのようなのかということでもあります。

2点目として、子供会やスポーツ活動など課外活動の実態と将来はということでございます。

3点目に、これまで行ってきた食育の内容と成果について伺いたいと思います。

4点目に、ふるさと留学制度や花育に関心はありますかということでお伺いします。

5点目に、コミュニティスクールは具体的にどのような活動を目指すのかということでお伺いしたいと思います。

次に、大きな質問、2点目でございます。

八木のぶお氏から寄贈された「ありがたきこと」という町の歌に関連して質問させていただきます。

八木のぶお氏から本町に昨年「ありがたきこと」と題した曲が寄贈されました。

先日、スタジオ録音されたCDを拝聴いたしました。田園に吹く風を連想するようなすてきな曲だと思います。

今回、3月26日に予定されている文化祭でリラの会が披露していただけるそうです。

今後予定されている町民ふれあい芸術鑑賞会として、コンサートの計画があると伺っております。

著名な方々による楽曲でもあり、町おこしの意味でさまざまな広報活動への利用も考えられます。

そして、今後の活動に向けた計画を伺います。

さらに、著作権や販売権などについて、事前のしっかりとした覚書を交わすことが重要と考えますが、その内容及び予定について伺いたいと思います。

以上です。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

3番、柴田議員の次期学習指導要領に向けてについてのご質問にお答えいたします。

学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法などに基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めているもので、次期学習指導要領改訂案は、小学校においては平成32年4月1日から、中学校では平成33年4月1日から施行されることとなっております。

一つ目の小学校、中学校の主な改善点につきましては、改訂案での状況ではありますが、基本的な考え方は資質・能力を一層確実に育成することや、現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持しつつ、知識の理解の質を高め、確かなる学力を育成すること、道徳教育の充実や体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとされており、本町においては小学校の三、四年生の外国語活動、五、六年生の外国語の教科化、中

学校の内容改正に対応するため、外国語指導助手の通年雇用の検討や小学校三、四年生の外国語活動を前倒しして実施し、移行がスムーズに行えるように学校と協議しながら取り組むこと、児童生徒が主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業をすることができるような体制づくりなど、取り組みを充実させていくことと考えております。

以下の四つの質問につきましては、改訂にあわせてのご質問ととらえお答えいたします。

二つ目の子供会やスポーツ活動など課外活動の充実と将来に向けましては、子供会については町子供会育成推進協議会への補助金交付や夏季・冬季休業期間中実施のレクリエーション開催時の協力・支援を行っており、スポーツ活動については少年体育団体協議会へ補助金を交付しておりますが、加盟団体の減少など課題もあります。

教育委員会としては、夏季の水泳教室や冬季のスキー教室及びトランポリン教室などを開催し、子供たちの体力推進のため今後も継続して実施していくことを考えております。

三つ目のこれまでの食育の内容と成果につきましては、各学校において給食の時間に栄養教諭による給食指導、小学校においては栄養教諭による食育授業の実施や学校の「ほけんだより」で食と健康とのかかわりなどについて周知しており、若干ではありますが、学校給食の残渣については減少傾向となっております。

四つ目のふるさと留学制度や花育に関心はあるかのご質問ですが、ふるさと留学制度につきましては、本町が受け入れる立場でのご質問と思いますが、現在のところ制度実施の予定はしておらず、児童生徒数も減少していることから、対応策の一つとして検討する部分はあるかと考えております。

花育につきましては、食育・木育などと同様に総合学習の時間や学校行事の折に触れ、教育の一部として実施していくものと考えております。

五つ目のコミュニティスクールは、具体的にどのような活動を目指すのかのご質問については、コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置する学校のことをコミュニティスクールといい、地域運営学校とも呼びます。

学校運営協議会は、学校を初め地域住民や保護者の代表などをメンバーとして組織され、従来の制度である学校評議員制度が学校長の相談役のような役割であったのに対し、学校の運営について一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関という位置づけになっております。

学校運営協議会の主な役割を申し上げますと、一つ目に校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。

二つ目に、学校の運営に関する意見を教育委員会または校長の述べることができる。

三つ目に、教職員の任用に関し、教育委員会に意見を述べられるといったものがあります。

これを通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映することが

でき、自分たちの力で学校をよりよいものにしていこうとする意識が高まり、継続的かつ持続的に地域とともにある特色ある学校づくりを進めることができるものです。

教育委員会としては、コミュニティスクールが開かれた学校づくり、また地域とともにある学校づくりを推進していく上で有効なツールと考え、コミュニティスクールの推進の決定をいたしました。

今後は、仮称ではございますが、コミュニティスクール推進委員会を立ち上げ、平成30年度の設置に向けた取り組みを進めてまいります。

具体的な組織及び運営のあり方等については、今後の協議の中で決定されていくものでございます。

詳細につきましては、現状で述べられる状況ではございません。ご理解いただきますことをお願いします。

次に、2点目の八木のぶお氏から寄贈された町の歌「ありがたきこと」に関してとのご質問にお答えいたします。

一つ目、町の活性化に向けた今後の活用方法につきましては、町に寄贈されたもので、教育委員会としては、広く町民の方々に楽曲を披露する場として、町民ふれあい芸術鑑賞会としてハーモニカ演奏会の開催を新年度予算に計上させていただきました。

その他、我が町の心の歌としてだれもが口ずさめるよう、文化活動や学校でのふるさと教育を通し、ふるさとソングとしてなれ親しんでいただけるよう取り組みを進めてまいります。

二つ目の著作権、販売権などの覚書の予定については、教育委員会としては、町に寄贈されたものですので、著作権などの問題に関与するものではなく、町の方で八木のぶお氏側と協議していただくべきことと考えております。

以上でございます。

○議 長

柴田議員、1件目について再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回、次期学習指導要領ということで、まだ実施前ということの関連もありますけれども、気になる点もあることから質問に立たせていただいたわけでございますけれども、たまたま3月20日ですから一昨日の新聞なのですけれども、道新に、変わる小学校の教育ということで、ちょうど掲載がされておりました。

こちらの記事を拝見しましても、引用させてもらいますけれども、前田道教大准教授のお話にしましても、結局国のアクティブ・ラーニングというのですか、量も質も充実した教育内容をしたいのだという国の指導はわかるのですけれども、以前ゆとり教育ということで何十年も続けられたことが10年前に、ゆとりではだめだということで、今の新しい教育要領になったと。

さらに、そこから10年たって、今回次の学習指導要領ですということで、

国が内容を示しているのですけれども、日本じゅうの子供をすべて全員優秀な子供にしなければいけないみたいな、そんな内容が見てとれる。

これは子供たちも大変だし、学校の現場の先生も、これは大変だなと思うわけですね。

単に小学校の三、四年生、35時間、時限がふえる。小学校高学年が以前35時間ふえているので、今回は35時間ふえますので、前回と比べて70時間ぐらいふえる計算ではないのかなと、自分もちょっと、これについてはちょっとあれなのですけれども、今回は35、高学年もそうなのですけれども、それぞれふえるのですね。

英語がカリキュラムの中に含まれる。

さらに、プログラミングが小学生の段階でもう授業の中に入れられていくと。

小学校の先生、さらに英語も覚えなければいけないし、プログラミングの基礎知識も覚えなければいけない。先生も大変だろうし、これは子供たちも大変なことになったなという気があります。

それぞれ年間のカリキュラムというのは決まっているわけですから、今回このふえた35単位時限について、本町ではどのような対応をしていくのかということですね。

例えば、1週間のうちに約1単位の増加だと思うのですけれども、それを土曜日にも使うのか、ほかの町では土曜日にやりますという町もありますし、夏休み、冬休みを使いますよという町もある。

本町では、どのようなカリキュラムで対応していくおつもりなのかをお伺いしたいと、一つ思います。

それから、子供会やスポーツ活動など課外活動の実態ということでお聞きしたのですけれども、本町からそれぞれ教育長の答弁でもあったのですけれども、助成金を出していくということでございます。

ふるさと基金から子供会の方へ14万5,000円、それからスポーツ振興ということで少年団の方へ11万9,000円、それぞれ補助金を出しているわけなのですが、その先ですね、子供会の活動は町内会単位で行っているのか、ちょっと私もよくわかりませんが、町内会単位として活動できない子供の少ない町内会があると思うのですね。

この振り分け方をどのようになさっているのかを2点目の質問とさせていただきます。

確かに、浦臼町の例えば中央団地あたりの子供会というのは結構多いものですから、海水浴も行っていますよというお話は聞きます。

ですけれども、私は晩生内なのですから、果たして会と言えるのかというぐらいの人数しかいない町内会もあります。

そこら辺の活動をどの程度押さえているのか。

できれば、やっぱりもっと広域の中で子供たちを活動できるように大きい子供会の方にそういう方々も誘うような指導も必要なのではないかなと思う

のが二つ目の質問とさせていただきます。

なお、先日農協青年部の方々と懇談した折に、うちの子供は奈井江町のサッカー少年団に入っているのだという親御さんがいらっしゃいました。

浦臼町もサッカー少年団はあると思うのですが、そこら辺の人数的なものとして活動できているのか、それもちよっと伺いたと思います。

それから、3番目、これまでの食育の内容と成果とふるさと留学や花育ということで質問させていただいたわけですが、確かに食育活動していますよということで報告は先ほどもお伺いしました。

例えば、そのほかにも「L e t ' s 食つきんぐ」ということで、就学前の保護者対象で、あるいは離乳食や妊婦食など年6回ほかにもやっていますよということをお伺いしました。

子供の心のケアですよ、これだけ今回カリキュラムがふえていると。やっぱり学校の先生もストレスたまるでしょうし、子供たちもストレスがたまるような心配もあります。

やはり、それがいじめであったり、不登校であったりということになってはいけないと思うのですね。

だから、学習指導が量も質も充実されますよというのであれば、心のケアについても少し今までとはもっと充実した心のケアも必要なのではないですかということで、この質問であります。

先ほど、中川議員が、もっとコマーシャルして、浦臼町はこういう町なんだと。だからもっと子供たち育てるのにはいい町なんですよというPRも必要なのではないですかということもありました。

それから、野崎議員からは遊べるような公園の整備をもっと充実してくださいという質問もありました。

それも含めて、私もいろいろちょっと調べてみたのですが、当麻町が新聞の帯欄にもコマーシャル載ってるのね、時々。

それで、ちょっと気になって調べてみたのですが、食育、それから木育、花育、そして最後に心をはぐくむ。これを町のコンセプトにしているのですね。

以前から、食育、木育、花育というのはあったのですが、心をはぐくむ、心育と書いて、それを町のコンセプトにしてやっておられる。

食育については、当麻町は65%以上が山林なので、こちらも以前行ったことのある下川町と同じように循環型林業をやっておられまして、そういうのも組み合わせた中でやっているのですが、食育については田んぼの学校ということで、全校生徒で1.7ヘクタールに及ぶところを全校で一斉に田植えを経験する。

もちろん、それを生育を見ながら、最後は全校で食すると。

木育については、くるみなの里というところをつくりまして、いわゆる遊歩道をつくって町民が散策できるようにしている。

花育については、くるみなの庭ということで、結構な面積について花を植

えて、それで子供たちもそういうところで実際に育っていくものを食育、木育、花育という観点から、米も経験するし、花についても一緒になって育てていくという環境を育てています。

やはり、そういうところで子供たちをのびのびと育てているというところを見て、うちの町にもぜひこういうのもあっていいのではないかなという気がしたものですから、関心がありますかという質問でありました。

これについては、再質問の内容は避けますけれども、次、コミュニティスクールについてなのですけれども、学校運営協議会ということで今回教育長から説明がありました。

保護者であったり地域住民であったり校長も踏まえた中で、学校についてこれから具体的にどうしていこうかという組織をつくるのですよという説明なのですが、ここで確認の意味も含めましてなのですけれども、学校評議会が5人以内の規模であります。

定数9人の評価委員会がありますね。

それから、これはもう平成28年4月からということなのですけれども、いじめ問題対策連絡協議会がありますね。これは定数10人。

それから、いじめ問題審議会がありますね。3名。

これまでの昨年度におけるそれぞれの活動内容と開催された回数をお伺いしたいと思うのですね。

今回の学校運営協議会の内容の目的とこの学校評議会、学校評価委員会のそれぞれの違いを教えてくださいたいと思います。

この新しい指導要領の中には幼児教育も含まれていて、5歳児終了時までには育てほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫、改善をするようにということが一文入っていると思うのですけれども、今回本町は認定こども園が来年から開設されるのですけれども、今までは幼稚園ですから教育委員会の分野だったのですけれども、認定こども園になった場合の教育委員会とのかかわりについて、どのようなかかわり方で認定こども園と接していくのかについてお伺いしたいと思います。

以上、再質問5点ぐらい。

○議 長

教育長、答弁願います。答弁できる部分について答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

1点目の学習指導要領の改訂の中身で、小学校課程におきましては中高学年につきましては授業時数がともに35時間ずつふえました。

ふえた部分につきましては、三、四年生、中学年につきましては外国語活動ということで35時間ふえました。

高学年につきましては、四、五年なのですけれども、英語の教科化ということで、今までは外国語活動が35時間だったものが、英語教科として70時間ということで、英語的には35時間もともとあった部分に35時間ふえ

たものですから、70時間ということになっております。

今ご質問の中身なのですけれども、週に1時間ふえる形になるのですけれども、それをどう考えているのかというご質問ですが、それに向けては告示がなされて内容が示されて、移行期間30、31年ありますので、その間で取り組もうと思っております。

そういった意味で、前倒しを学校側とともに進めていきたいという考えを示させていただいております。

考え方として、議員指摘のとおり、土曜日を使ったりとか、冬休み、夏休みの時間を短縮してそれに充てる考え方もありますし、授業、本割の前に小刻みに15分ずつ刻んで、それを三つ合わせて1時間に持っていくかは、これからの学校運営上の問題と理解しております。

1点目はそういう形で取り組んで、今後の考え方を示させてもらいました。答えは出ておりません。

そして、2点目の子供会やスポーツ活動の課外活動の実態と将来はということなのですけれども、お答えしたとおりです。

そして、予算配分等については、事前通告ないものですから調べておりませんが、活動としては答弁したとおり、年に夏、冬、合わせて子供会でそういうレクリエーションを2回開催している格好になっております。

そして、少年団の連絡協議会につきましては10万9,000円という配分なのですけれども、今はサッカー少年団と剣道少年団に配分している状況でございます。

3番目の食育、花育につきましては、食、木育、花育、すべて生命の大切さを学ぶ場と理解しておりますので、そういう活動、心のケアも含めて全体を含めてそういう考え方で進んでいきますし、新たな学習指導要領でも新たな形で触れていると思うのですけれども、残念ながら私はそこまで目を通しておりません。

3番目については、答弁は特に要らないということです。

5番目につきましては、コミュニティスクールは開かれた学校づくり、地域の意見を反映して学校運営につなげていくという形が原則なのですけれども、従前の評議委員会、評価委員会あります。

そういうものと重複というか混在してやるのが法律なので、本当は全部やらなければいけないのですけれども、実質的にはコミュニティスクールのあり方も現実としては浦臼町も評議委員会としながら、ともに学校とやっているのです、実質的には大きくは変わらないと思うのですけれども、評議員というのは学校運営に対して、その考え方に対して校長から相談されて、評議員としての考え方を示すような位置づけです。

評価委員というのは、学校運営が示されて、その中の運営の仕方に対して評価し、今後学校運営の改善に向けていくための組織でございます。なかなか難しいのですけれども。

そして、学校運営協議会というか、委員会というのは今度は学校運営の承

認をするものですから、ある程度委員の権限というか、位置づけが強化されるというのですか、そういう意味で反映されやすくなりますので、そういった部分でコミュニティスクールを採用させていただきました。

あと評価委員、評議委員、うちはこれから内容を詰めていくのですけれども、それは兼ねそろえた形の運営委員会にしていきたいなと思っております。なかなかちょっと説明が下手だったのですけれども、よろしいですか。

○議 長

あと認定こども園と委員会とのかかわりということ。

○教育長（浅岡哲男君）

今度、認定こども園になって、公設でなくなるのですけれども、教育委員会としては幼小中連携協議会と今あるのですけれども、それは今度は民になるのですけれども、民の認定こども園の運営者側が了解してくれるのであれば、幼小中の連携協議会をそのまま続けていきたいと思っておりますし、あと教育委員会の支援もできる限りで、相手方の承諾があればやりたいなという考えではおります。

以上です。

○議 長

昼食の時間になりますので、再々質問、柴田議員あるでしょう。

それで、ここで昼食のため暫時休憩としまして、再開は午後1時半といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

柴田議員の再質問に対して答弁願います。

武田次長。

○教育委員会事務局次長（武田郁子君）

午前中の柴田議員の再質問にお答えいたします。

2点お答えいたしたいと思っております。

まず、子供会の育成推進協議会の方の部分でございますが、町の方から子供会育成協議会へ14万5,000円を交付してございます。

そのうち子供会育成推進協議会からは各町内会の地域の子供会育成会へそれぞれ人数割と平等割により算出した額を助成しております。

そして、子供の人数の少ない町内会におきましては、他の町内会と連携をとりながら事業を実施しているように聞いております。

もう一つの方ですね、学校評議員会議の開催回数につきましては、各学校において2回程度開催しております。

また、学校関係者評価委員会においては、教育委員会にて6月と2月ごろ

の2回実施をしております。

いじめ問題審議会等につきましては、本年度につきましては係る事案がなかったということで開催はしてございません。

以上でございます。

○議 長

柴田議員、再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ありがとうございます。

子供会の活動について、晩生内の児童のように町内会に振り分けられても、活動ができないような、そういうところの町内会がどのような形になっているのが不安だったものですから質問したわけですが、そうやってほかの町内会、大勢のところと一緒にやっていくということであれば、それがやっぱり望ましいと思うのですよね。

だから、やはりその辺をもっととらえた形の中で今後の活動に子供たちが寂しくならないように、やっぱり教育委員会の中に入ってやっていただきたいなと思います。

それから、要領とはちょっと変わっていくのですが、いじめ問題審議会が、ちょっと関連ということであれなのですけれども、協議会があって審議会があるはずなのですよね。

協議会は問題発生によって、この問題対策連絡協議会が開催されるのか、審議会が先に開かれるのか、そこら辺の会の運営の仕方について、1点お伺いすると、学校評議会が2回、評価委員会が6月と2月で2回開かれた。

今度、さらに学校運営協議会という組織を立ち上げて、運営していかなければいけない。

それぞれの違い、評議会と運営協議会については、先ほど教育長の方から答弁をいただいたわけですが、このそれぞれの委員会は委員がかぶることはないのですよねという、それぞれ独自の働きの中で運営されていくものでありますかということを再々質問でお伺いしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

いじめの方につきましては、ここから外れているような気がするのですが、答弁必要なのですか。

○議 長

答弁していただければ結構かと思うのですけれど。

○教育長（浅岡哲男君）

いや、議長がそう言うのであればいたします。

○議 長

はい、お願いします。

○教育長（浅岡哲男君）

今言われた問題協議会と問題対策連絡協議会につきましては、順序が今言われた逆になります。

いじめ問題連絡協議会というのは、学校からいじめの事案があつて、学校である程度解決というか懸案になったものが教育委員会に来たときに、教育委員会として、この連絡協議会の会議に諮りまして、状況を協議する場でございます。

その中で、そのことに至った部分を究明する原因がどこだという教育委員会独自の判断する場がいじめ問題協議会という形になっております。

教育委員会の権限の中ではそこに至って町長の報告することになっておりますし、質問はないのですけれども、その中でその教育委員会からの報告で、なおかつ町長が疑義、まだ理解できない、調査する必要があるよということになれば、その後に調査委員会というものがあつて、町独自の調査をするような格好で、問題解決というか処理していくような格好になってございます。

それと、次の2番目の質問なのですけれども、評価委員会、評議委員会、それと運営委員会の制度なのですけれども、一応兼任はできる形をとれます。

以上です。

○議 長

柴田議員、2件目についての再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの質問、議長のお許しをいただいて、教育長は答弁いただいたわけですけれども、確かに通告にはありませんけれども、ふだん教育行政については質問する機会はそれほど多くない機会があります。これは別に関係ないですけれども。

ですから、その関連の中で通告にはなかったわけですけれども、今回の学校運営協議会との関連とかありますので、再々質問で質問したわけですから、そこら辺ご理解いただきたいと思えます。

2点目の質問で、八木のぶお氏から寄贈された町の歌「ありがたきこと」に関連してということで再質問をさせていただきます。

今回、教育長の答弁では、町民ふれあい芸術鑑賞会として、教育委員会主催の中で、ハーモニカの演奏会をするということで計上させていただきましたということがありまして、教育委員会の方に質問をさせていただいております。

著作権、販売権などの覚書の予定については、教育委員会としては町に寄贈されたものですので、著作権などの問題に関与できるものではなく、町の方で八木のぶお氏側と協議していただくべきと考えておりますという答弁です。

これで私が再質問したら、それは町のことでですからということで終わるのかなと思いますけれども、今回私の通告は教育長にしていますので、教育長に再質問させていただきます。

今回のCDに関して、どのような方々が楽曲に加わったのか一応調べてみました。

作曲が八木のぶおさんで、作詞がハナワユミさん。歌われている方が酒井杏さん。この方が新潟県の新発田農業高等学校卒業というのですから、そんな関係の出身なのかなと思います。

それから、ピアノを弾いている方が小島良喜さん。この方はみずからもトリオの活動をしています。いわゆるライブに同行して一緒にピアノを演奏するというので、そのライブのサポートをしている方々が浜田省吾さん、井上陽水さん、Charさんですとか、有名な方々のサポートをしている、その道では有名な方のようにあります。

これだけの方々につくられた楽曲ですので、ぜひ町としては有効に使わなければもったいないなということでもあります。

今回、4月から、これも情報なのですが、テレビで倉本聰さんのドラマが始まるそうです。

主題歌を中島みゆきさんがつくるということで話題になっているのですけれど、そのテレビのバックのハーモニカも今回八木さんが担当されるらしいのですけれども。

そういう結構北海道にもゆかりのある方ですので、町のPR活動であったり、文化交流のために活躍してくれるのではないかなという気持ちがあります。

ちょうど20日の新聞に著作権の問題が特集があったのですけれども、私も知らなかったのですけれども、著作権使用料は演奏権使用料、それから録音使用料、出版使用料、貸与使用料などさまざまにあると書いてあります。

今回寄贈はいただいていますけれども、所持権というのですか、著作権についてはある程度わかっていなければ、演奏会も本当はだめなのですね。ままならないということが本来はあるはずなのです。

ですから、例えば八木さんが自分のCDにこの「ありがたきこと」を入れた場合、町がこのCDを販売した場合、あるいは町の出身者がこの「ありがたきこと」という曲目を違う場面でCDでつくった場合と、いろいろこれから仮定が出てくると思うのですよね。

そこら辺でしっかりとした覚書的なものは必要だと思うわけでありましてけれども、そこら辺はどうですか。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

議員のおっしゃるとおり、日本で著名な人方が参加してもらっている楽曲だと理解していますし、そういうものを積極的にPRしていくということも

同じ考えを持っております。

教育委員会としては、でき得る限りのことをしていきたいと思っておりますし、著作権等につきましては町の方がその関係を整理していくものと教育委員会としては考えておりますので、この場で私がどうのこうの言う立場にないということは1回目の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議 長

今、教育長としては著作権については町の判断によるということでありまして、町長それについて考え方としてありますか。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

柴田議員のおっしゃるとおりで、お互いにいいと思っても、この後いろんなケースでトラブルが発生するとか、そういうことがあってはならないという思いは同じでありますので、きょうの議会が終わり、予算が可決いただいたら、担当から早急に八木さんの方に連絡をさせていただいて、今の著作権の問題等々、整理をして、早急に協定を結びたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

町長、ありがとうございます。

それだけ有名な方々でつくったCDですので、今後に向けて、例えば今回文化祭でリラの会が披露されるということですが、その際にも我が町には江差追分で日本一になった方、佐竹さんも今回発表会のメンバーにいると思いますけれども、そんな方々がいらっしゃる。

ぜひとも佐竹さんも含め、今回の八木さん、それから作詞されたハナワユミさん、これだけ町と関連されたわけですので、できれば文化親善大使的な町の要人としていただくのもどうかということだと思いますけれども、いかがですか。

○議 長

教育委員会としての考えがあれば聞かせて、答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

言われる趣旨は分かるのですが、教育委員会としては協議しておりませんので、答えられないのが本音というか、答えられません。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議 長

町長、答弁があれば。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

せっかく費用をかけてつくったいいものなので、より効果が出るように、うちの魅力が出るようにいろんな場面で活用は検討したいと思います。

以上です。

○議 長

続いて、発言順位 5 番、小松正年議員。

小松議員。

○8 番（小松正年君）

議長のお許しをいただきましたので、第 1 回定例会におきまして、町長に情報インフラ整備について質問させていただきます。

インターネットに代表される情報通信技術 I C T の活用は、産業、福祉、教育、行政などあらゆる分野に広がっています。

水道や電気などと同様に、生活に不可欠な社会的インフラと言えます。

本町にも一部光回線が来ていますが、残念ながらまだ中央地区の町場だけであり、地域間格差が生じているのが現実であります。

町長に情報インフラ整備について伺います。

一つ目として、光回線によるサービスを受けている件数はどのくらいあるのか。

二つ目として、光回線のない地域について、採算面から整備予定がないようであるが、町民すべてが情報格差のない生活ができるように、公的支援を含めて関係事業者と協議し、未整備地区の普及を図るべきと考えるが、町長のお考えは。

三つ目といたしましては、地域的な情報格差の解消に向けた施策として、無線を利用したシステムを検討されたようですが、結果はどうだったのか。

四番目として、高速無線インターネットの中継局のアンテナに農業用 G P S アンテナを併設し、これまで条件として電波が干渉しないことが技術的に可能かどうかというのがありますけれども、そういうのが可能であれば、町が光回線の代替措置で設備を運用して、利用者のコストを下げ、普及させるということは考えられないのか。

この 4 点についてお伺いします。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

小松議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、情報化社会の進展により、I C T の効果的な活用に向けた基盤整備の必要性については理解をしているところでございます。

しかしながら、光回線の整備費は多額の費用がかかるため、民間通信事業

者と連携し、固定無線による通信サービス（FWAアクセスサービス）による環境整備に向けて意向調査を行いました。利用希望者は25件となり、事業着手に必要な最低利用件数の50件に満たなかったため、残念ながら民間事業者による整備が実現できない状況となりました。

次に、公的支援を含めた整備へのご質問ですが、現在の申し込み件数の場合の試算によりますと、約1,400万円の整備費用がかかるとの報告を受けておりますので、来年度予定しております産業・観光ランドデザイン基本構想の検討にあわせまして、情報発信に必要なインフラ整備として総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、農業用GPSアンテナの併設案につきましても、スマート農業の検討とあわせて検証をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

小松議員、再質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

先日、議会とJA青年部との議会懇話会というのを行いまして、その中で青年部の部員の方から、インターネットについての話はちょっとございました。

やはり、今の若い人たちには高速のインターネット、これを利用したいという強い要望がございました。

今の時代ですので、この情報インフラについてはやっぱり企業誘致という面、それから定住というようなものについても重要なインフラではないのかなと思います。

また、こういうものが整備されていないと、やっぱり便利なところへ、町外へ移ったり、町外流出にならないようにこういうものを整備して、人口減少対策としても有効な手だてではないかということも考えます。

答弁にありましたように、光回線の整備費が多額の費用がかかるということは、採算面で難しいという状況であるということは理解いたします。

そういったことを受けて、多分それにかわる対応はないかということで、今回の光回線開通の難しい過疎地域や山間部でも高速通信が可能であるという無線通信が有効であるということであり、希望者を募ったと思っておりますけれども、この無線通信、これは今通信技術というのは非常に発展しておりますので、光回線と同等のスピードというか速度が得られるような時代になってきています。

また、ある場所では宣伝などは結構テレビのCMなども出ているのですけれども、ワイマックスという通信があるので、そういったのを使うと、下りで220メガbpsとか結構スピードの速い速度のある処理ができる通信ができるという宣伝もしておりますので、ただ無線であると安定しないというのが弱点なのですけれども、それもインターネット程度の内容であ

れば支障ないようなことを聞いております。

そういった観点から、固定無線による通信サービスの利用者の希望をとって、25名しかいなかったですということで、最低利用件数の50件に満たなかったという報告でございました。

ただ、その内容についてPRの不足でなかなか皆さんに理解が届いていないのではないかとということと、それから案内がなかったのではないかと、僕、知らなかったというお話もありまして、全戸に配布したという経過はございますけれども、それを見ていなかったという人も中にはおりましたし、それから利用料金が高いと。

今ここにも資料を持ってきましたけれども、これはスカイネットでは浦臼町で配布したパンフレットですけれども、月額5,398円ということで、これが70件を超えますと4,298円ということで、件数がふえれば回線利用料も減りますよという、一応プランの説明を書いたパンフレットがありまして、一般的に今全国で無線を利用したそういうブロードバンドのサービスを行っているメーカーは結構あります。

大手5社がありまして、ドコモからいろいろauからソフトバンク、それからワイマックスとかいろいろあるのですけれども、そういったところを見ますと、料金的にはやっぱり光回線より安いんですね。1,000円ぐらい安いのですよ。

もっと安いのは2,800円ぐらいからそういうのが使えるよというようなところもありまして、やはり使う側からいって、利用料金が安いというのは一つ大きな障害でないかなと思います。

それで、再質問の中で質問させていただきたいのは、そういった今スカイネットなのですけれども、答弁の中でグランドデザインの基本構想の検討をあわせてしていきたいと言っていますけれども、そこでもう一度選定をしていただいて、スカイネットを含めワイマックスとかいろんな業者もあるので、そういったのを比較して、そういうインフラに乗せるためには安くできるような、そういったものを再度検討してもらって、できればそういう高速インターネットの使えない地域の住民にも利用できるような、そういった環境を町としても考えていただきたいということで、このことについて町長に意見を聞きたいと思いますが、お願いします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

自慢でないのですけれども、私も情報の中身はほとんど素人ですので、この質問があって、一番詳しい者にちょっと聞いたのですけれども、今このいろんな無線とか有線とかありますよね。

いろんなものが日々進歩して、いい方に変わってきている、そういうときなので、これが今ベストだけれども、来月になったらどうかわからないという、そういう時代にいると。

それで、なかなかこれにこれだけの費用をかけて、うちの光が利用できない人たちをカバーすることがいいのか、もう少し待って、もっと安く、そしてもっとカバーできるような、そういうものが出るのではないかというような、そういうところでなかなかこれをすぐということにはならないという意見を聞きました。

ただ、今議員ご質問のとおり、定住、移住、それから企業誘致等々においても、やはり高速のこういうものがないと、そこだけでもうデメリットといえますか、町を選んでくれないような時代でありますので、少し時間をかけて検討したいと思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

今、町長答弁いただきました。

全く今ちょうど過渡期で、無線のこれができたのも10年ぐらいしかたっていない新しい技術で、まだこれからもどんだん発展していく技術です。

当然、そういった中で選定するのは時期尚早というのもわからないわけではないのですけれども、それもやはり光から無線にと変わる時期だと総務省の方も言っていますので、光だけで物を考えるのではなくて、無線の方でも考えていくように検討していただきたいなと思っております。

再々質問については、質問の中にもちよっとあわせて載せてありますけれども、農業用のGPSのことでございます。

このGPS、町長も関心があって、いろいろと調べられていると聞いておりますけれども、この農業用のGPSの農業分野にはかなりの活用方法が期待できるなということで、いろんな今道内各地でこれを取り入れた農業が行われています。

この方法もいろいろありまして、精度によってGPSの測定方法が3種類ぐらいあるのですけれども、カーナビなどは数十メートルの精度で問題ないだろうけれども、農業で採用するには数十センチ程度までの精度が要るとか、あるいは自動操縦など自動走行をするためには数センチの精度がないとだめだとかといういろんなGPS方式の精度の高い方式が3種類ぐらい今現在あるそうです。

浦臼町にもし仮にこういうものができるとすれば、精度の高い部類の中継基地みたいなのが必要になるかと思うのですけれども、そういった中でいろんな利用価値、ほとんど農業の作業で工期だとか、消火器から防除からいろんなものにこれは使えます。

それで、今、町でもレーザーレベラーを購入するのですけれども、これについてもこのGPSがあるとどこを2回走らなくても効率よく作業が

できるといったことで、また若い青年部がこれにはすごく関心があって、ぜひそういったことをしてみたいという若い青年部の部員さんもいました。

そういったことで、このGPSについて、これもあわせて答弁の中では検討しますということでありましたけれども、そこら辺の所見というか、可能性というか、そこら辺を答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

昨年の執行方針のときに、私もスマート農業のこれからの時代ということで、GPSアンテナ設置を強く言っていた記憶があります。

今回、新年度予算には計上できませんでしたが、その理由がまだもう少し勉強する時間が要るのかなということと、近隣とも一緒にやればそれがやっぱり一番いい効果的なものになるということで、そういったことも担当の方で話しているのですけれども、いまいちお互い同じ思いになって進んでいかないというところがあって、今回予算計上しておりません。

ただ、何年も延ばすというものでもないと思っておりますし、今の光回線がこういうものに固定できれば、またそれはそれで費用等々についてもいい面が出てくるのかなと思っておりますので、前向きにこれは検討していきたいと思えます。

以上です。

○議 長

続いて、発言順位6番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成29年第1回定例会におきまして、町長に5点の質問をいたしたいと思えます。

まず、1点目であります。農産物のブランド化戦略を。

浦臼町のグランドデザインを計画するに当たり、浦臼町でとれる農作物を「うらうすブランド」として認定し、農業者、行政、商工関係者、これは農協も含めてでございますが、この3者の連携によって、販売に力を入れることを模索していただきたいと思えます。農家の生産意欲向上につながるものです。

また、特産品開発を奨励するのであれば、農産加工施設を整備し、特産品開発には使用料を取らないなど、環境整備が必要ではないでしょうか。

2点目であります。都市住民の田園回帰志向に対する受け皿づくりを急いで。

日本農業新聞によると、都市住民を対象に総務省が1月に行ったアンケートで、農山漁村に移住してみたいと回答した割合が3割を超えたとあります。

農山漁村地域が気候や自然環境に恵まれ、子育てに適していると考えた人が若い世代に多くいるということでもあります。

私は、この流れを農山漁村の再生につなげるため、移住者の受け入れ体制の整備を急ぐことを提案したいと思います。

当然重要なのは、就労の場の確保になりますが、日本農業新聞が39道府県、139市町村に調査した結果、農業を主な仕事として移住を考えている人が多いとした市町村は26%だということですが、兼業や家庭菜園を含め農業に関心がある、何らかの形で農業にかかわりたいと思っている移住者や移住希望者が多いとした市町村は9割に達しているそうです。

浦臼町でもさまざまな形で農業に新規参入できる環境づくりとして、就農支援策を整えアピールすることや、空き商店、店舗を移住者に引き継いで、起業や継業などへの幅広い支えも必要ではないでしょうか。

ふるさと応援基金をそういったチャレンジャーへの支援に使っているところもあります。

私は、次の提案をしたいと思います。

1、新規就農のネックになっている莫大な初期投資の負担を少しでも軽くするため、国の青年就農給付金に加えて、町独自で自立するまでの手助けとして、生活費相当を毎月継続して手当てをする。これは一、二年程度を考えてはいかがでしょうか。

2、技術的な指導として、農業塾を開催する。

3、住居の確保として、空き家バンクを有効活用する。

3点目であります。農協店舗の改築に当たり。

今年度、ピンネ農協浦臼町支所の建て直しが決定し、Aコープ浦臼店がAマート浦臼店と変更されることになりました。

人口減少によって運営が厳しくなっており、事業の継続のために生鮮食品は置くものの、仕入れ先の変更や売り場面積の縮小、従業員を削減することでのローコスト運営を行うと言っています。

配達も難しい状態になれば、ますます利用が減るのではないかと考えます。

建てかえに当たっては、町と商工会との協議もあったはずですが、結局は農協単独の事業になり、規模縮小はやむを得ない状況でしょう。

行政として、買い物難民対策をどう考えるのか伺います。

1、地域おこし協力隊の業務の一つとして、買い物難民となるような鶴沼地区、晩生内地区の高齢者から注文を聞き、Aマートから仕入れて配達する仕組みを確立するのはどうでしょうか。

4点目であります。町営バス運行の是非。

平成27年10月から28年9月までの乗車人員調べによりますと、晩生内線で197名、奈井江線で5,240名の利用となっております。

1日の利用人数は、奈井江線で21.3人、晩生内線では0.8人と極端に低くなっています。

晩生内線では、高校生の通学に1名が利用されていますが、帰りは定期券でタクシーを利用する。

これは次ページの表2をごらんいただきたいのですが、乗り合いタクシー

利用者数の中の定期券というところです。これは1名の方が延べ使われたということで、延べ20名というのはお1人の方が月に20回使用したということになります。

現状において、町営バスだけで対応し切れていない状況であることがわかります。

町営バスの利用が28年は197名、26年の786人の4分の1まで減っているという状況もあります。これは次ページの表の1を見ていただければわかります。

それに比べて、乗り合いタクシーの利用率は、晩生内は鶴沼の約1.8倍となっています。表2をごらんください。

以上のことから、晩生内線を中心とした町営バス全体の見直し、これは廃止を含めてという考えもあるのですけれども、この必要があると考えます。

乗車人数から、奈井江線ではデマンド型のワゴン車で晩生内線をデマンドタクシーで必要に応じて対応するというのはどうでしょうか。

次を提案したいと思います。

1、全部を予約制にし、基本的な時刻表は決めておきますが、予約がなければ運行しない。

2、デマンドの条件として、料金は町内全域を同一料金にする。

町外においても、奈井江駅まではプラス一定料金とする。

砂川市への通院用に2往復ほどワゴン車での運行便を別料金設定するなど柔軟な対応も必要ではないかと考えます。

買い物便として、晩生内、美唄間の料金設定も検討すべき課題ではないでしょうか。

3、町営バスを廃止することで、その経費分をタクシーの台数確保や当日予約の実施、基本時刻表も今までより増便することで利便性を上げる。

最後の質問になります。浦臼町の地域住宅計画について。

今年度予算では、ひばり団地の建てかえ計画の基本設計に着手することや、民間賃貸住宅建設に補助する計画が上げられていますが、基本設計が確立する前段階として、私は地域で求められている住宅は何かということについて、住民の皆さんと議論を積み上げる必要があると考え、町内の2事業所における町外通勤者のアンケートを実施いたしました。

添付の資料をごらんいただきたいと思います。

見えてきた課題として、次の点を上げたいと思います。

1、ひばり団地を全面建てかえする必要があるのかどうか。これは鶴沼第2団地でも一部住宅を残しています。新築よりも現状維持で低家賃を望む住民がいたということではないでしょうか。

2、公住が高齢者世帯のみの構成にならないよう、政策的な町営の住宅(子育て世帯使用の住宅)も必要ではないかと考えます。

これは民間賃貸住宅の補完的役割をするものと考えます。

3、アンケートでは2事業所の全従業員78名中42名、実に53%の方

が町外からの通勤者でありました。

地域住宅計画を町外からの移住、定住促進政策としてとらえ、住宅計画だけでなく、まちづくり全体の中で住んでもらえるための魅力的なまちづくりを考える必要があるのではないのでしょうか。

買い物難民対策や地域公共交通対策などが必要と考えます。

以上です。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

折坂議員のご質問での産業建設課に関するものについて、先に答弁をさせていただきます。

1点目の農産物のブランド化、2点目、都市住民、3点目、農業店舗、5点目、地域住民についてでございます。

1点目についてでございます。ブランド化に対する思いは理解するところではありますが、農家の皆さんはJAピンネの組合員として農業を営んでおり、まずはJAピンネとの話し合いが必要と考えております。

ブランド力を高め、付加価値をつけて高値で売り、広く消費者の手に届くようにするには、品質管理、販売先の確保、販売契約時の納品数などを解決しなければならず、JAの経営戦略との兼ね合いが大きいと考えます。

つぎに、特産品の開発については、ブランドデザインの中でも話し合うことを予定しておりますので、その議論を見ながら進めてまいります。

農産加工研究センターにつきましては、平成26年度に食品乾燥機を設置して以来、新たな機器等は購入していませんが、利用される方のご意見を聞きながら、利用拡大を進めてまいります。

利用料につきましては、施設の設立当時は利用者が光熱費等を全額負担していましたが、現在は町と利用者が約半分ずつの負担となっております。

対象となる光熱費につきましては、施設利用時の電気、灯油、ガスなどとなっております。

現状の料金負担を継続していきたいと考えております。

2点目の都市住民の田園回帰、新規就農対策についてのご提案ですが、新規就農を目指す方への支援を強力に進めていくとしたならば、議員の提案の条件がすべて必要になるという認識は同じであります。

国は、農業担い手育成センターで総合窓口を開設し、関係機関と連携しながら支援を行っているところであります。

何十年もお米を作付されている農家の方でも、農業の難しさの中で経営をされており、新規就農者が一、二年でひとり立ちしていくことは大変であると思うところであります。

農業経営の目標の例示として水稻を挙げますと、作付面積10ヘクタールで機械施設トラクター1台、トラック1台、育苗ハウス5棟、農業所得40

0万円という経営管理が必要になると考えられます。

まず、やらなければならない取り組みとして、Uターン就農者が近年は毎年数名いることから、その方への栽培技術や経営確立に向けた指導、相談等のサポート体制を構築していかなければならないと考えておりますが、町としてどのような取り組みができるのか、関係者に十分なお意見をいただきながら進めてまいります。

3点目の買い物難民対策についてのご質問ですが、JAピンネに今後も経営を続けていただくことにより、一応の買い物難民の発生を防ぐことができると考えておりますので、今のところ行政が配達をすることは考えておりません。

次に、5点目のご質問にお答えいたします。

まず、ひばり団地を全面建てかえする必要性についてのご質問ですが、公営住宅の建てかえにつきましては、アンケートや聞き取り調査を実施し、建設戸数設定の基礎としております。

今回のひばり団地建てかえにつきましても、全戸聞き取り調査を実施し、その中で新団地建設後の大まかな家賃もシミュレーションし、家賃が高くなっても新団地への入居が可能か調査しております。

今回の調査結果として、現時点での収入超過世帯と町内外への転居予定者以外の世帯からは、新家賃への理解をいただき、新団地への住みかえは可能との返事が得られましたので、耐用年数を過ぎた団地のすべてを建てかえることといたしました。

次に、「公住が高齢者のみの構成にならないように」についてですが、公営住宅での子育て世帯への対応につきましては、収入状況にもよりますが、新旧の公営住宅への入居も可能であり、収入基準を超えている世帯につきましては、特定公共賃貸住宅での対応を考えております。

3点目につきましては、議員指摘のとおり考えますので、現在もいろいろな施策に取り組んでおりますが、継続して考えてまいります。

以上です。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

4点目のご質問にお答えをいたします。

平成25年10月に、公共交通体系の大幅な見直しを行っており、その際に晩生内線の運行便数を5往復から朝夕の1往復に減便し、高齢者の生活の足は乗り合いタクシーで補うこととしてございます。

このような中で、晩生内線につきましては平成28年4月に沿線住民へのアンケート調査を実施しまして、その結果も踏まえて、本年1月と2月に晩生内老人クラブや住民組合の会合で、公共交通のあり方について意見交換をしておりますので、今後も地域住民と協議を行いながら、望ましい公共交通体系の検討をしてまいります。

ご提案いただきました見直し案につきましては、町民の利便性を向上させるための検討の参考とさせていただきたいと存じます。

また、晩生内、美唄間の運行につきましては、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議 長

折坂議員、1点目について再質問。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

「農産物のブランド化戦略を」の質問でございますけれども、答弁の中でブランド品を認定したものを販売してほしいという考えに対して、JAの経営戦略との兼ね合いが大きいと答弁いただいたのですけれども、私は生産者と行政と商工、これは農協を含めてですけれども、この3者の連携でとっております。

どうしてそんなにJAに遠慮することが要るのかなと考えます。

新十津川町にも振興公社がございまして、そこで農産物も販売しているわけです。ここではJAとの兼ね合いをどうしているのか、お調べになったらどうかなと考えますけれども。

答弁の中にもありましたけれども、浦臼町グランドデザイン構想の中の道の駅つるぬまりニューアル検討課題の中にちゃんと道の駅を活用した浦臼町の特産品ブランド化戦略と載っています。

これを本気で取り組むとしたら、一体だれが責任を持ってやるのかという話になると思います。

ここで、3月16日の道新空知版に載っていたのですけれども、妹背牛町の北彩香プレミアムというブランド米があるのですけれども、これは町が第3セクターの妹背牛振興公社を通じて発売したとあります。

これは減農薬米の真空パック詰めをふるさと納税の返礼品に加えたということでございますが、寄付額が6倍にふえたということでもあります。

米の差別化による販売の難しさは、皆が苦勞しているところでありますけれども、妹背牛町などでは今農業の30年問題というのがありまして、国による米生産数量目標配分の廃止、米所得補償の廃止、それに伴う米過剰、それから米価の下落が懸念されている問題であります。この問題を前に生き残りをかけた妹背牛町の挑戦だったと思います。

必死に策を練ったところが功を奏したあられではないかと考えております。

農家としても、自分たちが一生懸命つくったものを農協、それから行政が一体となって、販売に力を入れてくれるというところを見れば、ああ、自分たちも頑張ろうと、品質の面でよいものをつくろうということで、栽培技術を磨いたり、研究するようになるし、そのことが自信となって、自分たちのつくったものを自分たちで売っていこうという意欲につながっていくと思

ます。

若い後継者たちの意識も今変わりつつあるなど私は感じております。

農産物のPRの一役を町に担っていただきたいというのが、まず1点目の質問になります。

そこでは、東京での北海道フェアとかあると思うのですが、そういうところに行って、農産物をPRしていただけないかというのが1点目の再質問になります。

それから、私は以前から道の駅を農産物の販売の拠点として位置づけるということを提案してきたと思います。

庁舎内の機構改革として、産業建設課を産業振興課と建設課に分けるといってございしますが、産業振興課の中にグランドデザイン構想とジビエを専門的に扱う部署を置くと聞いておりますけれども、そこでこの農産物のブランド化事業についても、腰を据えて取り組むべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

あるいは、その負担が大きいというのであれば、こういうことを専門にやる妹背牛町のように、あるいは新十津川町のように、振興公社の設立ということについてのお考えはないのか、伺いたいと思います。

もう一点、雨竜町では竜のマークがシンボルになっておりまして、このシンボルマークを町のお墨つきとしてブランド化した農産物に貼るといってやっております。

また、特産品の加工品の開発には加工所の使用料を無料にしているという新聞記事を見たわけでございます。

浦臼町の加工所の使用料というのを町長は御存じでしょうか。

答弁の中で、今は光熱費を町と利用者が半分ずつ負担と答弁されているのですが、利用者はガス代を全部負担しているのですけれども、これで半々というのでありましたら、電気料、灯油代とガス料金が同じかということでしょうか。

ちょっとそこを確認したかったのですけれども。

私たちはそれ以外に半日で2,000円プラス料金を払っております。

1日借りたら4,000円プラスガス代という高額な金額を払わなくてはいけなくて、今では1日借りる人はほとんどいないのではないのでしょうか。使用する人も少なくなりました。

何度も試作が必要な特産品を開発するということは、ここではこんなに高い金額を取られていたら、だれもしようと思わないのではないのでしょうか。

道の駅セミナーでも、これからは野菜の直場所だけではだめだとおっしゃっていたと思います。加工品が人を呼ぶという話を聞きました。

加工所の整備については、前々から検討課題に上がっていると思いますが、その点についてもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

答弁にありましたように、平成26年には食品乾燥機、これを設置していただいたのですけれども、これは使用料を取られないので、皆が使っていま

す。

今ではグループで使っていたり、個人で使っていたりしまして、農閑期に製作をして、イベントで販売する、そういうことも始まっているのですね。

だから、使用料の問題というのはとても大きいことだと思うのですけれど、その点について答弁をいただきたいと思います。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

最後の加工センターの使用料を先に答弁いたします。

それに関しましては、先ほど説明したとおりですけれども、こちらの的には全体の収入、使用料等をかながみて今半日2,000円、それから4,000円という使用料をもらっていますけれども、この割合に対して全体の運営、一月の総額費用に対して割り返して約半分ぐらいの値の使用料をもらっていますという意味合いで説明いたしましたので、多分個々には差が出てくると思いますが、大体の割合でいうと町が2分の1、残りが2分の1、利用者ということで、そういう内容になっております。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

ブランド化の問題なのですけれども、当然議員のおっしゃっていることは理解しますし、これからの時代、そういうものが必要なのだろうなど。

同じお米でも、クリーン米とか特裁米ということで付加価値をつけながら、販売を広げていく。

それはもう当然のことなのだろうと思うのですけれども、今農家の方は多分農協の方に、ことしはこれだけの契約米を入れるとか、いろんなそういうお話をしながら、毎年営農されていると聞いていますので、簡単にブランド化で、町は何もしないよ、商工会は何もしないよということではないので、やはり一番皆さんが信用されている農協とも、どういったことができるのかというお話をされるべきかなと思っています。

北竜町では、ひまわりライスがすごい人気で、あれだけでふるさと納税今3億円を超えています。

ですから、今消費者が求めているものはそういった安全であり、安心であり、おいしいというものだと思うので、町としてそれに対して全然協力しないということではありません。

今回もクリーン米の組合には温湯消毒機を補助して、何とかその活動を盛り上げてほしいという思いはありますので、全然後ろ向きではないということだけはお伝えをしたいと思います。

それから、そのための振興公社というお話ですけれども、これはまだ本当に今初めての話なので、ここでどうということではありません。

これからそういうことが、よりうちの町の農業にとっていい方向に行くの

であれば、真剣に検討したいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

最初の加工所の問題ですけれども、私たちの2,000円と全体のかかった費用を割り返すと半々になっているということでしたけれども、その中には加工所を農協から借りている金額というのも入っているのでしょうか。

それで半々というのであれば、私たちはそれ以上にガス代を払っているのです、私たちの方が払っている金額は大きいと思いますが。

それとクリーン米生産組合に町長も足を運んでいただき、いろいろお話をしてくださったという話は伺っております。

この生産組合の総会の中でも、もちろん事務局、農協の職員でありますので、交えながら、総会の中で自分たちのお米を差別化したものを売っていきたいという、PRしていききたいという皆さんの思いを確認したということ聞いておりますので、私も担当職員とお話しさせていただいたのですけれども、ふるさと納税、まずはここに使っていただけないかという話もしました。

いろいろと協議、途中であると聞いていますけれども、まだ今後この話については深めていきたいという答えもいただいておりますので、まだまだこれからかと思っておりますけれども、そういった面でもっともっと町と農協が協力し合える部分はたくさんあると思いますので、ぜひそれは深めていただきたいと思いますと考えております。

もちろん、農家も組合の中で農協とお話しするところはやっていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁願います。

○産業建設課長（大平英祐君）

加工所の使用料でございますけれども、JAからの使用料は入っておりません。

近年、ガスもそうですけれども、ガスより電気料の方がちょっと上昇みになっていまして、その占める割合がちょっと高くなっています。

ただ、逆に本来であれば使用料を上げたいところなのですけれども、それをとめていまして、当初立てた約束の中におきましては、そういう料金は利用者が支払うということで始まっているセンターだったのですけれども、何十年もたっていますので、途中で使用料を取るようになりまして、そういう経過で現在に至っています。

以上です。

○議 長

クリーン米についてのふるさと納税という質問がありますけれども。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

答えになるかどうか、ちょっとわからないですけど、東京のふるさとフェアとか、ことしいろいろつけていただいて、やっていきますので、そういうところも最大利用して、いろいろPRをしていきたいという思いは持っております。

それから、加工施設の整備という話でありましたけれども、これらも含めてグランドデザインの中で、ハードが先か、それをする人たちのソフトが先かという問題もありますので、その議論を踏まえた中で検討はしていきたいと思えます。

以上です。

○議 長

それでは、2点目の再質問。

○5番（折坂美鈴君）

急いでいきたいと思えます。

浦臼町の人口も2,000人を切りまして、北竜町に抜かれ、空知で最も人口が少ない町になってしまいました。

こんな状況でも、いまだに新規就農者や移住者に対する受け入れ体制が整備されていない、そういうことに焦りはないのでしょうか。

車に乗れなくなった高齢者、健康に自信がなくなった高齢者はどんどん出ていく。

商売が成り立たなくなっていて、商店は次々とつぶれていく。

農地は今のところ何とか後継者がいるところで耕作してもらっていますけれども、いずれ限界が来ます。それももう目の前に迫っている。

そんな危機感はないのでしょうか。

町に新しい価値観や知見を持った人々が入ってくることで、多様な文化も生まれ、町が活気づくのに、リスクを恐れて、受け入れてこなかったつけは大きいと思えます。

今からでも遅くないので、農業に興味を抱く人がこれほどいるということ、もう一度認識を新たにさせていただいて、そういう人たちの発掘と浦臼町への移住、定住の促進を積極的に行わなくてはならないと思えます。

広大な大地を有し、自然豊かな北海道にあこがれている人、1人でも農業を本格的にやってみたい農業女子、都会生活に疲れ田舎で暮らしたい、子供を育てたいと考えるファミリーなど、きっといらっしゃるはずですよ。

体制を整え、例えば農産物のPRを東京にしに行くという、そういうところで、ともに移住、定住促進を都会でPRしてきてはいかがでしょう。

また、神内ファームさんがやっている別荘や町のお試しハウスに浦臼町が気に入って毎年来てくださる方がいらっしゃいます。

そのような人に、ぜひ意見交換の場を持っていただきまして、今後の参考にしていただきたいと思えますが、いかがでしょう。

町外からの人の意見を聞くというのはとても大切なことだと思っております。私は最後の住宅の問題に関しまして、町外の人からの意見を聞かせていただいたのですけれども、そこでも皆さん、浦臼町の人口をふやすためにどういったことをやったらいいかというような提案もしていただきました。

ぜひ、外から見た浦臼町というところを聞いていただきたいと考えます。

それから、農業の就農支援についてなのですけれども、このお答えの中で、どうしても作付面積10ヘクタールというのを最初に言われるのです。

いつもこれを言われるのですけれども、どうしてこの10ヘクタールないとやっていけないとこだわるのかというところが、私はわからないのですけれども、今多様な人材の確保が目的なのでありますから、新規就農の形もいろいろあっていいと思っています。

本格的な稲作農家を目指すのであれば、ある程度の蓄えも必要でありますし、初期投資への町独自の支援も必要であると思いますが、例えばハウス園芸の道を選ぶ人がいてもいいのではないのでしょうか。

少ない面積で収益を上げる方法を考えるでしょうし、定年帰農の方などは、きっとこういう小規模な農業もやってみたいとおっしゃる方もいらっしゃると思うので、そこを門戸を閉ざすということにはならないと考えます。

それから、初期投資にこれだけ必要なのはわかっていると言われながらも、やらなければならない取り組みとして、Uターン就農者のサポートということを上げられております。

何で積極的に本当の新規就農者を受け入れようとしないのかなというところが、ちょっとまだ疑問なのですけれども、そういう積極的な姿勢をぜひ見せていただきたいですし、町長の執行方針の中でも、農地活用や新規就農者などへの育成に対するサポート体制を推進してまいりますと述べられております。

具体的にどのようなサポートを考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

それから、空き家バンク制度の活用については、予算審査委員会で意見をしておりますけれども、アンケートを行った結果によっても、中古住宅の需要というのは多いのだなというのがわかりましたので、移住を考える人にとっては、この中古住宅というのは重要な地域資源ですから、ここを充実させること、それから中古住宅の取得にも助成があるよと、リフォーム助成もあるよということを、もっと幅広いPRが必要ではないかと考えますが、その点についてどう考えますか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員の言っていることは重々理解はするのですけれども、どうも実際に具体的なものを考えようとしたときに、本当に水稻農家、お米農家として新規

就農を呼び込めるのかというところにいつもぶち当たるのですね。

担当ともしゃべるのですけれども、それで生活をしていくとなると、道のいろんな資料を見ても、最低10ヘクタール以上とか、そういったトラクター1台要りますよ、それからダンプ要りますよと。そういうものを足していくと、かなりの費用になります。

そのほかに町が1年、2年、生活が安定するまでの年収といいますか、それを出すということになると、果たして本当にそれで新しい人がたくさん来てくれるのかなという、いつもそこにぶつかるので、いろんな農家の方とお話をして、なかなかこれだという案を言ってくれないというのが現実であります。

ただ、農家の高齢化、担い手不足というのは重々知っておりますので、何とかしたいという思いは持っておりますので、これからもいろんな人とちょっと議論しながら、具体的な方策を何とか検討したいなど、そんなふうには思っております。

以上です。

○議 長

再々質問。

○5番（折坂美鈴君）

10ヘクタールの壁にぶつかっては先へ進めないと思います。

やはり、多様な人材というところで、まずハウス園芸からそういうものやってくれる人を探してもいいのではないかと思うのですね。

その中で、地域の人とかかわっていく中で、稲作地帯が抱える問題というものを理解していただきながら、それでは稲作もやってみるかということになるかもしれないですし、あまり最初のハードルを上げてしまうと、それは入ってくる人はなかなかいないのではないかと思うし、それを探すということも大変なことだと思います。

いろいろな方の意見を聞きながらということですのでございますから、もう少しスピード感を持ってやっていただきたいと思うところであります。

また、別の視点から、ちょっと質問をしたいと思うのですけれども、さっき中川議員の質問の中にもあったのですけれども、私もこういう話を聞いてきました。

月形町で、コミュニティワーク研究実践センターというNPO法人がありまして、ここは月形町で共同生活をしながら、生活困窮者や社会に対応できない社会的孤立という言い方をするそうでございますが、引きこもりなどの課題を抱える若者などの社会復帰のための就労自立訓練、社会自立訓練などを農業体験や地域住民とのかかわり合いの中で行っているということであります。

農福連携といえると思いますけれども、農業にはそういった一面もあるということを考えていただきたいと思います。

月形町も最初は行政には余りいい顔はされなかった。何で我々の税金でも

ってそういう課題のある人たちの面倒を見なければいけないのかというあからさまに嫌な顔をされたそうではありますが、次第に地域の方と深くかかわるようになって、今では15名の方が住民票を移動してきたということもありまして、今では本当に皆さんに受け入れられているということでした。

だから、農業という雇用の場は浦臼町はあるのですから、また別の観点から、例えばシングルマザーの方でも子供を安心して預けられるところがあって、子育て環境がこれだけ整っていれば、農業の仕事もできるし、介護の仕事もあるわけなのですから、定住できる、こういう考え方もできないでしょうか。

ですから、最初から毛嫌いすることなく、そういう社会的なハンデを持った人を受け入れることも、私は一つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。こういう観点では。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

はなから毛嫌いはしておりませんし、人口がふえるという意味では積極的に何でも取り組んでいくと。

それから、団体があれば支援をするという、そういう立場は変わってありませんので、今後そういった動きがあれば、真剣に対応していきたいと思います。

以上です。

○議 長

ここで、暫時憩といたします。

会議の再開を2時50分とします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時50分

○議 長

会議を再開いたします。

折坂議員、3件目について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

農協店舗の改築に当たりという質問なのですが、答弁ではJAピンネに今後も営業を続けていただくことにより一応の買い物難民の発生を防ぐことができるとおっしゃっているのですが、ここで配達ができなくなれば、農村地帯の高齢者はまさに買い物難民になるわけですので、そういう簡単な問題ではないと思っています。

買い物難民対策について、同様の人口規模である北竜町もいろいろな問題をクリアしながら、品ぞろえ豊富なスーパーマーケットの誘致に成功したわ

けでありまして、浦臼町は今回Aマートという商店は生鮮食品は置くものの、コンビニ程度のもを想像してくださいと聞いております。品ぞろえは期待できないのではないのでしょうか。

そのときの農協さんからの説明に対して、女性部の意見として、高齢者の方が大変なので、そういう注文を聞いて、そこに配達をするという、そういうやり方をやったらどうでしょうかという意見があったのですね。

それを農協がするとは思いませんでしたので、コスト削減と言っているわけですから、やはりそういうところは行政と連携してできないかなと考えたわけでありまして、何も役場の職員が注文をとって配達をなささいということにはならないということは重々承知なのですけれども、そういうところでもって地域おこし協力隊、このような方たちが地域の中に入り込んでいって、注文を聞いてくるなり、そういうことで深めていくという。

さっきの質問のところでもあったのですけれども、就労施設の課題を抱える若者たちもどう地域の人とかかわっていったかという、地域の中に入って行って、皆さん方の困りごとを一つ一つ聞いて行って、それを解決するというのをやっていくことによって、地域の人たちとのコミュニケーションをとっていったという話を聞いたのですよね。

ですから、地域おこし協力隊の活用方法についても予算審査委員会で意見が出ておりましたけれども、そういう人にぜひ地域の隅々まで入っていただいて、困っていることを手助けする、そういうところをやっていただくというのも一つの手ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

スーパーから仕入れて、地域おこし協力隊が配達をするという、そういう形についてはなかなか、私の今の中ではちょっと理解が難しいところもあるので。

地域おこし協力隊の活動としては、自分が地域に入って動く、地域を知るということは当然必要なのですけれども、もう少し高い目線といいますか、町全体のいろいろな情報発信であったり、魅力の再発見であったりとか、そういう活動をしてほしいなという思いがありますので、そういう地域の困っている方のところへ行って、注文を受けて農協へ行って買い物をして、そこに届けるという、そういったことは現状、今のところ私は考えておりません。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

4点目の再質問。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

さっきの質問ではないので、ありませんと言ったのですけれども、私が視

察に行きました下川町でも、地域おこし協力隊の方が、ワゴン車がありまして、そこに町から仕入れてきた食品を持って、人口の少ない地域、そういうところに持って行って売るといふ、そういう仕事はやっておりました。地域おこし協力隊の方がですね。

そういう検討もしていただきたいとは思いますが。

それで、4点目の町営バス運行の是非というところでなのですけれども、この資料をつけさせていただいたのですけれども、私も担当職員との意見交換はさせていただいて、この担当職員の方々が地域住民と協議を行いながら検討を続けているということは知っております。

なので、ぜひ今度は町長の答弁を聞きたいなと思って、この質問をしたわけではありますが、今回の資料についても晩生内方面、鶴沼方面という別々に整理をしていただいたのは、担当職員の方でありますし、検討に向けて準備をしているなというところは感じたところであります。

私も最初の考えでは、もう町営バスは全部廃止にしたらいいのではないかと考えたのですけれども、やはり函館本線との連携ということで考えますと、全部予約制にするというのは無理があるのかなと。

よそから来てくださる方の交通手段としてやっぱり町営バスは残しておかなければいけないのかなと考えも変わってきたのですけれども、その部分の町営バスは残しておかなければならないのかなと思いますが、全便鶴沼方面に寄っていく時間のロスについてもちょっと意見があって、すごい長い時間バスに乗っていただければいけないのだという声も聞いたのですよね。

なので、その部分も例えばデマンドタクシーで鶴沼方面はそっちに任せるとか、奈井江町と浦臼町の間の町営バスだけ残すという考え方もあるのではないかなと考えます。今、私の考えを言っているだけですけれども。

それから、あと通院用ですね。砂川市の市立病院に行く方が多いので、その通院用の運行便というのは、ワゴン車程度の大きさでいいと思うのですけれども、これの必要性を町長、感じませんかというところなのですけれども、新十津川町でも砂川市の市立病院への通院用はワゴン車でやっておりますし、この間は幌加内町でも旭川市への通院だったと思うのですけれども、そういうのにデマンドのワゴン車を使っているという話なども聞きますので、ここはアンケート調査などを見ても、通院用は必要ではないかと考えます。

町営バスをスリム化した分、そういうところにもう一台小さなワゴン車という動きやすいものを設置するのはどうかなと思います。

それで、美唄市と晩生内間は考えていないということだったのですけれども、私は鶴沼、浦臼の方は奈井江町と函館本線との連携を考えた場合、奈井江町があれば行けますけれども、美唄市の方は奈井江町に行くよりも絶対美唄市に行く方が近いわけありますので、そういう観点からも晩生内、美唄線というのはやっぱり私は必要ではないかなと思いますし、晩生内の方の思いも一緒ではないかと思えます。

それから、買い物便と私は書きましたけれども、浦臼町にスーパーがないということになれば、流出することになりますけれども、やはり隣町に買い物に行きたいという思いは尊重すべきではないかと思えますし、いろんな使い方でデマンドのそういうワゴン車を利用するということもできると思えますので、そのような柔軟な対応ということは、町長のお考えとして今後何か考えがないかどうか伺いたいのですけれども。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

住んでいる人の利便性をすべて考えると、すべて今言われたことが必要になってきます。

私も砂川市の病院への通院のバスとか、こういうものが必要だということで、砂川市の市長とも話をしたこともありますけれども、なかなか難しいというのが結論でありました。

それから、また、晩生内の人がああ橋ができてから美唄市の方に買い物に行かれるということも聞いておりますけれども、結局全部をやって住民サービスを上げてしまうと、今の費用が何倍もかかるということになります。

議員指摘のこっちをやめて、その費用でこっちということなのですが、結局やっぱりふえるのですね。すべてこっちのものをやめたから、全部のお金がこっちに来るとということにはならない状況になります。

よって、今のところは、今晚生内の住民と話をさせているのは、内容が議員さんのアンケートが出てきていますけれども、非常に乗り合いタクシーを使っているという状況がありますので、町営バスを違う形にというお話をしていますけれども、これもやっぱりこちら側から見ると、乗らないから廃線にするという今のJRの問題と同じような立場になって、廃線をされる側はやっぱりもっと私たちと話してくれやとか、地域の声を聞いてくれやというものが出てくるのですね。

ですから、もう少し晩生内線の中央バスにしても、住民との対話、協議は進めながら、いい形を出していきたいと思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今の内容はとてもよくわかりますけれども、晩生内の住民の方々とよく話し合いをしてほしいと思えますけれども、廃線をするということは、もっと便利になる方法を与えなければ、それはやめてくれと言うと思えますので、その便利な方法、タクシーだと戸口から戸口まで運んでくれるというところの説明をしっかりとやればいかと思えます。

済みません、これ再々質問でしたね。

○議 長

そうです、再々です。

○5番（折坂美鈴君）

もっと便利にすることを考えたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

廃線にする場合は今より便利にしなければいけないだろうという質問ですけど。

町長。

○町長（斉藤純雄君）

いや、そのとおりだと思います。

○議 長

それでは、5番目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今回の最後の質問は、私の今回の質問の総括となってしまったような形なのですけれども、お答えではひばり団地の建てかえについてのお答えをいただいたのですけれども、私が言っているのは、ひばり団地建てかえだけについて言っているのではなくて、浦臼町の地域全体の住宅計画についてもう少し皆さんの意見を聞きながら検討するべきではないかという質問だったのです。

野崎議員の先ほどの質問に答えた町長のお答えの中にも、シルバーハウジングに対してのニーズ調査も行うと答えておられましたので、一体浦臼町にどのような住宅が必要で、どう皆さんに住んでいただくのだろうという、そういう全体的な構図が見えたらいいかなと思いますので、そういうものを議員にもお示しいただくと、徐々にでき上がっていくものだと思うのですけれども、そういう計画というのはですね。

ぜひ、そういう計画をお示しいただきたいと思っております。

それから、高齢者のみの構成にならないようにというところなのですが、特公賃住宅の対応を考えているということなのですが、民間賃貸住宅についてなのなのですが、これはどのぐらい建つのかというところで、私の考えではリスクも恐れてそんなにたくさんできないのではないかなと考えるので、その補完的な役割として、政策的な住宅が必要ではないかと予見しているのですけれども、民間賃貸住宅についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

公営住宅というのは、低所得者対策の住宅であります。町でやるのはほとんどこの形であります。

それでは今の時代なかなかいろんなニーズに対応し切れていないというの

が今のうちの町の現状かと思って、今回民間アパートへの支援をいたしたところでもあります。

今回4戸2棟、8戸ですね、その分の予算を計上しましたがけれども、私としては多分8戸では足りないのではないかというような思いがありますので、いろいろなニーズとか事情を見ながら、またもう少し必要であれば皆さんとも議論しながら、次の部分についても提案をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問。

○5番（折坂美鈴君）

最後に、私が行ったアンケートについての町長の感想を伺いたいと思うのですがけれども、町外からたくさんの方が通勤していらっしゃるということが改めて浮き彫りになりまして、雇用はあっても町に住んでいただけない現状があるということを私も受けとめなくてはいけないなと考えております。

全体の中で町外から通ってくださっている方の中でも65%の方がこの町には住みたくないということをおっしゃっているわけで、その理由として生活の不便さを上げている人が42%もいらっしゃるわけです。

その中に生活するのに不便だと思うから、という中に具体的な例として、商店がないというのが一番の理由です。

それから、遊ぶところがない、病院がない、虫というのがあるのですがけれども、コンビニがないという意見も、これはその他のところでの意見で、もっと10件くらいの意見がありました。

スマホなどの電波の入りが悪い、すべてにおいて不便、そのような意見がありました。

浦臼町と同じ住居の形態や家賃のアパートなども他の便利のよい町にあるから、わざわざ浦臼町には住まないのだという意見もあります。

自家用車がないと生活し難いんじゃないですか、という意見、若い人が住みやすいようにするだけではなく、高齢者も住みやすいようにする対策も必要ではないですかということ、町の施策がたくさんあることに驚きました。もっとPRすればよいと思いました、という意見、いろいろあります。

空き家を安価で安く売っていただけると、犬や猫を飼えるので、子育て世帯にはうれしいと思いますというような意見もありました。

見ていただいたと思うのですがけれども、総合的な感想をいただきたいと思っております。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

今回、議員のアンケートの努力については大変すごいことをされたなと言ったところでもあります。

今言われたように、うちに住みたくない理由、住めない理由というのはたくさんあるわけで、それらをすべて解決するというのは難しいわけですから、視点を変えて、そういった町でも住みたくなる、住んでみたくなる、そういう地域を目指していかなければいけないのかなと。

目の前の一つ一つの課題は、解決の努力はしますけれども、すべてを解決するのは非常に難しいので、違う視点からうちの町の魅力などをいろいろなところで発信をして、何とか移住、定住につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

それでは、発言順位 7 番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7 番（牧島良和君）

29 年第 1 回定例会に当たり、一般質問を町長に 4 点、教育長に 1 点いたします。

まず、1 点目は予算大綱をどう読むかということで、表題とさせていただきますましたが、新年度に向けての町長の執行方針、それから予算大綱とそれぞれ説明を受けたところであります。

ところどころつまみ込んでされるというような話ではなくて、考え方として議論をしたいなと思っています。

予算大綱の中で、町長はアベノミクスの施策の実施により、雇用、それから所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれ始めていると述べられています。

しかし、私は本当にそうなのだろうか、そう理解されているのですかと書かせてもらいました。

私も新聞を読んだり本を読んだりというところで、いろいろ自分なりに見聞きをされるといいますか、理解する部分がありますが、次に三つ上げました。

私は、そうではないのではないのという視点からの意見であります。

一つは、トリクルダウン、大企業がもうければ、いずれ家計に回るよと言いつけておりますが、大企業が史上最高の利益を上げていると言われております。

一方で、労働者の実質賃金は 4 年連続マイナスですと。

それから、非正規社員はふえたけれども、正社員は 3 年で 23 万人減りましたと、こういう数字があります。

二つ目に、消費税増税路線が破綻しました。破綻といいますか、できなくなってしまったのですね。

それで、影響は一時的として、消費税 8 % を強行したわけでありましてけれども、2 年が経過しても深刻な消費の落ち込みは続いていますと。

大変、総理自身も予想以上に長引いていると、こうコメントせざるを得ないところにあります。

私は、見通しの誤りを認めたのだなと思っています。

また、今春予定していたいわゆる10%の引き上げも、これを先送りするというような中身が現実であります。

三つ目には、金融緩和ということで、国は異次元の金融緩和、大量の資金を供給し、そのことを期待した投機家が投機的な動きによって円安と株高が急激に進んで、富裕層や大企業には本当に巨額の利益が転がり込んだと。

しかし、経済の活性化にはつながっていないとあります。

町長は、その面では好循環が生まれるのだと言いながらも、なかなか地方には及びないということも以前にも申されていましたが、現時点で町長、いかがお考えなのか、お尋ねをいたします。

一つ飛ばしまして、鉄道維持の問題であります。

いわゆるJR北海道にかかわって、いろいろ新聞報道も含めて、それから町にもJR側が来られて説明をされています。

私は、28年3定での議論を踏まえて、公共交通をどうとらえるかを考えたいと思います。

2月16日はJR北海道が浦臼町へ説明会として来られました。

多くの町民が下の集会室いっぱい集まって、意見を述べられていました。

3定での議論は、町長はJR分割民営化は肯定をされた発言であります。

しかし、世論は新聞報道も含めて、道新の年末年始の記事、民営化の幻想とされたものが非常に詳しく内容が掲載されました。12月30日から1月7日まで記事にしています。

いろいろな角度から検証をしているが、時の政権が地方をどう位置づけるのかということではないだろうか。

広い北海道に背骨としてしっかり太い交通網を国の責任で維持させる。私どもが前回の会議でも言いましたように、分割民営化が私も今もっても誤りだと思っています。

ですから、そうまず理解することから、それから今後の問題の整理といえますか方向性を定めていくことが大事なのではないかと私は思っているのです。

ですから、町長にもそういう視点で、生でいえば分割民営化、あれはまずかったよというところでのお答えをすんなりいただければ、2回目までの質問は行かないかもしれませんが、私はそう思っているのですね。その点でいかがですか。

三つ目に、平成21年度需要即応型水田農業確立推進事業についてであります。

これもこの間、平成22年からたびたび私もこの場で発言をさせてもらっています。

今、現時点での町長のお考えをお尋ねするものであります。

23年第1回定例会では、上記事業についての交付申請について、町長の公印が押され、書面が北海道協議会に提出されております。

それで、その全容を町長は知っていたことですねと、その当時、ただしたわけですね。

しかし、その当時、町長はそうした一連の事態、それから北海道協議会に書類を提出したこと自体、また町長の公印を押したこと自体も知らないとしていました。

また、28年第2回の定例会で、いつどのように国の施策を周知したのか、浦臼町の農民に対して。

その質問に、このことは第1審の公判においても明らかになっております。事業についての農業者への周知は行っておりませんと回答いただいております。

平成21年には、需要即応対策についてのパンフレットも、農水省から農家の皆さんへとして発行されていますが、当時農民にはペーパー1枚配られていないのが事実であります。

ここで、2カ所訂正をさせていただきます。

町長の方から、日にちと、それから字体が違うよということで、私の方は「1月2日」と書いたのですけれども、「1月27日」、それからその次、「札幌地方裁判所」と誤って記載をしてしまいました。ここは「札幌高等裁判所」の誤りですので、訂正をさせていただきます。

1月27日、札幌高等裁判所での判決は、本件各控訴をいずれも棄却するとのものであります。

国の政策、平成21年度需要即応対策が、個々の営農に大切な施策であったにもかかわらず、自治体の長が知らないうちに書面化され、結果として農民の利益にならなかったのは事実であります。

町民に国の施策を伝えなくてもよしとなれば、もはや地方自治体をなしていないのではないかとお伺いをいたします。

四つ目に、総合事業についてであります。この平成15年から取り組まれて、18年の3月までの形として、今推し進められている介護支援事業等についての内容についてのお伺いがあります。

ここで、今総合事業なるものの中で、要支援者への介護サービスを担う総合事業が今始まっています。

町は従来のサービスの維持を行うと、先般もお答えをいただいております。

平成28年度における要支援1ないし2は何名現時点でいらっしゃるのか。

要支援2で仮に家事サービス45分の支援を受けるとしたときの現行制度での個人負担額と総合事業での個人負担額は幾らか。

三つ目に、地域のマンパワーをどこがどのように使おうとしているのか。

最後に、サービスの内容や時間、基準等を踏まえ、ふさわしい単価を定める必要がありますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

最後に、教育長にお尋ねをいたします。

表に戻りまして、入学準備金について。就学援助制度の前倒し支給を求め

るものであります。

小学校、中学校に通う子供たちが、経済的理由で就学困難にならないように、学用品などの補助をする就学援助制度で、入学準備金を入学前に前倒し支給する自治体がふえています。

参議院文部科学委員会、また道議会でもその充実を求めています。

本町にあって、入学準備金の前倒し支給を求めるものでありますが、いかがお考えでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

安倍政権は、アベノミクスの3本の矢によって、それまでの日本経済のデフレからの脱却の足がかりとなる市場に刺激を与え、一時的にしても景気の底上げをしてきたことは事実であります。

ことし3月3日公表の総務省の労働力調査によれば、就業者数、雇用者数ともに49カ月連続の増加、完全失業率についても80カ月連続の減少となっており、平成27年、28年については、正規雇用、非正規雇用ともに増加しており、景気回復の兆しと考えられます。

ただし、地方にとってはその恩恵が感じられず、津々浦々までの景気回復には至っていないことも事実であります。

また、消費税増税による庶民の消費の落ち込みから、依然として完全に抜け出していないと理解をしております。

アベノミクスによる日本経済の現状に対する認識では、議員と多くは相違ないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

2点目、鉄道の維持についてでございます。

平成28年第3回定例会において、分割民営化の手法それ自体が誤りではないと答弁をさせていただき、その考えは今も変わっておりません。

実際に、JR九州のように、経営努力の結果、株式上場に至っているケースからも、そのように理解をするところであります。

現状のJR北海道の赤字体質は、分割民営化という手法とは別の問題であると認識をしております。

3点目の質問でございますが、現在訴訟が継続しておりますので、これまでどおりお答えについては差し控えさせていただきたいと思えます。

総合事業についてのご質問であります。

まず、要支援1及び2の人数につきましては、平成28年4月から平成29年2月末までに、介護認定審査会で要支援1に認定された方は11名、要支援2に認定された方は18名となっております。

家事サービスの負担額につきましては、既に総合事業に切りかわっている

方と、現行制度との金額に現在差はなく、同額となっております。

負担割合が1割の方がほとんどですので、その金額でお答えをしますが、要支援2で週1回利用されている方は月に1,458円、また週2回利用の場合は倍の2,916円の個人負担となります。

次に、地域のマンパワー、サービスの内容や時間、基準等を踏まえ、ふさわしい単価についてであります。現在包括支援センターや社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとともに、地域にどんな資源があるのか、不足しているサービスは何なのかを検討しているところであります。

平成29年度は第7期介護保険事業計画作成の時期でもあり、春に行う介護予防日常生活圏域ニーズ調査にあわせ、町独自の調査を行い、その結果や住民の声などを参考にしながら、必要なサービスを整理し、各関係機関と協議の上、サービス内容や基準を検討する予定としております。

以上でございます。

○議長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

7番、牧島議員、5点目のご質問にお答えいたします。

就学支援制度とは、学校教育法第25条及び第40条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、小中学校で教育を受けさせるのに必要な費用を市町村がサポートする仕組みでございます。

就学支援制度の必要な費用の内訳といたしましては、学校教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金などあり、準要保護児童生徒に限って申し上げますと、本町にあっては現在小中学校合わせて約23%弱の児童生徒に対し援助を行っており、支給時期につきましては入学後の4月に申請を受け付け、5月下旬に支給しているのが本町の現状でございます。

入学準備金の前倒し支給につきましては、国・道においては委員会や議会において質疑がなされております。

全国の各自治体においても、実施方法については種々あるものの、100を超える市区町村が既に実施もしくは平成29年度から取り組むこととしております。

空知管内におきましても、既に3町が取り組んでおり、その取り組みは今後さらに拡大していくものと理解しておりますので、前倒し支給の実施に当たり、現状で考え得る問題点や課題等について整理し、町部局と連携を図りながら、前倒し支給の実現に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

牧島議員、1件目について再質問。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私の考えを述べながら、町長の再度のお答えをいただきました。

私も29年の1月25日付の各都道府県財政担当者とか、それから都道府県の担当課にあてた総務省実施財政局財政課なるところから出ている文書も手にしながら、その内容を見ているところなのですが、前段申し上げたように、いろんな角度からの見方があるということでもあります。

私は、町長も言われているように、アベノミクスがなかなか浸透してきていないという点では同じ位置に立つものであります。

うちの町から札幌市が、東京都がと、どう見るのかといっても、これはなかなか私自身も難しいところでもあります。

それで、物の本によれば、こう言っているのですね。実際には賃金が伸び悩んで、消費も低迷していると。

アベノミクスの効果として誇れるのは、民主党政権時代に比べて雇用がふえた。有効求人倍率が上がったということでもあります。

ただ、それ自体も本当にそうなのかと考えてみる必要があるよと言っています。

それで、一つは非正規雇用が多いということで、町長が見ている角度と私はなかなか正規雇用がふえないよという視点からの物の言いようなのですが、集計結果が労働省、労働力調査ということで、総務省から出ていると言われているのですね。

安倍さんが発足した当時の2012年から2015年までの3年間に正規雇用は36万人マイナスですよと。

それから、非正規が167万人ふえたとなっています。

それで、近いところでの4年前の同時期に比べて、正規従業員が33万人ふえていますよと。

それで、正規雇用がどこでふえているのかということが、一つは見る必要があるでしょうと。

多くは、やっぱり医療だとか介護だとか、それから福祉の分野でふえていると言われています。

うちの町の場合を見ても、そう見えますよね。増床もしていった、それから職員もふえていったということで。

しかし、有効求人倍率が上昇したことについて、それでは質としてどう見ていくのかと考えると、そういう側面から見ていくと、一方ではそうした仕事にはつくのだけれども、離職もまたかなり多い。

だから、有効求人倍率という率は上がっていくと。

だけど、定着しないから、繰り返し求人する形が出てきているのと、数字としてそういう読み方をしている文献もあるわけなのですよ。

私ども、地元で見えていても、やっぱりお店屋さんが閉じたり、それから企業さんが仕事をやめるとか、それから従業員の数を減らすとかという、やっぱりそういう現実には僕はあらわれていると今思うのですよね。

なかなか浸透してこないどころではなくて、そういう現実が今うちの町でいってもあるのですよね。

だから、やっぱり安倍さんの言っていることは、決して3本の矢が今の地方の経済をよくしているなどという話には、時間がかかると言いながらも、かかり過ぎだよということですよ。

だから、そう僕は今の状況を読んでいく必要があるのではないのかなと。

だから、これは後の議論にもなりますけれども、いろんな形で新しいものを求めようとするけれども、今抱えている事業体や仕事、それから農家経済を維持し、それから発展させていく。維持していくことだけでも大変なのだよという理解から町村の施策をどうつくるかということが大事なのではないかなと思っているところです。

ですから、今ほど出ていた勤労者世帯の住宅も含めて、仕事もつくり、なおかつ要求にもこたえていくような形の事業というのは、いろいろ工夫して組み立てていく必要があるのだろうかと、私はそう思っているのですよね。

ですから、町長がお答えいただいたアベノミクス自体が時間がかかっているのだということではなくて、功を奏していないという視点で見ていかないとならないのではないですかと思っているのですよね。

その点で、町長いかがですか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

大綱の文章については、最初の答弁のとおり、いいことばかりのところを書いたということでは反省をしております。

次の部分の地方までしっかり行っていないと、そういうところも書くべきだったかなという思いでは反省をしております。

ただ、日本経済全体を見ると、安倍内閣が出る前よりは、やはり数段活気が出てきているなという思いはあります。

いろんな文献で、私がさっき言った答弁の資料は総務省の資料ですし、議員の見ているところは違う資料だったりしますので、それを同じテーブルで見るとはちょっと難しいのですけれども、逆にそういった日本経済がこれまでデフレで来た中を、いつときでも刺激を与えて、浮上させるという、そこは評価はしているのかなと。

ただ、その後の持続性、それから右肩上がりという部分では、やはり物足りないところもありますので、そこは今後しっかり見ていかなくてはいけないのかなという思いでおります。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

2件目の再質問。

○7番（牧島良和君）

鉄道事業、JRの問題なのですが、今回私の発言の付録にコピーを2枚つけさせてもらいました。

その1枚に、JRが出している経営安定基金運用益という表なのですが、縦横でスペースの関係でこういう印刷になってしまったのですが、あります。

この議論のときに、前段申し上げたように、入り口の議論として、国は分割していくときに、これだけの4,000億円、5,000億円のお金を長期的に運用することによって、その運用益で北海道さんやれますよと言われていたわけです。

しかし、ご案内のように、その運用益がそうはならなかったと。

ここにオピニオンという雑誌の1月25日付で端的に書いてあるのですけれども、私がコピーで回したのもちょっと黒い線が引っ張っているのかなと思っているのですけれども、民営化の幻想、先ほど言ったように、北海道新聞はかなり詳細に載せました。

それで、ここで最後に言っているのは、今月のおすすめ3本と書いてあるその隣に、北海道大学の遠藤先生が言われているのですが、発足時の想定事実は7.3%だったと。

当時から想定が高過ぎているという学識者の懸念は、根拠のない楽観ムードの中で消滅してしまったと、こう述べていますね。

それで、30年たって、この運用安定基金の数値を見ていくと、結果的に4,336億円というのが年々再々金利が下がることによって減益、国が手当てしたのが、実際にはそこまでいかなかったと。それが今の北海道JRのいわゆる必要とするお金だったわけですね。

それで、安全運行に関しても、いろんな事件があって、社長2人も亡くなるような痛ましい事件にまでも発展しました。

これは国の言うようなサイクルで資金運用できれば、今こんな事態は起きていなかったことなのですね。

それとは別に、運用をしているわけですが、いずれにしてもそういうことを道新も訴えているし、北大の先生も訴えています。

結果的に、そういう状況のもとで先般懇談会がうちの町でも行われました。

私は、町長、まず運用益が出て、分割してうまくいくよと言ったことが、そうはいかなかった結果をどうとらえるかということなのですね。

ですから、僕は分割民営化は間違っていたという視点に早く立ってほしいと、私はそう思っているのですよ。

そのために、今の前段の議論でもありますし、16日の日に大先輩、多くの方が発言をされました。私もメモさせてもらいました。

正確でないかもしれないけれども、本当にこういう事態は涙のこぼれる思いだと。

当時、軍用目的で鉄道を外された経過もあるし、大変だったと。

戦前、戦後を通して、2度も敷き直して、そしてこの札沼線が通ったのだと言われていました。

それで、その後、沼田、新十津川間が廃線になったり、そういう経過はあるけれども、そういうことを経ながらも、当時北海道は、浦臼はこの鉄道をもって、食料を大きく供給したのではないかと、そういう自負を持って発言されていました。お1人はね。

それから、もう1人は7.3%などという金利は、これはもうだれも続くなど思っていなかったと。

だけど、現実、前段言ったような経過をたどって、運用益などというのは出てこない結果ですよ。

それで、JRビルや新幹線、ここに手を染めて、維持、それから発展させようというのはおかしいのではないとも言われていました。

それから、外国のそういう鉄道網、背骨は国がもうそこにしっかりと手当てをしているのだと。本当に国策が悪いとまで言っていましたね。

そして、上下分離などというのは、これは成り立つ話ではないとも言われていました。

ほかにも多くの方の意見がありましたけれども、やっぱり今ここで町長がしっかりと腹を据えて、分割民営化というのは、結果として今の事態を生んでいることでありますから、やっぱりそういう視点でしっかりとそのことを受けとめて、今後の議論に反映させてもらいたいと私は思うのです。

一番近いところでは3月4日に、これも道新ですけれども、各政党のJR見直しのことについて、道議会代表質問での各会派の主張というのが北海道新聞に出ていまして、私たち共産党は当時のやっぱり自民党が分割民営化を何が何でもうまくいくのだと宣伝したのですけれども、結局そうではない現実があるわけですよ。

僕は、やっぱりそういう視点で、角度を変えてありますけれども、誤りだったというところをしっかりと受けとめながら、そのことを今後の訴えの中でしっかりと強調していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

1年前の議論でもお話ししたとおり、分割民営という手法が現在のJR北海道を生んだとは思ってはいません。

違うところのJR北海道の経営の中身の問題だと思っておりますので、私はその30年前の分割民営を間違いだという議論からのスタートをするつもりはございません。

それから、金利の7.3%がどうのこうのということでもありますけれども、これも結果として、それではこれが3,400億円があつたら、JRはこんなことにならないのかといったら、またそれも想像の域しか出ないわけでありまして、結果でしゃべるのではなくて、これから北海道の鉄道をどうしていくか、議員の質問の中にもありましたけれど、北海道の背骨を守るというような文章もありましたけれども、そういった視点に立って議論してい

ないと、なかなか前に進めないのではないかという思いがあります。

特に、札沼線については、ほかの報告書の中で出た2路線には入っておりませんし、一番今赤字が多い路線になっております。

バス転換というような話も来ておりますので、私はこの路線を利用する町民がサービスが下がらないようにするには、当然そういう話もしていかななくてはいけないのだろうなどは考えております。

そのときにはまた議会の皆さんとも議論させていただきますけれども、そういった視点でおりますので、30年前のことについては、今のところそうは思っていないということでもあります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

私は、どうしても誤りだったということをお知らせたくて、今議論をするのですけれども、認めていただきたいなと思ってね。

それで、3月21日付の、これも道新に長沼ナイキ訴訟というのがありまして、そのときの闘いは平和的生存権に光を与えたのだという表題での記事だったのですね。それは30年もかかったと。

それで、30年かかった時間の上で、そこでの記事ですよ、名古屋高裁で自衛隊がイラク派遣、これを裁判所が違憲判決を出したと。そのときの裁判長のコメントが載っているわけです。

時間がたったときにどう判断するか、それもすごく重みのあるものだと私は思っているのですよね。

それで、分割民営化されて30年、今そのことをその経過をどう考えるのかということが僕は大事だなと思っている。

それで、私ごとになりますけれども、私の母方の父親は岩見沢の鉄道で保線区員だったのですよね。

それで、そういうプライドを持ってやっぱり鉄道を守ってきたというのがあります。

先日来られた、説明をした方は、当時分割民営化にかかわって、国労と全動労と労働組合が真っ二つになって、その中で分割民営化が推し進められたのですよね。

それで、私は全動労の仲間の人たちとその後、機関区があって追分町にも行きましたけれども、その当時、分割民営化になってから、全動労の労働者の人たちは運転士をしていた人が機関車の運転士をさせてもらえないのですよね。

車掌業務をやっていた人も車掌業務をできないぐらいにして、差別的な行為の中で、その後ずっと子育て時代を過ごしているわけですよね。

そうした仲間がいて、私どももお米つくっていたり、メロンつくったり、ジャガイモつくっているから、その人たちの生活支援の中で、私たちも物資

を供給して、そして資金源をどうつくるかという、そういう仕事も一緒にやったのですよ。

そういう時間的な経過も踏まえて、当時労働組合に対しての辛酸な状態はかなり続いたのですよね。

そして、30年の時間がたっても、定年退職された仲間の人たちが多く滝川市や岩見沢市、周辺におります。

そのことを考えると、やっぱりそこで労働組合でも平等に扱わない中で分割民営化後のJRをつくってきたと。

ですから、先日、多分説明に来られた方もそういう中でお仕事をずっとやられているから、分割民営化は間違ったなどということは一言もこれは言わないだろうと思います。

それで、町からいただいたこのワーキングチームの検証の中に、ほんの1行だけ、やっぱり資金繰りの運用の問題について、特に本道の鉄道施設にあっては、設置から長期間が経過し、老朽化が著しく、今後さらに多額の資金を要することが確実だし、JR北海道のこれまでの経緯や道内自治体の厳しい財政状況を踏まえると、これらの費用について自治体に負担を負わせることは現実的ではないとか、それは上下分離のことで書いているし、それから8ページには国による抜本的な支援が不可欠であると、こう書いてあるのですね。

資金そのものが云々というのは、極めて直接的には書いてはいません。

しかし、やっぱりそういう経過を見たときに、私はやっぱりあの当時、30年前の時間というのは、分割民営化が違ったのだよと声を大きくして、私自身言いたいです。

これは中空知、北空知の100年史と、これは写真集なのです。

それで、平成15年に空知を南と北と分けて、1冊1万何がしで出ている冊子に、ここ札沼線の記事が載っていました。

やっぱり、鉄道をつくったときに、そういう先輩が言っていた歴史的な時間の変遷の中で、ここで機関車に人々が鉄道を敷設したり何かして、駅舎を建てたりして、みんな頑張ったよという写真が載っている。

これはたしか町史にも載っているのだけれども、この写真の中で北海道初代長官岩村通俊の長男、浦臼村の岩村八作氏が大いに力を発揮して、ここの敷設をしたのだよと書いているのですよね。

ですから、やっぱりそういう思いも受けとめて、それからさきの16日にあった先輩の発言、やっぱりここ北海道から鉄道網を使って食料を供給したのだと。

陰には鉄道も必要だったし、当時食料がなかった北海道全体、それから本州へも農産物を我々は送り出したのだよと。

だから、その返りとして、国が全体の背骨としてもっとしっかり位置づけてほしいという声が聞こえるではありませんか。

やっぱり、そのことを受けとめるときに、分割民営化というのは、言うよ

うに九州や何かはそれようの頑張りをしたし、それようの資源もうまく使ってというのは、これはあるわけだけれども、当初から成り立たないであろうJRを分割して、おまえらやれと。

なおかつ、輸送は、貨物は別だよという話にしていったわけだから、やっぱり僕はそこにそういう中で頑張った人たちや何かの思いを酌み取るときに、やっぱりJRの分割民営化は間違っていたのだと、私はつくづく思うし、今3町合同で仕事をしているけれども、そういう視点がもっと膨らめば、当別町の町長も入れて4町一緒にとか、札沼線で言っていくのだったら、昔はありましたよね。

新十津川町も含めて議論したことがあったようですけども、もっとその視点を持てば、広い意味で背骨として、それは結果として本線だけになるかもしれないけれども、代替事業のバス路線ももしあるとすれば、みんなでこういう要求をしようと、もっと束ねて力強く僕は訴えることができるのだと思うのですよね。

そういう視点は、基礎は、やっぱり分割民営化は間違っていたという共通認識、北海道の首長さんが共通認識に立ったときに、もっともっと動かせると思う。

今までの時間の中でも、半年の時間の中でも、高橋知事は道も国も何もできませんよと言っていた。

だけど、町長も行って要請をする、みんなも行って要請をする、深川市の市長さんもみんな一緒にやろうやと言って、声を大きくして、そしてそこには分割民営化はおかしかったとかは言っていないけれども、でもそういう束としては、やっぱり共通した項として位置づけていくことが、より強力な力になるし、地方自治体の主権を上級機関にしっかりと伝えていくことになるのではないのかなと、私はそう思うのです。いかがですか。再度。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員の思いは重々理解はするのですけれども、30年前のそこに私は立ち返らないというものがありますので、なかなかそれを今の問題の原点とは理解はしておりません。

以上です。

○議 長

続いて、3件目について再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

需要即応対策についてであります。係争中ということでの答えでした。

しかし、まだ取り上げるか、取り上げないかというのは、なっていないのですね。係争中という意味ではそうではないわけなのですね。

ですから、そういう視点で私は考え方を求めるところなのです。

前段申し上げたことは、当時川畑産業課長が21年にいて、そして21年以降の経緯をしっかりと押さえながら、前回の議会の議論として、町民に伝えたことはありませんと、こう言った。

しかし、そのときに委託をしている農協は、さらにそれをしたかどうかというのは、今係争中だから、そのことが結果として出てくるでしょうと言われ方をお答えとしていただきました。

しかし、そのことには今回触れませんでした。結審の中で。

ですから、私はあえてまた問いたいのですね。

当時の仕事の持ち場、持ち場のところにいたお一人お一人が、町はこの協議会の事務局の担いもしていたわけだ。

それで、町長の公印が知らないうちに押されて、当時岸町長も知らないうちに書類が上級機関に上がって、翌年の4月12日に初めてそのことを知るわけですね。それでいいのかということなのですね。

僕は、今係争中でないという前提で、まだ取り上げていないのだから、今お答えいただいた係争中だからというのは、これは外れてしまいます。だからお答えをいただきたいの。

地方自治法の第138条、執行機関の組織、普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所管のもとにそれぞれの明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって系統的にこれを構成させなければならない。

2、普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所管のもとに執行機関相互の連携を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにならなければならない。

前段、初めに申し上げたように、その一切を知らない農民が、結果的に不利益を受けた。

行政の長は、農水省から出る文書はそれぞれ機関を通じて、町長は農民に伝えるのが原則、仕事なのですよ、これ。

それをやっていないことの責任を今回の高等裁判所は、そういうことはいいとは言っていないけれども、触れていないから。

だけど、行政の長としてそれでいいのかというのが、私の今の聞きようなのです。

再度お尋ねします。町民に国の農政事務の子細を伝えなかった結果について、どう責任をとりますか。

○議 長

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

係争中ではないというご判断でのご質問かと思えますけれど、裁判自体は3審に提訴されております。

私たちといたしましては、係争中と同等のものとして考えておりますので、

答弁につきましては差し控えさせていただきたいと思ひます。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議 長

では、4点目について再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

総合事業についてなのですが、今回もいろいろ見ましたけれど、大変難しいです。

それで、私もお答えはいただいたことにそのまま理解をします。

それで、要支援の域が、高齢者が多くなっているのに、従来の報告文書からの要支援1、2の方々、これは28年度、今お答えいただいた部分でいえば少ないのですね。

それで、本当にこれ少なくなっているのだと率直に思いました。

結果として、総合事業に入ってきていることでの入り口のチェックリスト等でもって見ていくことで、要介護認定の仕組みが形骸化されているのではないのかなとちょっと思ったりしたのですが、そんなことはないのだろうと思うのですけれども、答弁いただいたのを私そのまま伺います。

今の疑問だけぶつきたいと思ひます。いかがですか。

○議 長

杉山主幹。

○長寿福祉課主幹（杉山優子君）

今のご質問にお答えしたいと思ひます。

要支援1、2の人がチェックリストで減ったとかということはありません。

事業対象者ということで、チェックリストだけで介護認定の要支援1、2をしなかった方につきましては、29年2月末現在で3名いらっしゃいます。

あと2月末では、要支援2の方が13名、要支援1で判断されている方が5名ということで、ほかの方たちにつきましては28年の4月から29年の2月までの間で介護認定の申新申請が上がってきまして、その間に要介護状態になられている方ですとか、いろいろな方がいらっしゃいますので、転出なさった方などがいらっしゃいますので、そういう意味合いで若干少なくなっているのかなと私たちは判断しております。

以上です。

○議 長

再々質問。

○7番（牧島良和君）

はい、わかりました。

時間との見ようで、私は包括支援の生活支援のサービスの関係で、きのう、

きょうと私の頭もぐるぐるしていて、ああ、そうだなと思ったのは、こんなメニューがあったらというのを思いました。

先ほど、前段もありました買い物難民、それから買い物に行く、いろいろサービス今やっています。コンビニエンスストアなどの移動販売もあります。

そういう人、あるいはそういう事業者が車を持って行って、買い物をそこでしてもらおう。買い物をしたものを届けるのではなくて、そういう運行自体に支援をして、そして買う人が、ああ、これもいいわ、これ欲しいわという関係を、その売り買いのときに結びつけていくことで、一つはサービスの形としてもあるのではないのかなと思ったのです。

それができるかどうかは、内部的な協議もありましようけれども、メニューとして支援、サービスの中に入らないのかなと思いました。工夫できないのかなと思いました。

それと私もお尋ねしている、求められているサービス、こここのところはお答えいただいたように、これからという書き方をしていましたので、今このことを述べながら、やっぱりどんなニーズがあるのかというのをもうちょっと細かくいろんなデータを寄せるということで、もう1年しかないですよ、完全実施までにね。

そういうところですので、そこの拾い込みにかなりの力を傾注していただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議 長

大平課長。

○長寿福祉課長（大平雅仁君）

今のご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁にもあるように、現在いろんな角度から検討しているのが実態ではございます。

ただ、議員の指摘がありましたとおり、買い物サービスについては毎回出ます。それについても今現在協議をしております。

これについては、町だけではなく社会福祉協議会との連携の中で何とか模索しているところでございます。

ぜひ、30年の4月とはいわず、体制を整えば年度途中からもやれるような体制を組みたいということで、早急に検討しているでございます。以上です。

○議 長

それでは、5番目の再質問。

○7番（牧島良和君）

入学準備金の問題です。

これは経過の中でも、就学援助、皆さん方大変努力していただいて、国の施策の転換を順次進めていただいていると。本当に喜ばれている形だと思います。

あわせて、23%という数字はこれはやっぱり大きいですよ。

だから、前段の議論ではないですけども、それだけ形は華やかに見えるけれども、格差社会の中に今あるということなのですよ。

とりわけ子供たちの、それからパートで働いているご家庭の皆さん方の子息の育てようについては、本当に大変に苦労しているという、そのあらわれでもあると思います。

ですから、私は検討の中身は考えるということですから、理解をします。

しかし、これは極端な話、3月にやってくれというのは今の時点では無理だから、私は言いません。

しかし、来年の3月分、ことしの予算にはのっていません。

だけど、予備を使ってでも2月支給に向けた形をぜひつくっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

あわせて、この間のいろんな運動の中で、ランドセルが2万円で買えるのかどうなのかという議論もいっぱいありました。

通達にあるように、やっぱり前倒し支給はそういう意味でも4万円、5万円するわけだから、支給されて、それのような対象の人に使っていただくというふうに支給していただくと。

今言った、中学生に入るのには前段の認定がされているわけですから、その延長線上で予備費使ってでも、29年度やるように、いかがですか。

答弁いただいて時間がなくなると思いますので、ぜひ空知管内で3町されているというのは、私もちょっとそこまでは押さえていなかったのでもわかりませんでした。

ぜひ、早くには奈井江町の前倒し支給も検討に入れるという話もありましたので、ぜひそのことを担いながらご回答をいただければと思います。

私の質問は最後にしますが、今回町長、いい職員をたくさん持たれてよかったなと思います。

3人の方が退職をされます。本当に私も大きな議論をさせてもらいましたので、礼を言いながら終わりたいと思います。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

流れとして、前倒しの傾向になってきていることは事実なので、その問題、課題を調整しながら、できるだけ早い時期に町部局とも調整しながら、前倒しに向けていきたいと思っております。

空知管内の先行実施というか、取り組みなのですけども、奈井江町さんを含め長沼町さん、栗山町さんが中学生に向けて取り組みをしているということで、3町とさせていただいております。

以上です。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、4時15分といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時15分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第8号～日程第7 議案第13号（一括議題）

○議 長

お諮りします。

日程第2から日程第7までの6件につきましては、関連がありますので一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算、日程第4、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第13号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例については、一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を柴田予算審査特別委員長に求めます。

柴田委員長。

○予算審査特別委員長（柴田典男君）

ただいま議題となっております議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてほか5件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてのご報告を申し上げます。

3月7日に開会された本会議で、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、6件の議案が付託され、去る3月14日及び15日の2日間にわたり慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書に記載しておりますので、内容については省略をいたしますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定しましたので、報告します。

以上で、報告を終わります。

○議 長

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条

例についてほか5件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長の報告のとおり可決することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長

議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算について反対をする立場で討論をいたします。

私は、予算委員会を通じて、それからただいまの一般質問を通じて、多くは今のアベノミクスのもとで、町長が言われるように華やかな部分も見えますが、後段質問のやりとりで若干触れましたとおり、それぞれの家庭での収支の状況というのは決してよいものではありません。

ご案内のように、就学援助を23%の子供たちが受けているということからしても、まさに格差社会の地方版としてあらわれているのではないかと、こう考えるところであります。

予算執行に当たって、北海道の最低賃金の見直しがされ、また公共事業における道内の労務単価の引き上げもされたところであります。

これらについては、本町予算の組み立ての中に反映されていない部分が多くあります。それぞれの住宅関係にあってもそのことが言えると思っております。

ます。

それから、一昨年度来、町にあっては鳥獣被害を含めた地方創生版の事業を展開しているところではありますが、これらについても昨年28年度事業として推し進められているところでもあります。

とりわけ、エゾシカ等についてのプログラムを多く生まれ、予算執行をされている状況にあります。

新年度予算では、エゾシカ処理加工施設企業誘致促進支援業務委託を含めた予算が大きく組まれており、私は地方創生版のその形として、次に踏み込むものとして予算化が提示されたものでありますけれども、本来的には空知が全体としてどう取り組むかというところでの本町への支援とも見ますけれども、うちの町が少ない職員のもとでこれら空知を束ねながら、改まった仕事をするという部署ではないと、私自身思っております。

前段の労務契約単価等々の問題でも、そのことが言えます。社会福祉協議会との住宅関係での単価の見直しや、それから建設一般の外注している町内業者さんとの単価の積み上げ、ひいてはタクシーにまでも予想したことが種々つながっている、予算化の中で検討しなければならない問題だと思います。

そうしたことをすることで、やはり広く町民に、それから住宅関係の中でより労務単価として適正なものとして支払われると思っております。

そうした意見を述べながら、平成29年度一般会計予算について反対するものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

私は、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

国の地方財政計画においては、地方が1億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災、減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額が確保されたところでもあります。

一般財源総額については、平成28年度を0.4兆円上回る62.1兆円が確保され、地方税が増収となる中で、地方交付税総額については16.3兆円が確保されたところでもあります。

あわせて、赤字地方債である臨時財政対策債の増をプラス0.3兆円の4兆円に発行が抑制されたところでもあります。

また、公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、長寿命化対策等を追加するなど内容が拡充されております。

さらに、緊急防災・減災事業を拡充し、復興・創生期間である平成32年度まで4年間延長されたところでもあります。

東日本大震災から6年となりますが、被災地では今なお政府のさらなる復興支援に期待を寄せているものであり、人口が減少してしまった市町村が活

力を取り戻すには、広域的な連携と継続的な外部からの支援が不可欠であります。

全国の地方自治体において、人的支援をはじめ各種の支援が今後も継続的になされていかなければならないと考えるものであります。

そうした中、平成29年度浦臼町一般会計予算歳入を見たとき、多くを地方交付税に期待できず、財源は国庫支出金や町債に頼らざるを得ないのが現状であります。

厳しい財政状況の中におきましても、職員が知恵と工夫を凝らし、補助金の確保をしております。

また、歳出におきましては、しっかりとまちづくりの基盤の維持形成に資する予算措置がされたものとなっております。

認定こども園建設事業及び防災倉庫の建設、国営造成施設整備事業負担金償還金などの大型投資的予算がありますが、これらの事業につきましても目的基金の繰り入れや地方債の発行による財源確保がされているところであります。

公債費においては、実質公債費比率、平成27年度11.1%になっておりますが、29年度においても継続的に任意繰上償還を実現するため9,930万円の予算措置をしており、町の財政健全化に大いに役立つものであります。

町財政においては、依然として厳しい状況であり、いまだ継続中の浦臼町行財政改革持続プランとの整合性を図りつつ、地域活性化・雇用・子育て施策など、農業、商工業に対する振興策、生活環境の整備、福祉のまちづくりの推進等新たな事業の組み込みをした予算計上となっております。

財政健全化に留意した財政運営を保つには、多くの課題も山積みしておりますが、大局的な見地から判断いたしますと、今後検討を加える余地が多少あることを考慮してもなお次年度以降の予算編成の基礎となるべく位置づけと役割を十分に果たしている予算だと評価いたします。

以上のことから、私は議案第9号 平成29年度一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同くださいますよう心からお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり

り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第9号 平成29年度浦臼町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第10号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第11号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

[REDACTED]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第10 所管事務調査

○議 長

日程第10、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第11 議員の派遣について

○議 長

日程第11 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
したがって、平成29年第1回浦臼町議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分